

令和 7 年

# 小樽市議会第 2 回定例会

令和 7 年 6 月 10 日開会

令和 7 年 6 月 30 日閉会



令和7年第2回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 6月10日～6月30日（21日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 10日（火）	提案説明	
11日（水）	休 会	
12日（木）	”	
13日（金）	”	
14日（土）	”	
15日（日）	”	
16日（月）	会派代表質問 【橋本・中鉢 両議員】	議会運営委員会
17日（火）	会派代表質問 【小池・下兼・松井 各議員】	議会運営委員会
18日（水）	一般質問 【高野・松岩・新井田・中村（岩雄）・ 平戸・高橋・酒井 各議員】	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙）
19日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
20日（金）	”	予算特別委員会（総括質疑）
21日（土）	”	
22日（日）	”	
23日（月）	”	予算特別委員会（総括質疑）
24日（火）	”	総務・経済両常任委員会
25日（水）	”	厚生・建設両常任委員会
26日（木）	”	
27日（金）	”	
28日（土）	”	
29日（日）	”	
30日（月）	討論・採決等	議会運営委員会



令和7年  
第2回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 6月10日（火曜日） 第1日目

1 開 会	1
1 開 議	1
1 会議録署名議員の指名	1
1 日程第1 会期の決定	1
1 日程第2 議案第1号ないし議案第21号及び報告第1号	1
○提案説明 市長（議1～議20、報1）	1
○提案説明 小貫議員（議21）	2
1 日程第3 休会の決定	3
1 散 会	3

○ 6月16日（月曜日） 第2日目

1 開 議	5
1 会議録署名議員の指名	5
1 日程第1 議案第1号ないし議案第21号及び報告第1号	5
○会派代表質問 橋本議員	5
○会派代表質問 中鉢議員	17
1 散 会	30

○ 6月17日（火曜日） 第3日目

1 開 議	31
1 会議録署名議員の指名	31
1 日程第1 議案第1号ないし議案第21号及び報告第1号	31
○会派代表質問 小池議員	31
○会派代表質問 下兼議員	46
○会派代表質問 松井議員	56
1 散 会	72

○ 6月18日（水曜日） 第4日目

1	開 議	73
1	会議録署名議員の指名	73
1	日程第1 議案第1号ないし議案第21号及び報告第1号	73
○	一般質問 高野議員	73
○	一般質問 松岩議員	78
○	一般質問 新井田議員	85
○	一般質問 中村（岩雄）議員	93
○	一般質問 平戸議員	97
○	一般質問 高橋議員	101
○	一般質問 酒井議員	109
	予算特別委員会設置・付託	114
	常任委員会付託	114
1	日程第2 議案第22号	114
○	提案説明 市長（議22）	114
	予算特別委員会付託	114
1	日程第3 陳情	114
1	日程第4 休会の決定	114
1	散 会	115

○ 6月30日（月曜日） 第5日目

1 開 議	117
1 会議録署名議員の指名	117
1 日程第1 議案第1号ないし議案第22号及び報告第1号、陳情並びに調査	117
予算特別委員長報告	117
○討 論 小貫議員	117
採 決	118
総務常任委員長報告	118
○討 論 松井議員	119
採 決	119
経済常任委員長報告	120
○討 論 小貫議員	120
採 決	120
厚生常任委員長報告	121
○討 論 酒井議員	121
採 決	122
建設常任委員長報告	122
○討 論 高野議員	123
採 決	123
1 日程第2 議案第23号及び議案第24号	123
○提案説明 市長（議23、議24）	123
採 決	123
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第9号	124
○提案説明 松井議員（意1～意3）	124
○提案説明 新井田議員（意4）	125
○提案説明を省略することについて諮る（意5～意9）	125
○討 論 横尾議員	125
○討 論 酒井議員	126
採 決	127
1 閉 会	128



第2回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和7年度小樽市一般会計補正予算
2	令和7年度小樽市病院事業会計補正予算
3	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
4	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
5	小樽市税条例の一部を改正する条例案
6	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
7	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
8	小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案
9	工事請負契約について [第3号ふ頭基部緑地整備その2工事]
10	工事請負変更契約について [観光船ターミナル新築工事]
11	工事請負変更契約について [港湾管理事務所新築工事]
12	工事請負変更契約について [後志共同消防指令センター整備工事]
13	動産の取得について [教育用端末]
14	動産の取得について [ロータリ除雪車 (1. 5m/900t級)]
15	動産の取得について [ロータリ除雪車 (2. 2m/2,300t級)]
16	動産の取得について [救助工作車Ⅱ型]
17	損害賠償額の決定及び和解について
18	損害賠償額の決定について [照明の倒壊による建物の外壁損傷に係る損害賠償]
19	損害賠償額の決定について [救助工作車による防護柵及び標識の損傷事故に係る損害賠償]
20	市道路線の認定について [新幹線駅前通線]
21	小樽市非核港湾条例案
22	令和7年度小樽市一般会計補正予算
23	小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について
24	小樽市固定資産評価員の選任について
報告1	専決処分報告 [小樽市税条例の一部を改正する条例]

○意見書案

1	適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の廃止等を求める意見書 (案)
2	米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書 (案)
3	戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書 (案)
4	米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書 (案)
5	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 (案)
6	地方財政の充実・強化に関する意見書 (案)
7	事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書 (案)
8	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書 (案)
9	米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書 (案)

○陳 情

12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について
----	--------------------------------------

◎継続審査中の案件

○陳 情

1	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について

## 質 問 要 旨

橋本議員（6月16日1番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 財政・政策について
- 2 女性への支援について
- 3 公共施設のモニタリングについて
- 4 関係人口について
- 5 その他

# 質 問 要 旨

中鉢議員（6月16日2番目）  
市長、教育長及び関係説明員

## 1 新総合体育館について

- (1) 新総合体育館の入札の不調と今後の対応について
- (2) 新総合体育館の入札不調の影響について

## 2 観光に関連する施策について

- (1) 宿泊税について
- (2) ナイトタイムエコノミーとモーニングエコノミーについて
- (3) ホテル建設への誘導施策について
- (4) 認定日本遺産のブラッシュアップについて
- (5) 新たな観光都市宣言について
- (6) オーバーツーリズム対策について

## 3 駐車場について

- (1) 小樽港クルーズ船ターミナルの駐車場について
- (2) 本市直営の駐車場について

## 4 市職員の居住実態と人口減少対策について

## 5 その他

## 質 問 要 旨

小池議員（6月17日1番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 小樽市立病院の選定療養費について
- 2 公園の投雪について
- 3 接遇マナーについて
- 4 おたる地域子ども教室について
- 5 その他

# 質 問 要 旨

下兼議員（6月17日2番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 オーバーツーリズムについて
  
- 2 北海道新幹線札幌延伸の開業時期の遅れについて
  
- 3 小樽市の市有施設について
  - (1) 新総合体育館について
  - (2) 「小樽港観光船ターミナル」のネーミングライツについて
  - (3) 学校跡利用について
  - (4) 旧第3倉庫について
  
- 4 重層的支援体制整備事業について
  
- 5 その他

## 質 問 要 旨

松井議員（6月17日3番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 公共施設について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 地域福祉について
  - （1）重層的支援体制整備事業について
  - （2）ひきこもり支援について
  - （3）障害者支援について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 教育について
  - （1）魅力ある学校づくりについて
  - （2）教育費について
  - （3）教員の働き方について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 地域医療について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 5 財政について
  - （1）決算見込みについて
  - （2）重点支援交付金について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 6 その他

## 質 問 要 旨

高野議員（6月18日1番目）  
市長及び関係説明員

- 1 道路維持補修について
- 2 交通安全対策について
- 3 その他

## 質 問 要 旨

松岩議員（6月18日2番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 職場内のハラスメントの根絶と心理的安全性の醸成について
- 2 共同親権を選択できる民法等の改正について
- 3 おたる自然の村について
- 4 小樽港高島地区における静穏度の対策について
- 5 タクシー不足について
- 6 その他

# 質 問 要 旨

新井田議員（6月18日3番目）  
市長及び関係説明員

- 1 合理的配慮について
  - (1) 本市における障がい者への合理的配慮について
  - (2) 民間事業者における合理的配慮の法的義務への本市の関わりについて
  
- 2 NHKの受信料について
  - (1) 受信契約について
  - (2) 公用車や公用機器の受信料について
  
- 3 電波法改正に伴う本市への影響について
  
- 4 地域活性化起業人の活用について
  
- 5 株式会社タイミーとの連携協定について
  
- 6 その他

## 質 問 要 旨

中村（岩雄）議員（6月18日4番目）  
市長及び関係説明員

- 1 小樽市立病院の新体制について
  - (1) 小樽市立病院のこれまでの経緯について
  - (2) 小樽市立病院の新たな役割について
  
- 2 看護師確保策について
  
- 3 その他

## 質 問 要 旨

平戸議員（6月18日5番目）  
市長及び関係説明員

- 1 人事異動について
- 2 ナチュラルビズスタイルについて
- 3 その他

## 質 問 要 旨

高橋議員（6月18日6番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 生成A I の活用と規制について
- 2 学校再編について
- 3 その他

## 質 問 要 旨

酒井議員（6月18日7番目）  
市長及び関係説明員

- 1 こども誰でも通園制度について
- 2 その他

## ○出席議員

議席番号	氏名	6月10日	6月16日	6月17日	6月18日	6月30日
1番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○
5番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○
8番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
10番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
11番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
12番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
13番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
14番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
15番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
16番	下 兼 薫	○	○	○	○	○
17番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
18番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
19番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
20番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
21番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
22番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
25番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

## ○出席説明員

職 名	氏 名	6月10日	6月16日	6月17日	6月18日	6月30日
市長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	中 島 正 人	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	—	—	—	—	—
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 委 員 長	平 口 山 和 弘	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	有 村 佳 昭	○	○	○	○	○
水 道 局 長	飯 田 修 二	○	○	○	○	○
総 務 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○
総 合 政 策 部 長	柄 澤 晃 人	○	○	○	○	○
財 政 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	池 田 克 也	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○
福 祉 保 険 部 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
こ だ も 未 来 部 長	津 田 義 久	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	山 岸 博 史	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	○
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
教 育 部 長	野 呂 武 志	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 事 務 局 長	澤 谷 宏	—	—	—	—	—
監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	浅 井 泰 之	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	嶋 崎 哲 也	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	森 田 裕 規	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	佐 藤 暢 起	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

## ○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	6月10日	6月16日	6月17日	6月18日	6月30日
事 務 局 長	中 村 弘 二	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	加 藤 佳 子	○	○	○	○	○
主 査	佐 々 木 昌 之	○	○	○	○	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	松 木 道 人	○	○	○	○	○
書 記	菅 翔 太	○	—	○	○	○
書 記	堤 か お り	○	○	○	○	○
書 記	越 智 美 幸	○	○	○	○	○
書 記	谷 脇 萌 々	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○



令和7年  
第2回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

令和7年6月10日

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和7年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松岩一輝議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月30日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第21号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第20号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和7年第2回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和7年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号小樽市一般会計補正予算の主なものといたしましては、オーバーツーリズム対策として、当初予算に計上しているGPS人流データを使用した観光入込調査において、市内全域のオーバーツーリズムの状況を把握するためのメッシュ分析を追加するほか、過度な混雑が生じる地域、時間帯の分散化・平準化に資する旅行商品コンテンツを造成する実証事業などに必要な経費を計上いたしました。

また、高齢者等を対象とした新型コロナウイルス感染症予防接種の定期ワクチン費用の追加や、介護施設等の空調設備整備に対する補助を行うほか、港湾関連3賞受賞記念事業において、小樽港第3号ふ頭に寄港する帆船「海王丸」の一般公開イベント開催経費に対する補助を追加するなど、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は2億1,279万3,000円の増となり、財政規模は663億8,876万9,000円となりました。

次に、議案第2号の小樽市病院事業会計補正につきましては、小樽市立病院に寄せられた寄附金を病院事業資金基金に積み立てるため、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第20号までについて説明申し上げます。

議案第3号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を

改正する条例案につきましては、個人番号を含む個人情報を利用できる事務に進学・就職準備給付金の支給に関する事務を、利用できる個人番号を含む個人情報に同給付金の支給に関する情報を追加するものであります。

議案第4号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定するものであります。

議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定親族特別控除について定めるとともに、加熱式たばこに係る課税標準の見直しを段階的に実施するものであります。

議案第6号小樽市特定教育・保施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第8号小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、旅館業の営業の許可等に際して考慮すべき周辺施設の対象を拡大するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号工事請負契約につきましては、第3号ふ頭基部緑地整備その2工事として、親水空間エリアやイベントエリアの緑地整備工事の請負契約を締結するものであります。

議案第10号から議案第12号までの工事請負変更契約につきましては、観光船ターミナル新築工事、港湾管理事務所新築工事及び後志共同消防指令センター整備工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第13号から議案第16号までの動産の取得につきましては、教育用端末、ロータリ除雪車及び救助工作車Ⅱ型を取得するものであります。

議案第17号損害賠償額の決定及び和解につきましては、河川構造物収去土地明渡請求事件に関し、損害賠償の額を定め、及び裁判上の和解をするものであります。

議案第18号及び議案第19号の損害賠償額の決定につきましては、令和5年11月17日に発生した建設部が管理する照明の倒壊による建物の外壁損傷に係る損害賠償及び令和6年10月6日に発生した消防本部の救助工作車による防護柵及び標識の損傷事故に係る損害賠償について、それぞれの賠償額を決定するものであります。

議案第20号市道路線の認定につきましては、新たに新幹線駅前通線を認定するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税種別割に係る標準税率の区分の見直しなど、令和7年度税制改正に伴う改正を行うため、市税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第21号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 提出者を代表して、ただいま上程されました議案第21号小樽市非核港湾条例

案について、提案理由を説明申し上げます。

間もなく広島、長崎への原爆投下から80年。いまだ世界には1万2,000発以上の核兵器があり、うち4,000発が配備され、核保有国や核依存国は、核兵器は安全保障のためなどと核抑止論にしがみついています。

この下で、3月3日から核兵器禁止条約第3回締約国会議が開催され、政治宣言を全会一致で採択し、核抑止論を批判し、核兵器廃絶を求める世界の主流を示しました。採択された政治宣言のタイトルは、「世界の不安定が高まる中で、核兵器のない世界への我々の誓約を強化する」です。この締約国による確固たる決意に応じて、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に参加することが急がれています。

さて、小樽港には、毎年のようにアメリカの艦船が入港していきます。小樽市は、外務省からの回答、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断しているをうのみにし、直接の確認は取れていません。

提案の条例案は、核兵器搭載の有無について非核証明書の提出という具体的な手続を定めるものです。このことにより、国是である非核三原則を確実に守ることにつながり、核兵器廃絶の世論を高めることにもなります。

以上、全会派の賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月15日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午前10時12分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 岩 一 輝

議 員 高 橋 龍



令和7年  
第2回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

令和7年6月16日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白川貴城議員、下兼薫議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第21号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）（拍手）

○9番（橋本布美絵議員） 令和7年第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

第1項目め、財政・政策について。

令和6年度の観光入込客数は7年ぶりに800万人を超え、物価上昇の影響もありながら、国内旅行需要も増えており、これまで課題でありました宿泊客が、統計以来、最多記録を2年連続更新するなど、迫市長をはじめ、理事者の皆様がコロナ禍や大規模災害の影響を乗り越え、御努力された結果であると感じています。

コロナ禍以降、開設された観光施設や宿泊施設も増え、ますますにぎわいが期待される中、新たな課題への対策やリスクマネジメントなど、持続可能な市政運営への戦略が求められます。

本市にとって最重要課題であります人口減少問題や、災害への備えとともに、誰でも安心と安全が得られ、QOLを高めていけるような、さらなる福祉の充実を目指してまいりたいと思います。

令和6年度決算見込みについて質問いたします。

歳入について、予算現額691億7,200万円に対し、翌年繰越額を考慮しても31億6,600万円の減となります。

歳入が減となった主な要因をお示してください。

歳出については44億6,200万円の減となり、財政調整基金を積み増すことができましたが、実質単年度収支はマイナスに転じ、令和7年度当初予算では、既に13億4,000万円ほど財政調整基金を取り崩す予算編成となっています。

財政の健全化を確保していくため、令和5年12月に、令和7年度までの小樽市収支改善プランを、より先を見据えて、将来に備えながら、持続可能なまちづくりのための財政の健全化を確保するため、改めて、令和6年度から令和15年度までの10年間の期間として、小樽市中長期財政収支計画を策定しております。今後、起こる不測の事態を想定して、財政調整基金に頼らない財政運営を目指していくことが求められております。

計画の初年度となる令和6年度の決算見込みを受けての、今後の財政状況の見通しを御説明ください。

令和7年度補正予算に関してお聞きいたします。

冒頭申し上げましたように、令和6年度の観光入込客数は7年ぶりに800万人を超え、806万8,800人となり、コロナ禍からの大きな飛躍が見られました。

そんな中、補正予算に計上されましたオーバーツーリズム対策や、観光の見える化への施策の予算が計上されました。

インフルエンサーは何人で、どれぐらいの発信頻度を想定しているのでしょうか。

また、観光政策では、今後の、新型コロナウイルス感染症のような感染症や、災害でのリスク管理とともに、リスクの分散化も念頭に置いた戦略も必要です。不測の事態を想定した取組について、見解をお示してください。

2021年の後半から上がり続けた物価は今後も続くと思われるが、今定例会の議案にありますが、今後も、工事請負契約に係る費用や除雪車等、動産取得なども高騰していくことが見込まれ、重機などは入手するにも時間を要する傾向があると聞きますので、計画的な購入の検討も必要です。また、人手不足などから来る人件費の高騰などからも、今後の市の財政運営において、これよりも職員一人一人がさらに危機意識を持ちながら施策遂行に当たる必要があります。

これまで長い間検討を重ねてきました小樽市新総合体育館整備事業に関しても、いよいよ事業者の選定となりましたが、一般競争入札の表明がなく、年内の着工が難しい状況となりました。現在、構想当初の時点からは想像を超えた物価高であり、これまでも、事業費の見直し、修正もしてきましたが、結果、応札に至らなかったことも判断が難しいところではあるかと思えます。

先月の市長記者会見でも聞き取り調査をし、検討するとありましたが、新総合体育館は防災の拠点としての機能も備えることを考え、必要な施設であるということを前提に、小樽市公共施設総合管理計画なども踏まえると、慎重な判断が求められます。

計画を進める場合に、工期がずれ込むことによる、ほかの公共施設の整備などへの影響はありますでしょうか。

建設時期がずれ込むことにより、現在の体育館の課題となっているトイレやシャワー等の給排水設備等の改修が必要になると思いますが、その場合の試算等はあるのでしょうか。

第1項目め、以上で質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 橋本議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政・政策について御質問がありました。

初めに、令和6年度決算見込みの歳入において、予算現額との乖離が生じた主な要因につきましては、繰入金及び繰越金において、財政調整基金繰入金の減などにより15億2,300万円の減となったほか、市債では、建設事業費の減などにより7億6,600万円、国庫支出金では、社会資本整備総合交付金の減などにより5億5,400万円がそれぞれ減となったものであります。

次に、今後の財政状況の見通しにつきましては、令和6年度決算見込みは、実質収支がプラスとなり、財政調整基金の残高も増えることとなりましたが、令和7年度当初予算編成において財源不足が生じ、財政調整基金を13億4,000万円取り崩していることに加え、物価高に伴う歳出拡大の傾向も続いていることなどから、令和8年度以降も厳しい収支状況が続き、財政調整基金の残高の確保についても苦慮するものと考えております。

今後とも、将来にわたり安定した財政運営を維持することができるよう、小樽市中長期財政収支計画の収支改善に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、インフルエンサーの人数と発信頻度につきましては、韓国、台湾、中国、それぞれの国、地域で各1人、計3人を予定しております。

また、発信頻度につきましては、発信手法や発信内容と一体的な検討が必要であることから、今後、実施する公募型プロポーザルの中で、より効果的な提案内容を採用してまいりたいと考えております。

次に、不測の事態を想定した取組への見解につきましては、観光政策においてリスク管理は重要と考えており、災害発生時における観光客への対応策として、市と観光関係者向けの「小樽市観光客等の災害対応マニュアル」を整備いたしております。また、令和8年4月から導入を予定している宿泊税の使途の検討を進める中で、不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための活用についても検討したいと考えております。

次に、小樽市新総合体育館整備事業の工期変更に伴う他の公共施設整備への影響につきましては、今後、副市長をトップとする検討委員会により、新総合体育館の整備に向けた課題を整理することとしておりますので、現時点では、具体的な影響についてお示しすることはできません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(中島正人)** 橋本議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政・政策について御質問がありました。

新総合体育館の建設時期がずれ込むことによる、現在の体育館の改修の試算等につきましては、小樽市新総合体育館整備事業は、今後、入札参加者がなかった要因について検証する予定でありますので、現時点では、改修に係る試算は行っておりませんが、今後の状況を踏まえ、どの程度の改修が必要か判断し、試算してまいりたいと考えております。

**○議長(鈴木喜明)** 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 9番、橋本布美絵議員。

(9番 橋本布美絵議員登壇)

**○9番(橋本布美絵議員)** 第2項目め、女性への支援について。

人口減少問題を考えるとき、女性に選ばれるまちになることが語られます。市内に住み続けたいと思う女性を増やすことが重要であり、女性に向けられるまなざし次第で、まちはもっと選ばれ、実際に成果を上げている自治体もあります。

従来、男は仕事、女は家庭という性別の役割が、男は仕事、女は家庭と仕事と新たな性別分業に変化しているとも言われています。地方特有のジェンダーギャップや、地方に残る女性を遠ざける慣習を理解し、解消することが必要です。

ジェンダーギャップの解消のために市が取り組んでいることをお示してください。

先日、昨年御結婚された女性から相談を受けました。その内容は、今後、妊娠し、出産することで仕事ができなくなることや、生活が変わることへの不安でした。今は共働きも当たり前の時代であり、その方も働き続けたいとの希望があります。

近年は子育て支援が充実し、幼児教育から高校までは実質無料であることや、これから生まれてくる子供たちが大学へ行く頃には高等教育への支援も今より充実するであろうこと、産休、育休の制度や受けられる給付に関してお伝えしました。

今の若い方は、このような情報を得ることはさほど難しくはないはずですが、それでも、不安を抱える中、誰かに寄り添ってもらいたいと思う気持ちはよく分かります。そのとき、本市の子育てガイドブッ

クを持参し、渡しますと、喜んでいただきました。

人口減少対策には、将来、子供を欲しいと思っている方を増やすことが大切なのは当たり前ですが、そもそも、結婚してから妊娠、出産するまでの間の方たちへきちんと寄り添えているのか、考えるきっかけとなりました。

プレコンセプションケアなどの妊娠に向けた健康管理や経済支援など、出産を望む方への情報提供もその一つではないでしょうか。

プレコンセプションケアについて御説明ください。

婚姻届等を提出した際にされている情報提供はありますでしょうか。また、その必要性について、見解をお示しください。

女性のデジタル人材育成について質問いたします。

政府は、今月に入り、女性活躍や男女共同参画の重点方針「女性版骨太の方針2025」の原案を示しました。五つの目標を掲げ、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」や、「全ての人が希望に応じることができる環境づくり」などが示されております。

厚生労働省の「雇用の分野における女性活躍推進等に係る現状及び課題」によると、令和5年の女性の労働人口は3,124万人、労働力総数に占める割合は45.1%とあります。女性の年齢階級別就業率は、婚姻、出産などのイベントによる25歳から35歳に一度下がり、その後、50歳をピークに上がる、いわゆるM字カーブが知られていますが、令和5年ではカーブが浅くなり、男性同様、台形に近づきつつあることが分かります。

また、女性の年齢階級別正規雇用比率は、令和5年でも、子育て世代である30歳代以降に低下するL字カーブを描いていますが、平成15年と比較すると大きく上昇しています。しかし、女性の年齢階級別就業形態のグラフでは、正規の職員・従業員のピークが25歳から29歳となっており、働く人は増えているのに、年代が進むにつれ非正規で働く人が増えています。

様々な時代背景とともに女性の労働人口は増える中、労働環境の変化はまだまだ乏しく、「女性版骨太の方針2025」の原案にも、L字カーブ解消に向けた取組の強化として、「女性の非正規雇用労働者の正社員転換等の促進」や、「非正規雇用労働者へのリスクリングの推進」が記されております。女性のライフイベントには、就業や働き方に選択を迫られる場面がまだまだ幾度もあります。

これまでの二十数年の間、男女雇用均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法などの法整備が進み、労働人口が増えてきていることはグラフからも見てとれますが、さらに、働きたいと思う女性が望む働き方ができ、ワーク・ライフ・バランスを充実させることが潜在的な労働人口としての女性の就業促進や、自身の将来設計をすることができる選択肢を増やすことになるのではないのでしょうか。

L字カーブ解消の必要性について、見解をお示しください。

L字カーブ解消の取組についてジェンダーギャップの解消などが必要と考えますが、今後の取組について、何かお考えがあれば御説明ください。

第3次小樽市男女共同参画基本計画には、女性が働き続けるための条件整備として令和3年と平成23年の調査結果があり、「保育・介護の施設やサービスの拡充」、「育児・介護休暇制度の普及、充実」が上位を占めていますが、過去の調査と比較すると、「労働条件面で男女差をなくす」、「労働時間短縮や休日増加の推進」の割合が増加しているのが分かります。

この調査結果から見えていることはどのようなことでしょうか、お示しください。

昨年度までの女性復職支援事業に替わり、今後は、市内企業を紹介するポータルサイトを整備し、復職支援などの市内企業の職場環境をPRするとのことですが、その地域雇用活性化推進事業では、おた

るキャリアサポートという企業とのマッチングを進める事業が始まりました。スキルアップのためのセミナーなども開催しているとのこと。

本市においても、課題である企業側の人手不足の解消には多様な働き方への理解を深めることが求められ、変革が必要な時代となりました。

今後、企業への働きかけが重要となると同時に、誰もが安心して住み続けられる地域の構築に向けて、市民自ら就業能力を高める必要があると考えます。特に、女性がライフイベントに左右されずに自分らしく働くことができたなら、潜在的な労働力の掘り起こしとともに、生きがいの創出などが期待できます。

おたるキャリアサポートの事業の目的について御説明ください。

本市では、人口減少の緩和や地域経済の活性化を目的に、IT企業のサテライトオフィスの誘致などを進めています。近隣にはデータセンターがあり、石狩湾には光海底ケーブルなどのITインフラが整った小樽市の立地の有用性を最大限に生かすことで、若年層の雇用促進、市外からの移住者増のほかに、空き家対策などの地域課題など、多方面で課題解決が期待されます。

令和6年第4回定例会経済常任委員会での当会派、新井田議員の質問に、企業からの要望等に対する答弁で、「企業からは、その企業が提出するソリューションやサービスを活用する地場企業をいかに増やしていくか。また、進出した際の人材確保などについてお聞きしております。」とありました。

この声を受けて取り組んだことがあればお示しください。

私は、昨年的一般質問でも女性のリスキリングへの支援を質問しており、厚生労働省指定の1万6,000もある資格講座などの受講に補助する教育訓練給付金の制度の周知などを提案しました。物価高に収入が追いつくためにも、リスキリングによる個々の能力向上が構造的賃上げを進めることに有効的と考えます。

急速に進化するデジタル社会に向け、新たな分野で活躍するためのスキルを習得し、女性の柔軟な働き方を実現できたならば、地域社会との新たな連携や結びつきを築くことにもなるでしょう。例えば、50歳代の私と同世代の方には全くパソコンが使えない人もたくさんおり、高齢者予備軍である年代では、今後ますます進む様々な進化についていくためにも、リスキリングの意識は必要です。国を挙げて取り組む女性デジタル人材育成は、地方が抱える最大の課題である人口減少社会で求められるスキルであり、収入を増やし、将来設計ができることで、生活保護受給者増の抑制などの社会保障の課題や、本市の魅力を生かしたIT企業の誘致を進めるための求められる人材の確保など、多角的な課題解決の糸口があります。

リスキリングの必要性への見解をお示しください。

全国的にも女性に特化したデジタル人材育成プログラムが実施されています。その多くは、地方都市であり、若い女性の大都市への流出が顕著に見られることへの対策でもあります。

兵庫県豊岡市では、民間企業と連携し、一時保育のある子育て支援施設を利用し、間口を広げ、参加者への敷居を下げています。企業へはデジタル化のメリットなどを啓発し、ハローワークと連携でマッチング事業を通してデジタル人材を地元に着させます。そしてさらに、市の事業によって育成し、就労した女性デジタル人材が後輩となるセミナー受講者の育成やキャリア相談に携わるなど、地域での好循環も生まれています。

このように、自治体と人材育成から就労支援までサポートする民間企業と連携し、女性が子育てや介護の合間に学べる環境を整え、女性のキャリアアップやリスキリングの機会をつくることは本市にとっても有効なことであると考えます。また、就業を通してデジタルスキルを持つ人材が地域と関わること

は、地域のDXの促進も期待できるのではないのでしょうか。

働き方としては、在宅ワークも選択肢として考えられます。地元に住みながら、地方の仕事をすることも可能となります。しかし、どこでも仕事ができることは人口流出につながるのではないかと懸念もあります。市の事業としてのデジタル人材育成は、市内で働くことが一番望ましいわけですが、市民の多くは小樽市に住み続ける理由がある方も多いと思います。たとえ、市外の仕事であっても、仕事があれば地元になりたいと思う人もたくさんいます。

女性が抱える様々な課題を前にして働くことを諦めることがないよう、そして、賃金格差などの課題解決や、社会と関わりながら人生設計ができることで、人生100年時代を小樽市で安心して暮らしていきけるよう、官民連携を念頭に、地域女性活躍推進交付金などの補助金を活用するなどして、リスクリングの機会の創出が本市においても必要と考えます。

デジタル人材育成に関して、国や道の人材育成プログラムなどの活用や、民間事業者との連携の必要性について、見解をお示しください。

女性は、男性に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、低賃金や不安定な身分などの不安を抱えている方も多いと思われます。そういった中で、女性の働き方を含めた、女性が活躍できるための支援について、市長の率直な見解をお示しください。

第2項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、女性への支援について御質問がありました。

初めに、ジェンダーギャップ解消に向けた市の取組につきましては、これまで、ジェンダー格差の解消や、ワーク・ライフ・バランスの実現をテーマとした外部講師を招聘しての講演会やセミナー、パネル展の開催のほか、男女共同参画情報誌「ばるねっと」の市関連施設や関係機関などへの配布を通じて、市民の皆さんへの周知、啓発を行っているところであります。

次に、プレコンセプションケアにつきましては、若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うこととされており、次世代を担う子供の健康にもつながるものとして、近年注目されている概念であります。

次に、婚姻届受付時の情報提供につきましては、プレコンセプションケアなどの妊娠に向けたものは行っておりません。しかしながら、プレコンセプションケアなどに関する情報は重要であると考えておりますので、多様なライフスタイルがある中で、どのようなタイミングで提供するのが効果的であるか検討してまいりたいと考えております。

次に、L字カーブの解消の必要性につきましては、L字カーブは仕事と家庭の両立の難しさから離職し、再就職の際の非正規雇用化が原因とされております。L字カーブの解消による正規職員としての雇用継続は、キャリア形成や収入の安定、ワーク・ライフ・バランスの実現につながることから、男女共同参画の推進に資するものと考えております。

次に、L字カーブ解消に向けた今後の取組につきましては、L字カーブの解消を阻む要因といたしましては、女性に家事や育児の負担が大きいことが挙げられます。これは、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきといった性別役割分担意識によるところではありますが、男女共同参画に関する市民意識調査の結果比較では、全体ではその意識が少しずつ薄れてきてはいるものの、性別や年代によって差が生じてい

る状態となっております。そのため、この性別役割分担意識の解消や、子育てしながらでも働きやすい環境の整備が必要ですので、庁内の関係部署で連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、女性が働き続けるための条件整備に関する調査結果につきましては、過去の市民意識調査と比較いたしますと、結婚、出産、育児に関係なく、仕事を持つほうがよいと考える方が増えていることから、仕事と子育ての両立などのワーク・ライフ・バランスの実現のため、就業の場における待遇面の改善など、より働きやすい環境の整備が求められているものと考えております。

次に、おたるキャリアサポートの事業目的につきましては、市内求職者が求める働き方や仕事の適性について、キャリアコンサルタントが丁寧な聞き取りを行い、その希望や適性に応じた企業とのマッチングをサポートすることで、就職活動における不安や雇用のミスマッチの解消を図り、雇用につなげることを目的としております。

次に、IT企業のサテライトオフィス誘致活動の中で、企業の声を受けて取り組んだことにつきましては、進出を検討している企業のサービス内容を説明するため、市内企業や商工会議所等との面談の機会をつくっております。また、人材確保に関する取組につきましては、進出を検討している企業が本市で実施した自社を紹介するセミナーの開催に当たり、必要な支援を行っております。

次に、リスクリングの必要性につきましては、DXの加速化により、業務における様々な場面でデジタルスキルが求められるようになってきているなど、企業や労働者を取り巻く環境が急速に変化する中、リスクリングは女性のキャリアアップや再就職にもつながるものであり、その必要性は増してきているものと考えております。

次に、国等のデジタル人材育成プログラム活用の必要性につきましては、女性に限らず、労働者のキャリアアップや再就職に当たり、デジタルに関する知識・能力を身につけることはプラスになると認識しておりますので、人材育成プログラムの活用は有効であると考えております。

また、民間事業者との連携の必要性につきましては、事例研究が不足いたしておりますので、先進自治体の事例などについて調査してまいりたいと考えております。

次に、女性が活躍できるための支援につきましては、女性が活躍するためには、仕事と家庭の両立、働き続けられる環境の整備、男性の意識改革などを進めていく必要があります。第3次小樽市男女共同参画基本計画には、これらを進めるための性別役割分担意識の解消や、労働環境の改善に向けた施策を位置づけていることから、当計画を推進することが女性活躍につながっていくものと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）

**○9番（橋本布美絵議員）** 第3項目め、公共施設のモニタリングについて。

本市の公の施設一覧を見ますと159施設あり、学校・保健所を除いても129施設あることが分かりますが、小樽市公共施設再編計画では、人口減少が進む中で、今後の公共施設の在り方を検討しております。

再編の考え方や再編方法について御説明ください。

小樽市公共施設再編計画には、「再編を検討すべき『対象施設』を選定し、再編方針や再編手法を検討することで、再編後の具体的な公共施設の姿を提案している」とあります。公共施設の再編には、立地、利用者数、老朽化による耐震などの安全面や衛生面などが考えられます。現在、本市の公共施設の多くは、小樽市公共施設長寿命化計画の下、改修などが必要な施設が多いのが現状です。今後、再編が進む中、市民の福祉を増進するためのサービスを提供し、多くの市民に必要とされ、また施設によっては魅

力のある観光資源として、それぞれが愛される施設であり続けるために、常に市民の声に耳を傾けることが必要ではないでしょうか。

保健所や小樽市総合福祉センターの移転もありましたが、これまでに再編した施設の中で、施設移転後に受けた市民、利用者からの声があればお示しください。

人口減少によるサービス提供の担い手不足も今後ますます心配される中、利用者の多様なニーズに応えるには、民間事業者の持つノウハウを活用するなど、サービスの目的を効果的に達成するための柔軟な発想が求められ、今年度から、旧日本郵船株式会社小樽支店に指定管理者制度が導入されています。

一般的に、公共施設に指定管理者制度を導入することのメリットをお示しください。

指定管理者が導入された施設は、毎年度、事業報告書が提出されることとなっていますので、事業報告書を基に施設の所管課とのヒアリングがなされ、その中で様々な課題も見えてくるものと思います。

この事業報告書ではどのような報告がされているのでしょうか、御説明ください。

公共施設の再編をしていく中で、例えば、施設総量の削減などによる利便性の変化なども考えられ、遠くはなったが使いやすくなったといった、利用者にとって恩恵のある施設になるために、数ある公共施設がそれぞれに利用者の声に応えるためのニーズ把握への努力は必要になるでしょう。サービスの目的を効果的に達成し、経費の削減や費用対効果を上げつつ、利用者にとって恩恵が得られる施設になるには、目指す指標と明確な評価基準が必要です。もちろん、指定管理者と施設の所管課の双方がモチベーションを保つ仕組みにすることが肝要です。

指定管理者による施設利用者のニーズ把握の手法としてはどのようなものがありますでしょうか。指定管理期間中に、指定管理者による自主事業で成果のあった事業があればお示しください。

先日、東京都武蔵野市にある図書館をメインとした複合施設へ会派視察に伺いました。武蔵野市では、指定管理者制度が導入されている公の施設にモニタリング・評価制度が設けられています。一次評価では、指定管理者によるセルフモニタリングをします。施設所管課では、事業報告やヒアリング、セルフモニタリングや利用者のアンケートなどを基にした評価をし、課題を明確にすることや、相互の認識差異などの確認をします。その後、外部委員による二次評価を受け、利用者目線での多角的な意見や助言を受け、課題を抽出します。

総合評価で5段階に分けられていますが、視察でお話を伺った際に感じたのは、総合評価の最高位を目指すことがよりよい施設運営のモチベーションになっていることが分かりました。

ウイングベイ小樽への行政機能移転や、今後、再検討される小樽市新総合体育館などや、再編などで変わりゆく公共施設が市民福祉を高める施設になるため、実証実験として、指定管理者制度が導入されている施設で取り組んでみていただきたいと思います。

時代の変化とともにニーズは変わるものですが、その時代に即したサービスを提供するためにも、それぞれの公共施設が市民に必要とされているのか、信頼をされているのかを客観的に判断する指標が必要です。

公共施設のモニタリングについて、見解をお示しください。

公共施設への指標、目標の設定が必要だと思いますが、現在の小樽市のモニタリングの取組についてと、今後への課題があればお示しください。

以上、第3項目め、質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) ただいま、公共施設のモニタリングについて御質問がありました。

初めに、再編の考え方や再編方法につきましては、小樽市公共施設再編計画では、将来に過度な負担を残さず、持続可能な市民サービスの提供を図るため、施設総量の削減、小樽市の特性や市民ニーズの変化への対応、安全性の確保という三つの再編方針に基づき、必要な機能の規模や財政負担の縮減などの検討を行い、統合化や複合化などを進めることとしております。

次に、施設移転後の市民や利用者からの声につきましては、ウイングベイ小樽への移転を例に申し上げますと、駐車場が広がった、部屋が明るくなりきれいになった、空調が効いているなど、利用環境が改善したとの御意見がある一方で、駐車場からの経路が分かりづらい、室内の音が響き過ぎるといった御意見も寄せられております。

次に、指定管理者制度を導入するメリットにつきましては、単なる施設の管理業務にとどまらず、自主事業やイベントの実施などを通じて施設の魅力を高めるなど、民間のノウハウを活用し、多様化する市民ニーズに、より効率的、効果的な対応が可能となり、市民サービスの向上や経費の削減などが期待できるところであります。

次に、指定管理者が提出する事業報告書につきましては、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例第9条第2項に基づき、管理業務の実施状況及び利用状況、利用に関する収入の実績、管理経費等の収支状況等、管理の実態を把握するために必要と認める事項を記載することとなっております。

次に、施設利用者のニーズ把握の手法につきましては、指定管理者が基本協定書に基づき、利用者アンケート等を実施して、施設利用者のニーズを把握することとしております。

次に、指定管理者による自主事業の中で、成果のあった事業につきましては、市民会館では伝統文化やダンスのイベント、小樽市総合体育館ではサッカー教室などの各種スポーツ関連の教室を実施したことにより、利用者の増に寄与したほか、市民の参加や出演の機会創出により、文化スポーツの振興、さらには健康増進にも寄与したものと考えております。

次に、公共施設のモニタリングにつきましては、モニタリングとは施設の管理運営が適切に行われているかを確認することであり、管理運営上の問題点を早期に発見し、必要に応じて改善の取組を行うことで、市民サービスの質向上及び経費削減が図られるものと考えております。

次に、本市におけるモニタリングの取組及び課題につきましては、基本協定書に基づき、指定管理者からは、毎年度、事業報告書及び自己評価報告書の提出があり、事業計画達成度や利用者の満足度について検証し、次年度以降の業務内容に反映するよう取り組んでいるところでありますが、さらなるサービス向上や利用者の増加を図るためには、より適切なモニタリングの手法について研究してまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、橋本布美絵議員。

(9番 橋本布美絵議員登壇)

○9番(橋本布美絵議員) 第4項目め、関係人口について。

本市の最重要課題であります人口減少問題を考える上で、関係人口の創出は、地域の活性化・地域資源の活用、移住・定住などの可能性があり、本市でも重要な施策との認識であるかと思います。

昨年の観光入込客数は800万人を超え、将来、関係人口に代わる可能性のある交流人口を経済活動の面だけではなく、どのように捉えるかも重要であります。これまで以上に多様で積極的な関わりが必要で

す。

SNSでは、小樽市を訪れた方々が画像や動画を上げているのをよく見かけます。また、本市のインスタグラム公式アカウントは、道内の公式アカウントを持つ自治体の中でも、数少ない1万人を超えるフォロワーがいる自治体で、観光や市政のお知らせだけではなく小樽市の暮らしを伝える内容が魅力的なのも要因かと思えます。

私は、令和6年第1回定例会予算特別委員会にて移住政策について質問しました。当時は、道内で公式インスタグラムアカウントがある自治体の中でフォロワー数が一番多いことから、双方向の交流を持つ活用をすべきではないのかと質問しています。そのときの答弁では、移住政策にどのように生かすことができるのかについては研究する必要があるとのことでした。

その後、SNSのさらなる生かし方について、どのような検討がなされたのでしょうか。

本市のインスタグラムフォロワー数は、この1年で1,000人増えて、現在1万3,000人です。全国的にも1万人を超える自治体はそれほど多くないと言われています。しかし、昨年質問した時点では函館市には公式アカウントがありませんでしたが、それから1年で、現在2万6,000人おり、残念ながら道内1位の座を譲ってしまいました。その背景には、函館市がインスタグラムをきちんと運用していることが分かります。函館市は、「#hakodate\_photo」とハッシュタグをつけた発信をリポストすることで、フォロワーが増えたとの見方がされています。

フォロワー数イコール人口増と乱暴なことは言いませんが、本市と函館市の持つ観光地の人口減という共通課題があることを考えると、函館市の努力は必然ではないかと感じます。旅行者によるSNSの発信や、本市の公式SNSアカウントでの発信は単方向ではありますが、双方向のつながりを持つことで関係人口になってもらう可能性はあり、単に、広報のツールではなく、運用することで関係人口に変換させることができるのではないのでしょうか。

関係人口創出のためのSNSの運用について、見解をお示してください。

地域おこし協力隊の制度ができて15年以上が過ぎました。現在も多くの自治体で活躍している協力隊の方々がおられます。地域との関わりを持ちながら、働くローカルキャリアの入り口として定着し、若い方の就職・転職先としての当たり前の選択肢ともなっています。制度設計などで幾つかハードルはあるかと思いますが、今のところ、本市での活用実績はありません。

地域おこし協力隊制度の活用に関しての今後の方向、課題があればお示してください。

地域おこし協力隊では、たくさんの好事例が生まれている中、協力隊と地域・自治体とミスマッチする場合もあるそうです。自分がやりたいことと受入れ側の求めることのギャップに悩まされたりすることがないように、おためし地域おこし協力隊や、地域おこし協力隊インターンといった制度もあります。

この制度を使用している自治体も増えてきており、協力隊を採用することを目的にしつつも、その前段階の関係人口を増やす目的にもなっています。

おためし地域おこし協力隊は2泊3日から1週間、地域おこし協力隊インターンは2週間から3か月の期間、地域と関わり、実体験または協力隊としての着任をイメージする制度で、北海道にもポータルサイトがあり、近隣では余市町が募集をしています。

おためし地域おこし協力隊や地域おこし協力隊インターンの活用について見解をお示してください。

総務省の「二地域居住・関係人口」ポータルサイトでは、おためし地域おこし協力隊や地域おこし協力隊インターンなどの制度を利用した、民間企業での取組も紹介されています。その中に、遊ぶ広報との取組があり、自治体に宿泊し、体験したことを自身のSNSアカウントで発信することで、滞在中の宿泊費や食事などの費用のうち、1日5,000円程度を補助するプログラムであります。

さきに申したように、たくさんの旅行者がそれぞれSNSでの発信をしてくれている本市でありますので、発信そのものよりは、発信者とのつながりを持つことができる双方向の関係・関係人口創出となります。このような募集には、これ以上ない観光資源を持っている本市の強みが活かされるのではないのでしょうか。

関係人口を創出する上で、民間企業との連携などについて、見解をお示してください。

関係人口を増やすといっても、成果設定は難しく、予算・人員にも課題があります。

では、本市にとって、若者へのアプローチをする場合、最も関係を構築しやすい存在は誰でしょうか。それは、これからまちを出ていく子供たちであり、出身者が最も確かな地域の資産と考えます。進学や就職などで多くの子供たちは小樽市を離れます。そうすると、地域とのつながりは家族などに限られてしまいます。離れることは仕方ないことであり、私たちはいつか小樽市へ帰ってきたいと思えるまちに、将来の選択肢であり続ける努力をしなければなりません。しかし、転出をきっかけに地元地域とのつながりがなくなれば、郷土愛や帰属意識といった心のつながりに距離が生まれてしまいます。子供たちの地元愛という思いまでも手放してしまつては、これほどもったいないことはありません。

地域を離れる子供たちとつながり続ける必要性について、見解をお示してください。

全国的にも転出していく若者とどのようにつながり続けるか、試行錯誤をしている自治体も増えてきているようです。和歌山県和歌山市などでは、事前に登録してもらうことで、自治体からの情報を若者に届きやすい形に編集し、LINEやメルマガで配信しています。また、地元メディアと連携し、気になるニュースや地元企業の紹介などもしています。地元企業との連携で、ふるさと便を送るなどで登録を促すとともに、地元の製品などを受け取ることでふるさとへの意識が高まり、ふるさと納税につながった事例もあるそうです。そうする取組により、Uターンをする若者を増やす結果も出ています。

私たちも、生活の中で、テレビなどのメディアで北海道や小樽といった言葉を見たり聞いたりすると、はっと意識が向きます。そのように、故郷の情報に触れることは、その都度、思いを確認する作業となると思います。今どきの若者が好む、緩い関係人口であり続ける好事例と言えるのではないのでしょうか。

このような中長期的な観点でのつながりの構築を目指す上で、本市の課題があればお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) ただいま、関係人口について御質問がありました。

初めに、SNSのさらなる生かし方の検討につきましては、市の公式SNSの充実や、移住情報サイト「笑になるおたる」との連携強化などについて検討を進めてきており、この一助とするため、民間企業と連携し、令和7年4月から9月までの間、試行的にSNSに関する知見を有するアドバイザーから助言を受けることとしております。

次に、関係人口創出のためのSNSの運用につきましては、先ほど申し上げた検討を進めることで、さらなる本市の認知度向上や、本市への興味・関心の拡大につながり、このことが関係人口の創出にも資すると考えておりますので、SNSアドバイザーからの助言も参考にしながら、実施可能な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊制度の活用に関しての今後の方向及び課題につきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい本市において、地域力の維持強化を図る担い手となる人材を確保する手段として有

効な制度であることから、現在、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSにおいて、北海製罐第3倉庫及び周辺施設の観光客周遊に向けた調査等を活動内容として、協力隊の募集を行っているところでありますが、さらなる制度の活用について、今後も検討してまいりたいと考えております。また、活用に当たっては、応募者数の確保や隊員側と自治体側の求める活動内容のミスマッチの解消等が課題であると考えております。

次に、おためし地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊インターンの活用につきましては、事前の活動体験や地域との交流は、着任後の活動内容のミスマッチや、コミュニケーション不足を理由とした早期の退任防止に効果的であると考えられることから、おためしやインターン制度の活用も検討をしているところであります。

次に、関係人口を創出する上での企業との連携につきましては、民間が持つ知見や幅広いネットワークの活用を期待できることから、積極的に連携すべきであると考えており、これまでも市内外の企業と連携して様々な事業を進めてきたところであります。

次に、地域を離れる子供たちとつながり続ける必要性につきましては、議員の御指摘のように、関係構築のしやすさやUターン移住の可能性を踏まえますと、つながりを持ち続けることは重要であると考えております。

次に、転出者との関係構築における課題につきましては、本市との関係を継続・深化させる仕組みづくりが課題であると考えており、国において創設を検討中の住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する、ふるさと住民登録制度が課題解決の方策として有望と見込まれますので、その活用に向けて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、橋本布美絵議員。

○9番(橋本布美絵議員) 一つだけ再質問させていただきます。

指定管理者が毎年度提出される事業報告書の内容の確認をさせていただきましたけれども、実際に行った内容や収支の報告などがされるということでした。

ここには、何か評価基準みたいなものがあって、できている、できていないみたいな評価もすることが含まれているという理解でよろしかったでしょうか。

実質、数字だけの報告ではもちろんないと思うのですが、その後、ヒアリングなどを行う上で必要な情報、何か基準を設けているのかだけお伺いしたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(笹田泰生) 橋本議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、公共施設のモニタリングにつきまして、事業報告書の部分について一定の評価基準があるのかということでお話ございました。

事業報告書の部分につきましては、収入の実績、管理経費等の収支状況、また管理業務の実施状況及び利用状況という形になっておりますので、その中身だけでの評価基準は設けていないのですが、基本協定書の中に業務仕様書があり、自己評価の報告書を頂いております。

この自己評価の報告書の中で、5段階で基準を設けておまして、指定管理者側、そして施設の管理者側と、それぞれで評価をする形の仕組みとしております。

○議長(鈴木喜明) 橋本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時04分**

**再開 午後 2時30分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）（拍手）

**○13番（中鉢淳二議員）** 自由民主党を代表いたしまして質問させていただきます。

まず、小樽市新総合体育館について質問いたします。

先月、新総合体育館の入札が残念ながら不調に終わりました。入札不調の要因には、人材などのリソース不足で工事が行えない、そもそもの予定価格では採算に合わない、履行期間が短いなど、人、金、時間などが主な要因として考えられますが、市として、今回はどの要因で不調になったと考えているのでしょうか。複数の要因があると考えた場合、どの要因が大きかったと考えているのかお尋ねいたします。

今回の入札の予定価格が大きき要因であるとすれば、実勢価格との乖離があったからとなりますが、一般財団法人建設物価調査会が毎月算出している主要5都市のRC造の工事原価指数値で、札幌市は10年前を100とした数値で138.1と、主要5都市で2番目の高い数値が出ております。また、一般社団法人日本建設業連合会が調査している大規模建築物等における汎用品ではない設備については、5年前の価格と比べて、ポンプ類で77%、変電設備などでは95%の上昇とする数字も出ております。このような例に加えて、輸送コスト、人件費の上昇が同時に起きて、過去に例がないコスト増の中にあります。

そのような中にあり、仮に今回の予定価格との乖離があったとすれば、どのような理由が考えられるのかお尋ねいたします。また、どのようにして予定価格を算出したのか、どの部署もしくは外部への委託であったかなど、答えられる範囲でお答えください。

今回、この小樽市新総合体育館の入札の不調に当たり、ほかの自治体の状況を調べたところ、数多くの自治体発注の工事で不調が起きています。

その中で、同じ県立の総合体育館の建設で対応が分かれている県があります。一つは鹿児島県、もう一つは秋田県です。鹿児島県は昨年4月に入札公告も、9月の入札は不調、その後、本日まで入札は行われておりません。他方、秋田県は昨年11月1日に入札が不調となり、11月26日には実施方針変更。これは予算の積み増しが主であると考えられますが、12月20日に議会承認、その日のうちに再公告、今年3月7日に晴れて落札者が決定となりました。

両者の違いはまさしくスピードであります。本市の場合、予定価格を抑える上で考え得ることがあるとすれば、ダウンサイジングか、傾斜地の建物であることからセットバックを行う、または近隣の平坦な土地に変更することも有用であると考えます。

また、内閣府地方創生推進室総務省自治行政局では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が、昨年12月より、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化のために使えることとなっておりますが、今回の入札において、この交付金の活用を考えていたのかお尋ねいたします。

出せる知恵、知見、活用でき得る補助金や交付金を使って財政負担を抑えなければならないという思いは皆が思うところであると思いますが、市はどのような建設費、また財政負担を抑える案をお考えですか、お尋ねいたします。

そのような予算の圧縮策はもちろん重要ですが、先ほど、例として挙げました鹿児島県は圧縮策を探

り、アリーナの席数を減らすなどの議論も行われましたが、結果的には同じ席数ということになり、大きな予算の圧縮は図れなかったようであります。

そこで、市長は、さきの定例会見において、ヒアリングを実施した後に、副市長をリーダーとした検討チームを立ち上げるとの発言がありました。ヒアリングは必要と考えますが、検討チームを立ち上げ、方向性を議論するとなると、その後のスケジュールはどうなりますか。現在、想定しているスケジュールをお聞かせください。

翻って、今回はDB方式を採用していますが、入札に参加する側からの視点で考えますと、説明会に出席し、基本計画や要求水準書などを反映した設計を行い、それを基に、建設に関わる事業者の手配や工事期間の人の手配まで打診し、積算、入札に参加でき得るかを判断したはずであり、かなりの労力と経費をかけて入札に臨んでいるはずで

す。ほかの自治体の例で見えてきたのは、建設費の下落が見込めない中で、先延ばしにすることこそが一番のリスクであるということであり、時は金なり、この時間にも建設費は上がっていることと思いますが、市として、今後の建設費の動向はどのように見ておられますか、お尋ねいたします。

再入札が遅くなれば、今回、入札に参加を検討していた入札者側も再度の事業者や人材の手配となり、調整がつかないとなると、仮に予定価格を積み増したとしても、また不調になる可能性もあります。そうなると、さらなる延期はさらなる建設費の増額にもつながると考えます。

苦しい判断が迫られていると思いますが、これらについての市長の見解を伺います。

さきの鹿児島県では、現在、入札を控え、相当な建設費の増額が見込まれる中で、一度、この計画に賛成した議員から、もう後戻りできないとの発言も出ているようであります。

本市の将来への投資を後戻りができないから進めるというようなネガティブな議論にしたくないと考えます。市として早急な判断を願っております。

次に、小樽市公共施設長寿命化計画についてお聞きします。

小樽市公共施設長寿命化計画には、総合体育館と本庁舎別館などは別途計画によるとあります。長寿命化計画と新総合体育館の建設が別途の計画であっても影響が出ると推察いたしますが、手宮保育所、銭函市民センターなどの、近々に計画されている公共施設の整備に対してどのような影響が出るのでしょうか。その施設の近隣の方は、今回の新総合体育館の不調を受けて気をもんでおります。お尋ねいたします。

また、それらの施設以外の計画でも、建設費の高騰で見直さなければならないものがあるかと思えます。実情との乖離が出、小樽市中長期財政収支計画にも影響が出ると仮定すれば、小樽市公共施設長寿命化計画を実情に即した計画に見直すべきと考えますが、次の見直しのタイミングはいつになるのかお尋ねいたします。

以上、第1項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 中鉢議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、小樽市新総合体育館について御質問がありました。

初めに、新総合体育館の入札参加者がなかった要因と、今後の対応についてですが、まず、入札参加者がなかった要因につきましては、市といたしましては、今回の結果を受けて、現在、公募時に入札説

明会に参加した事業者等へヒアリングを実施するに当たってのアンケート調査を始めたところであり、7月上旬をめどに結果を取りまとめ、その後、入札参加者がなかった要因について、新たに設置する検討委員会において検証する予定であります。

次に、仮に予定価格との乖離があった場合の考えられる要因につきましては、昨今の同様の事例から想定されることとして、資材価格や人件費の高騰、建設業界における人手不足に加え、道内において実施されている大型建設事業の影響も考えられますが、今後、実施する事業者等へのヒアリングにより検証してまいりたいと考えております。

次に、予定価格の算定方法につきましては、小樽市新総合体育館整備事業は、事業者の選定から契約までの手続について、豊富な経験を有するコンサルタント会社からの支援を受けて進めております。予定価格の基となる概算事業費の算定についても、当該コンサルタント会社の助言の下、類似施設の建設費に国が公表している指数を用いて、年度補正や地域補正などを行い、教育委員会において算定したものであります。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用につきましては、本市においては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を優先したため、本事業への活用は検討いたしておりません。

次に、建設費や財政負担を抑える方策につきましては、建設費の圧縮等については今後の課題であります。また、財政負担を抑える案といたしましては、これまでも国庫補助金としては、都市構造再編集支援事業、有利な市債といたしましては、過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債の活用について、国や北海道と協議を進めてまいりました。

今回、入札参加者がなかったため、事業スケジュールの変更を調整の上、これまで進めてきた協議を継続するとともに、新たな財源についても、引き続き、情報収集してまいりたいと考えております。

次に、現時点での想定スケジュールにつきましては、入札参加者がなかった要因について、公募時に入札説明会に参加した事業者等へヒアリングを実施するに当たってのアンケート調査を始めたところであり、7月上旬をめどに結果を取りまとめ、8月上旬には副市長を委員長とした検討委員会を設置し、検証結果を分析した上で、整備に向けた課題を整理してまいりたいと考えております。

次に、今後の建設費の動向につきましては、市では、国土交通省の建築工事費デフレーターや、一般財団法人建設物価調査会の建築費指数などを用いて建設費の動向を把握しておりますが、これらの数値では、依然として上昇傾向にはあるものの、直近の上がり幅はやや落ち着いてきているものと考えております。しかしながら、これらの指数を用いて積算した価格と実勢価格との乖離も考えられることから、今後、さらなる情報収集が必要であると考えております。

次に、本事業の今後についての見解につきましては、昨今の建設コストの急騰について、今後ますます建設コストが上昇する可能性があることは承知いたしておりますが、私といたしましては、将来世代に過度な負担を残すことは避けなければならないと考えております。そのためにも、まずは入札参加者がなかった要因を検証し、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新総合体育館の入札不調の影響についてですが、まず、他の公共施設整備への影響につきましては、今後、副市長をトップとする検討委員会により、新総合体育館の整備に向けた課題を整理することとしておりますので、現時点では、具体的な影響についてお示しすることはできません。

次に、小樽市公共施設長寿命化計画の見直し時期につきましては、本計画は、社会情勢や財政状況等の変化に応じるため、おおむね5年サイクルで見直しを行うこととしており、計画策定から5年目を迎える今年度に見直しを行う予定であります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、中鉢淳二議員。

(13番 中鉢淳二議員登壇)

○13番(中鉢淳二議員) 次に、ホテルと宿泊税について質問いたします。

令和6年度の本市の観光入込客数が806万8,800人、宿泊客数は98万3,200人となり、統計開始以来、最高の数字であり、来年度より宿泊税を導入予定である本市としては大変喜ばしいこととあります。これは、ひとえに今まで通年型、そして宿泊型の観光のために今まで努力され、観光振興に努めた観光関係者、そしてそれらに協力してきた市民が生んだ果実であると思います。来月も新たに159室のホテルがオープン予定と聞いております。

初めにお聞きしますが、令和7年3月末時点でのホテル、旅館の本市内の室数、簡易宿所、民泊の室数をお示してください。

また、令和5年度の数字では2億2,200万円という税収見込額でしたが、最新のデータを基に、税収額はどの程度が見込まれるのでしょうか、お尋ねいたします。

そして、宿泊事業者から宿泊税を徴収する方法、流れはどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

また、宿泊事業者に対する説明はいつ頃、どのような形で行うのでしょうか、お示してください。

私たちも習いましたが、税の三原則は「公平・中立・簡素」であります。その観点で考えたとき、本市の宿泊税はそれになかったのでしょうか。

公平の観点は、宿泊料が幾らであっても同じというのは、等しい負担能力のある人には等しい負担を求める水平的公平と言えると思いますが、その判断が分かれるところであると思います。

中立については、経済活動を阻害する規模のものではないと考えますし、簡素については極めて簡素であると思います。アダムスミスの租税の4原則などもあります。市長は経済大学で学んでおられましたので、釈迦に説法とは思いますが、本市が導入予定の宿泊税を税の三原則の観点でどのように見られますか。

また、本市の宿泊税導入において、小さな簡易宿所や民泊などの徴収が可能な体制になっているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、ナイトタイムエコノミーとモーニングエコノミーについてであります。

先日、海外の世界規模の旅行関連会社の方とお話しする機会がありました。その会社が北海道で目を向けているのは、小樽市と富良野市ということでした。しかし、富良野市になくて小樽市にあるものは海であり、港であるという話でした。そして、小樽市が国際的な観光都市になるのに足りないものとして挙げているのはナイトタイムエコノミーと、私は小樽市にはそぐわないと思いますが、ブランドショップ、そしてファイブスターとまでいなくても、世界の3大もしくは4大ホテルチェーンのホテルがないことに驚いておられました。

まず、ナイトタイムエコノミーですが、これは市長も重要視されており、サンモール商店街にナイトインフォメーションを設けてナイトタイムエコノミーの充実に施策を講じておられますが、改善はされつつありますが、本市の観光の中心地の一つとも言える堺町通り商店街は、18時を過ぎると一部の飲食店のみ限定的な営業であり、堺町周辺が暗くて近寄り難い印象を持ちます。観光の中心地が店を閉めていけば、札幌市に行こう、泊まろうと流れてしまいます。宿泊数を多くするには、夜もですが、朝の充実も必要であると思います。モーニングエコノミーです。

人材不足、労働時間や労働環境により長い時間の営業は難しくなっていますが、観光の24時間化は難

しくても、おはようからおやすみまでの市内での観光客誘導のゾーニングは可能であると考えます。クルーズ船の入港に合わせた第3号ふ頭周辺の店舗の営業、朝は市場や神社、仏閣へ誘導し、堺町周辺は少し開店時間を繰り下げるなどすれば、観光客も夕方早々に見切りをつけることはないでしょう。

そこでお聞きします。

市として、モーニングエコノミーについてどのように考えているのでしょうか。現在の取組、取組の予定などがあれば、お示してください。

また、ナイトタイムエコノミーへのこれまでの取組とその成果は、市としてどのように捉えているかお尋ねいたします。

次に、ホテル建設への誘導施策についてであります。

世界4大ホテルチェーンとは、マリオット、ヒルトン、IHG、アコーですが、どのホテルチェーンも北海道内にホテルを有しています。それは札幌市が中心ですが、釧路市や千歳市にもある中で、やはり観光都市小樽にそれらのホテルがないのは不自然にすら感じます。

そこで質問をいたします。

ヒルトン小樽が撤退して以降、市に対して、それらの世界のホテルチェーンからホテル建設に関わる相談をされたケースはあったのでしょうか、お尋ねいたします。

市に対して、工場などを含め、いろいろな施設建設の打診があると思いますが、一般的な話で、建物を建設する場合、その土地利用規制に関係する内容についてどのように対応されているのかお尋ねいたします。

恐らくホテル、旅館を建設可能な土地がない、もしくは極めて少ないと思います。小樽市の都市計画は、ホテルや旅館の建設を規制・制限している用途地域が多く感じますが、市長の見解をお伺いいたします。

土地の有効活用、そこで生まれる雇用や税収などの様々な効果が考えられます。都市計画における用途地域の見直しが必要ではと感じますが、市長の見解をお伺いいたします。

現状では、小さく空いた土地に小さなホテルを建てることはできても、修学旅行生や学会などを呼べるホテルは難しいことでしょう。ホテルの部屋数を増やすことは、今までは市の経済波及効果に資するものでしたが、これからは市の税収に直結するものとなります。本市の最新の数字で、観光入込数が806万人、宿泊延べ数が118万7,600人とあります。

地理的要因も違いはありますが、本市と近い観光入込数の自治体に、鹿児島県鹿児島市があります。入込数が約900万人に対して、宿泊延べ数が約377万人、客室数が9,802室となっております。鹿児島市は周辺に札幌市のような大都市はないものの、有名な温泉地はあり、一定数そちらに流れると予想すると、決して比較対象としてふさわしくない自治体ではないと考えます。

そこで質問いたします。

ほかの自治体などと比較し、市内の宿泊施設、宿泊可能な部屋数を市長はどの程度過不足があるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

前述しましたが、今あるホテルと差別化が図られたラグジュアリーな、星のつくような富裕層向けのホテルの建設が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、新たな日本遺産のブラッシュアップについて質問いたします。

本年2月、新たに、本市三つ目の日本遺産、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」が認定をされました。調べた限りでは、三つの日本遺産を有する自治体は本市を含め14で、その中で地域型を有するのは山形県鶴岡市と岡山県倉敷市、広島県尾道市、大阪府泉佐

野市、大阪府河内長野市と本市だけであります。

日本の歴史から見るに、本州と比べて歴史の浅い北海道において、本市がそれだけの有形無形の構成文化財、風土に根差した文化、世代を超えて受け継がれた伝承や風習を持ち、魅力あるまちであることの証明をされたものだと思っています。

本市が新たに認定された陰には認定を取り消されたものがありました。つまりは、現在、登録されている三つの日本遺産もブラッシュアップをしていかないと、取り消される側になりかねないわけですが、本市は、日本遺産審査・評価委員会による点数評価プロセス採点結果及び評価決定を見ますと、本市の登録された「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」へのいろいろな角度からの視点での大変細かい評価、指摘を受けています。

その中から2点質問いたしますが、組織体制の評価の中で、「司令塔としての役割を担う部門が見受けられない」、「来訪する観光客の目線に立った整備を行うための体制が確立されているとは言えない」とのコメントがありますが、これに対してどのような改善を行ったのか、または行うのか、お尋ねいたします。

また、普及啓発の評価項目で、事業評価指標の地域の文化に誇りを感じる住民の割合が令和11年度の目標値が64%であるのに対して、令和5年度実績は63.8%と、既に目標に近い値になっています。議会でもよく取り上げられる、地域の文化に誇りを感じる住民の割合、すなわちシビックプライドですが、実績値についてどのように受け止めをされていますか、お尋ねいたします。

次に、シリアル型の日本遺産についてですが、戦略立案の評価項目では、炭鉄港のストーリーの関連づけ、空知など当該地域との実質的連携事業がどのようにできているかを明確にする必要があるとあります。認定を取り消された「古代日本の『西の都』」においても、集客力が高いエリアからの周辺への誘客・周遊方策誘客や、ほかの自治体との連携不足が指摘されています。北前船寄港地・船主集落の構成自治体は53ですが、炭鉄港は13自治体で、その中で本市の果たす役割は一定程度あると思いますし、ほかに日本遺産を持たない空知などの自治体とは、昨年フォーラムに出席しても温度差を感じたところでもあります。

今年度は、新たに「北海道『炭鉄港』市町村議員連盟」も体制が変わり、本市から副会長を出し、議員連盟に所属する議員も増員できるよう動くところであります。また、ほかの自治体の議員連盟の方が本市にお越しになる話も聞いております。

そこで質問いたします。

炭鉄港で、事業の磨き上げのために、本年度、本市が関わって行う、または行おうとしている事業はありますか、お尋ねいたします。

次に、新たな観光都市宣言について質問いたします。

本市は、平成20年に観光都市宣言を行っております。宣言文を見ますと、「『小樽観光』が更なる発展を遂げるためには、観光に対する市民意識の向上をはじめ、新たな観光資源の発掘や滞在時間の延長など、いくつかの課題を克服する必要があります。」などの言葉があり、17年の時間が経過し、課題の一定程度はクリアできたものもあろうかと思えます。加えて、時間消費型観光という文言がありますが、今は時間を消費するというステージから、さきに述べた滞在型観光に力を入れている状況かと思えます。

この17年の間にインバウンドが増え、コロナ禍を経験し、観光のスタイルも大きく変化したと考えますが、この17年の間の観光のスタイルの変化をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

他都市でも観光都市宣言をしている自治体は多くあります。しかし、最近、宣言をする多くの自治体は、観光都市宣言に飽き足らず、どんな観光を目指しているのか、目指すのか、はたまた、これからの

自分のまちを表す修飾語が添えられている観光都市宣言を多く見かけます。よく見られるのが国際観光都市宣言で、「国際文化観光都市宣言」は沖縄県沖縄市、「スポーツ観光都市宣言」は三重県志摩市、「環境観光都市宣言」は神奈川県箱根町、「魅力と出会いが紡ぐ おもてなしの観光都市宣言」は長野県上田市、「国際観光レクリエーション都市宣言」は登別市、「観光交流都市宣言」は山口県下関市などです。まさしく、下関市は平成8年に観光都市宣言を行いました。16年が経過した平成24年に観光でのソフト、ハード面の充実が図られ、観光客数の増加で成果を上げた後、新たな課題を明示し、「下関市観光交流ビジョン2022」を策定、10年後、2022年の観光客数1,000万人、宿泊者数100万人の数値目標を掲げる形で、新たな観光交流都市宣言を行っています。

市長が思い描くこれからの観光都市小樽はどのようなものでしょうか。また、どんな観光都市をと問われれば、どのような修飾語をつけて表現するのでしょうか、市長のお考えをお伺いいたします。

そこで、観光都市宣言を新たなものにし、実情に即した形で、これからの小樽市の観光の指針となるような定量的な入込客数や宿泊者数、経済効果などを加えたものにしてはと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

ほかの自治体の観光入込客数、観光庁の数字を見ますと、本市の伸びは決して大きい伸びではありません。まだ伸び代はあるはずです。

海外に目を向けますと、世界的観光地であるハワイの観光入込客数は、2024年の数字で967万人とありました。小樽市とそう離れた数字ではありません。ぜひとも、定量的目標を観光入込客数1,000万人に設定をするべきと思いますし、数値化できない定性的目標を、地域住民のシビックプライドの向上であり、観光都市としてのおもてなしの精神に重きを置いていただきたいと思います。

そして、最後に観光に関しまして、世に言うオーバーツーリズムにも触れておきたいと思います。

オーバーツーリズムの考え方、感覚にこそ違いがあると思いますが、単純に乗れるはずの交通機関に乗れない、交通機関におけるキャパシティのオーバーについては分かりやすいオーバーツーリズムであると思いますし、その解決策は輸送人員を増やすことで、多くは解決に進むと思います。

本年も、年末にかけてインバウンドが大勢来訪すると想定して、交通機関に対しての対応策は検討されているのでしょうか。天狗山ロープウェイ線、おたる水族館線は報道もされておりましたが、札幌市への高速バスでの中間のバス停での積み残しや、JR千歳線に遅れが出た際の積み残しも私は見ております。

JRに関しては冬ダイヤがありませんので、車両の増設、バスに関しては冬ダイヤがありますので、遅くともダイヤ改正の3か月程度前までには混雑が見込まれる路線に対する手当てをしておく必要があると思いますが、そのような対応をしているのか、また、する予定であるのか、輸送力強化以外に交通機関でのオーバーツーリズムに対しての対応策を検討しているのかをお尋ねいたします。

オーバーツーリズムについては、対策事業費1,460万3,000円の補正予算が計上されております。一部地域・時間帯に観光客が集中することによる混雑緩和に向け、早朝や北運河への回遊性を高める観光ツアーの実証事業の実施はどのような内容を想定しているのか、お示してください。

SNSやインフルエンサーによる旅マエ・旅ナカの観光客への注意喚起・マナー啓発について、インフルエンサーの選定について例示し、どのような注意喚起やマナー啓発を行うのか、お示してください。

同様に、アンケートの調査の目的を例示し、結果をどのように集計し、対策に反映していくのか、お示してください。

観光の経済効果やオーバーツーリズム対策などについて、市民理解を深める必要があると考える理由をお示してください。

新聞折り込みなどによる周知及びアンケート調査を実施とありますが、若い世代は新聞を購読している割合が少なく、市民理解を深める手段として限定的であると考えますが、見解をお示しください。

観光庁のオーバーツーリズム、未然防止・抑制の補助事業が採択されましたが、本年、昨年同様に、観光客による危険行為や迷惑行為が起きる状況になった際には、即応的に対応していただきますようお願いを申し上げ、この項目の質問を終わりたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、観光に関連する施策について御質問がありました。

初めに、宿泊税についてですが、まず、令和7年3月末時点での市内宿泊施設の客数につきましては、ホテル、旅館は2,405室、簡易宿所は705室、民泊は120室となっております。

次に、宿泊税の税収見込額につきましては、令和6年度の観光入込客数調査の宿泊客延べ数を基に試算いたしますと、約2億3,300万円となります。

次に、宿泊税を徴収する方法等につきましては、宿泊事業者から特別徴収義務者としての届出をしていただいた上で、宿泊施設において、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、毎月末までに前月1日から同月末日までの徴収分を市に申告、納入する特別徴収方式としております。

次に、宿泊事業者に対する説明の時期などにつきましては、導入前に2回、宿泊事業者の皆様にお集まりいただき、実際の徴収、申告、納付までの流れなどを説明させていただく実務説明会を、北海道とも説明時期を調整しながら進めてまいります。また、徴収事務の手引きやQ&Aを作成するなど、宿泊税の導入に当たり、不安や疑問を感じることはないよう努めてまいります。

次に、税の三原則の観点での見解につきましては、本市の宿泊税は、小樽市観光税導入に関わる有識者会議からの提言を受け、簡素な制度で広く負担を求めると及び公平性や応益性の観点から、定額制による一律での課税とする設計としており、この内容に基づき、令和7年3月に総務大臣の同意をいただいていることから、税の原則に沿ったものであると考えております。

次に、簡易宿所や民泊などでの徴収体制につきましては、申告納入制度となる宿泊税においては、特別徴収義務者となる宿泊施設の御理解をいただくことが重要と考えておりますので、宿泊事業者の規模にかかわらず、制度の周知、広報などをしっかりと行い、公平な徴収に努めてまいります。

次に、ナイトタイムエコノミーとモーニングエコノミーについてですが、まず、モーニングエコノミーにつきましては、滞在型観光に向けて、早朝に楽しめるコンテンツの充実は重要であると考えております。具体的な取組としては、一般社団法人小樽観光協会が小樽朝活マップを発行したほか、今定例会に提案しているオーバーツーリズム対策事業費において、需要の分散・平準化の取組として、早朝に楽しめるコンテンツを活用したツアー商品開発の実証実験を予定いたしております。

次に、ナイトタイムエコノミーのこれまでの取組と成果につきましては、小樽観光協会との連携により、ナイトマップの作成やナイトインフォメーションの開設などに取り組んだほか、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫のライトアップの実施や、旧小樽倉庫の賃貸に当たり、夜間営業を条件とするなどの取組を進めてまいりました。これらの取組は、夜の新たな魅力の創出や観光消費の増加などにつながっていることから、一定程度、効果が現れているものと考えております。

次に、ホテル建設への誘導施策についてですが、まず、世界4大ホテルチェーンによるホテル建設につきましては、ヒルトン小樽の撤退以降、現在まで相談を受けたことはありません。

次に、建物を建設する場合の土地利用規制に関わる対応につきましては、一般的には相談者に対し、計画されている土地の用途地域や地区計画など、都市計画法上の規制や、その他関係法令に関する情報提供を行っております。

次に、本市の都市計画における用途地域につきましては、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として指定いたしております。

ホテルや旅館の建設が制限されている用途地域は市街化区域の約8割を占めておりますが、これまで、集客性や交通利便性の高いエリアにはホテル等の立地が可能となる用途地域を指定しており、ホテル建設に関しましては、一定程度適切に土地利用が図られてきたものと考えております。

次に、都市計画における用途地域の見直しにつきましては、人口減少や少子高齢化などの社会情勢に対応した持続可能なまちづくりの推進や土地の有効活用を図るためには用途地域の見直しが必要であり、今年度から見直しに向けた作業に着手したところであります。

次に、市内の宿泊施設の過不足の状況につきましては、市内の主要宿泊施設において、季節ごと、施設ごとの繁閑はあるものの、年間を通じた全体の稼働率が7割程度であることから、不足しているとまでは考えておりませんが、近年、宿泊施設の増加に伴って、宿泊客数も増加傾向にあることから、潜在的な需要はあるものと認識いたしております。

次に、富裕層向けホテル建設の必要性につきましては、世界ブランドのホテルが建設されることで地域ブランド力の向上などにもつながることから、本市に投資いただけることは歓迎すべきことと考えております。そのためには、本市が投資先として選ばれるまちとなることが重要であると考えておりますので、引き続き、歴史や文化など本市の強みを生かしたまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認定日本遺産のブラッシュアップについてですが、まず、認定評価委員会からの組織整備に対するコメントにつきましては、小樽市日本遺産推進協議会が司令塔の役割を担うとともに、観光客の目線に立った整備を進めるため、評価委員会からの御指摘を踏まえ、日本遺産プロデューサーやインタープリターなどの意見を事業に反映させることができるよう、体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、事業評価指標の受け止めにつきましては、目標値については、小樽観光協会が策定する観光地域づくり法人形成・確立計画における令和7年度の住民満足度の目標値60%を基準値とし、以降、毎年1%ずつ増加する設定としたものでありますが、令和5年度の実績値が63.8%となったことにつきましては、日本遺産候補地域に認定された令和3年度から令和5年度の取組により、実績値が堅調に推移したものと考えております。

次に、炭鉄港の取組につきましては、私が副会長を務めております炭鉄港推進協議会が主体となって事業を推進しているところでありますが、本市が関わる取組といたしましては、市内の観光業従事者等を対象としたガイド研修において炭鉄港の講義を行うほか、民間事業者による小学生を対象としたバスツアーが予定されております。

また、地域間のつながりを強化し、炭鉄港の知名度・魅力の向上を図る取組として、本年9月に本市におきまして炭鉄港少年野球交流大会の開催を予定いたしております。

次に、新たな観光都市宣言についてですが、まず、17年間の観光のスタイルの変化につきましては、インバウンドの増加や、団体旅行から個人旅行へのシフトが進んだほか、デジタル技術の発達やスマートフォンの普及により、旅行情報の収集方法や決済環境の変化に加え、SNS映えする観光地が旅行の目的地となるなど、観光のスタイルは大きく変化してきたと認識しております。

次に、私が思い描く観光都市小樽の将来像につきましては、本市は、先日リニューアルオープンした旧日本郵船株式会社小樽支店など、著名な建築家により設計された建造物など近代建築物が集積する全国でも数少ない都市であると認識しており、日本遺産を生かした取組や歴史的風致維持向上計画の策定などにより、歴史的資源を活用し、後世に継承することとしております。歴史だけではなく、文化や海、港は小樽市の強みであり、私といたしましては、強みを生かした持続力ある観光都市を目指したいと考えております。

次に、観光都市宣言を新たなものとし、定量的な目標を設定することへの見解につきましては、今後、進める第三次小樽市観光基本計画の策定作業の中で、新たな宣言の必要性や目標の設定を含め、策定委員の皆さんの御意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、オーバーツーリズム対策についてですが、まず、交通機関における対策につきましては、鉄道では、車内の混雑緩和のため、大型荷物で多くの面積を占有する利用者に対する乗車マナーの啓発を継続するほか、定員数の増加する新型車両に順次更新していくものと聞いております。バスでは、昨年度と同様、冬ダイヤにおいて、市内の一部路線で運行回数を増やすほか、混雑に応じて、随時、直行便などの増便を図る予定と聞いております。

また、交通機関における他のオーバーツーリズム対策につきましては、北海道中央バス株式会社が小樽駅前ターミナルにカメラとスピーカーを設置し、混雑状況の把握と音声による増便案内を行うとともに、多言語対応の充実により混雑緩和を図るほか、北海道旅客鉄道株式会社が外国人観光客の安全確保を目的に、駅に警備員を配置する予定となっております。

次に、早朝や北運河への回遊性を高める観光ツアー実証事業の実施内容につきましては、北運河への回遊性を高めるコンテンツや早朝に楽しめるコンテンツ等を盛り込んだ旅行商品を造成・販売し、効果検証を行うもので、具体的には、モニターツアーを10回程度実施し、ツアー参加者や協力事業者に対してアンケート調査を行うものであります。

次に、旅マエ・旅ナカにおける注意喚起・マナー啓発事業のインフルエンサーにつきましては、韓国、台湾、中国、それぞれの国・地域から各1人、計3人を予定しており、その選定及び啓発方法につきましては、今後、実施する公募型プロポーザルの中で、より効果的な提案内容を採用してまいりたいと考えております。

次に、アンケート調査の目的や集計方法等につきましては、本事業の効果検証を目的とするもので、本市を訪問した外国人観光客に対して、発信した情報の認知度、旅行前の情報源、観光マナーへの意識などを調査いたします。また、ウェブアンケートにより、本事業の発信情報に接触した外国人ユーザーに対して、内容理解度、本市への訪問意向などを調査し、単純集計やクロス集計などの手法で集計することとしており、この集計結果は、今後のオーバーツーリズム対策の取組に反映していきたいと考えております。

次に、観光の経済効果やオーバーツーリズム対策などへの市民理解につきましては、観光客の急激な増加に伴うオーバーツーリズムの影響が、一部地域の皆さんに観光客に対する否定的な認識を抱かせる原因となっており、持続可能な観光地づくりを進める上で、課題の一つになっていると認識しております。

また、昨年行われました市民と議員の懇談会におきましても、市民の方から、観光振興を図ることが市民の生活の向上につながっていると感じられないなどの御意見があったものと承知いたしております。

こうしたことから、観光が地域経済にもたらす多角的な効果とその意義について、市民の皆さんと情

報共有を行い、理解していただく取組を進めることで、おもてなし意識の向上や持続可能な観光地づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、市民理解を深める手段につきましては、若い世代が新聞を購読している割合が少ないことは承知いたしておりますので、新聞折り込みや町内会を通じた配布に加え、インターネットやSNS等で発信することにより、幅広く周知に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）

**○13番（中鉢淳二議員）** 次に、市内駐車場について。

まず、小樽港クルーズ船ターミナルの駐車場について質問をいたします。

観光バスの駐車場として、小樽市堺町観光バス駐車場が整備されました。しかし、繁忙期には満車の状況となり、不便が生じております。

今定例会では、冬季の観光繁忙期にバス待機場場を用意するため、小樽市総合博物館の一部をその用地に充てるため、除雪と警備員の配置を行うとして、300万3,000円の予算を計上しております。

待機場所として、バスが小樽市総合博物館駐車場を利用する際の駐車料などはどうするのか、お示しください。

一方、小樽港クルーズ船ターミナル駐車場では、令和6年度から第3号ふ頭基部周辺の路上駐車対策として、観光バスの乗り降りに際し、クルーズ船の入港がない場合、臨時的に乗降場所として駐車場を利用するというので、警備員を配置し、対応を行っている状況です。

クルーズ船ターミナル駐車場は、冬季も引き続き乗降場所として利用するのかお示しください。

現在の第3号ふ頭の利用状況で特筆すべきは、今年、冬期間にもクルーズ船の入港がありました。その際、クルーズ船の入港に併せて埠頭の除排雪を行ったとのことでした。

クルーズ船入港時の除排雪費用は、令和6年度実績で幾らだったのか、お示しください。

この第3号ふ頭の利用の在り方、観光の回遊性、市の効率的予算執行を考え合わせると、駐車料金を設定して有料化し、その収益から除排雪を含む管理経費を賄う財源とすることで、クルーズ船ターミナル駐車場を通年で利用するほうが得策と考えますが、市の見解をお伺いいたします。

あわせて、本市直営で管理をしている駐車場について質問いたします。

現在、市内各地に132区画の駐車場を市で管理しており、全て月ぎめとしての契約がなされていますが、その契約率をお示しください。

議案第17号にも関連しますが、今回、新たに、富岡1丁目109番2号の土地も市で所有し、月ぎめ駐車場などを含めた検討をする旨の報告もなされております。市でも指定管理者制度を活用しておりますが、現在、直営になっている市営駐車場を、民間の駐車場専門事業者での管理を検討されたことはないのかお尋ねいたします。

また、市で直接管理をする理由と、そのメリットとデメリットについてお示しください。

民間の専門事業者に管理を任せるメリットとしては、職員の業務負担を軽くする、そして、何より歳入を増やせることにあるかと思えます。月ぎめ利用者はそのままに、一部を時間貸しにする、もしくは、カーシェアリングのスペースとして活用するなどのアイデアを持ち、利用者側にとっても、冬期間などは市の除排雪よりもきめ細やかなサービスが提供できるのかもしれない。駐車場がない物件が多かったり、駐車場が割高であると言われる本市で、そのようなカーシェアリングのサービスの導入は住

みやすさにもつながるものだと思いますし、市で直接管理するよりも、より多くの歳入が得られる可能性があるのであれば、民間に委託するべきと考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

以上、3項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、駐車場について御質問がありました。

初めに、小樽港クルーズ船ターミナルの駐車場についてですが、まず、小樽市総合博物館駐車場を待機場所として利用する際の駐車料につきましては無料と考えております。

次に、クルーズ船ターミナル駐車場の冬季利用につきましては、乗降場所としての開設期間は11月30日までとしており、冬季利用の予定はありません。

次に、クルーズ船入港時の除排雪費用につきましては、令和6年度実績として12月と2月に実施しており、合計で約337万円となっております。

次に、クルーズ船ターミナル駐車場の通年利用につきましては、小樽市堺町観光バス駐車場周辺における路上駐車対策や、令和8年4月に予定している第3号ふ頭基部緑地の供用開始に伴い見込まれる来訪者の増加を踏まえるとともに、公共施設の有効活用という観点から、観光バス駐車場として有料で通年利用とすることについて、課題や効果を整理し、検討してまいりたいと考えております。

次に、本市直営の駐車場についてですが、まず、市内各所で市が管理している駐車場の契約率につきましては、令和7年6月1日現在で市が管理している駐車場は6か所あり、その駐車場ごとの契約率は、住ノ江駐車場が91.7%、若竹駐車場が55.1%、桜駐車場が14.3%、花穂駐車場につきましては3か所あり、水道局付近にある花穂駐車場が14.3%、小樽中央小公園付近にある花穂駐車場が96.8%、於古発川下流にある花穂駐車場が84.2%となっております。これら全体での契約率は65.9%となっております。

次に、直営の市営駐車場に対する民間の事業者への管理委託につきましては、これまで検討したことはありません。

市が直接管理する現状においては、事務手続や契約者からの苦情対応などはあるものの、その対応については日常業務の範囲内で行うことができ、また、駐車場は全て月ぎめで24時間体制での管理が必要なく、安定した収入を得られることから、市が直接管理を行っているものであります。

次に、市営駐車場の民間委託につきましては、町なかの駐車場に空き区画が増えてきた場合、空き区画を時間貸しやカーシェアリングなどにより有効利用することで、委託費に見合う歳入が見込めるのであれば、将来的に民間委託について検討する必要があるものと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）

**○13番（中鉢淳二議員）** 次に、市職員の居住実態と人口減少対策について質問いたします。

居住、移転及び職業選択の自由の憲法22条の存在は理解いたしますが、人口減少が話題になると、それと一緒に語られるのが市職員の市外の居住者についてであります。もちろん、全ての職員が小樽市に住めるとも思っていませんし、それぞれの事情も理解します。しかし、この件については職員の方に常時意識してもらわなければならないと思っています。

さきに述べました過去の我が会派の横田元議員の質問では、市全体の職員の中で、市外在住者の人数が、平成18年度は138名、平成19年度は128名、平成20年度は139名という数字がありましたが、現在の病院局などを含めた全職員の中で、市外在住者の人数をお示してください。また、当時の職員数と現在の職員数、市外在住者の割合をお示してください。

次に、市長部局の職員数と市外在住者をお尋ねしたいと思います。

令和3年度以降の市長部局の職員数と、市外在住者の人数と、その市外在住者の割合をお示してください。

平成22年度の本市の職員採用試験実施要領の中に、市内居住を基本とする文言が入れられたと聞いておりますが、その文言はそれ以降も実施要領の中に記載されているのかお尋ねいたします。

市内居住をしていない職員に対してヒアリングなどを行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

市外在住の職員の方も、市職員がその市に住むべき理由、財政的な面、災害時などの対応など十分理解はされていると思います。そのような状況にあっても、市内に住めない理由はどのようなものを挙げているのかお尋ねいたします。また、そのような職員に対して管理職側はどのような対応をされているのかお尋ねいたします。

市長をはじめ、我々も人口減少の問題は、小樽市で一、二を争う大きな課題と捉えております。職員が市内に住めない理由を突き詰めていくと、人口減少のヒント、要因が見えてくるものだと思います。

市長が人口減少問題と向き合うとなると、まずは、隗より始めよであると思いますが、職員の市外在住についての所見をお尋ねし、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、市職員の居住実態と人口減少対策について御質問がありました。

初めに、令和7年度の全職員中、市外在住者の人数につきましては、5月1日時点で286名となっております。

また、平成18年度から20年度及び令和7年度の職員数及び市外在住者の割合につきましては、各年度5月1日時点の職員数、市外在住者の割合の順で申し上げますと、平成18年度が1,999名、6.90%、19年度が1,935名、6.61%、20年度が1,905名、7.30%、令和7年度が1,810名、15.80%であります。

次に、令和3年度以降の市長部局の職員数等につきましては、各年度5月1日時点の職員数、市外在住者の人数、割合の順で申し上げますと、令和3年度が757名、103名、13.61%、4年度が750名、92名、12.27%、5年度が770名、96名、12.47%、6年度が780名、106名、13.59%、7年度が771名、119名、15.43%であります。

次に、職員採用試験実施要領への記載につきましては、平成23年度以降も、実施要領に市内居住を基本とする旨を記載しており、平成27年度からは、受験資格として、採用時まで市内に居住可能な方であることを追記したほか、令和6年度からは、求める人物像として、市内に居住可能であることを記載いたしております。

次に、市内居住をしていない職員へのヒアリングにつきましては、各所属長が、人事評価面談などの機会に、市外へ転出した場合の理由や市内居住が可能な状況かどうかを確認いたしております。

次に、職員が市内に居住できない理由につきましては、市外に住む家族の介護が必要であることや、家族の勤務先が市外であることを挙げる職員が多くなっております。

次に、市内に居住していない職員への対応につきましては、各所属長が、人事評価面談などの機会に、市内に居住できない理由が解消した場合には市内に居住するよう促すなどの対応を行っております。

次に、職員の市外居住に関する所見につきましては、職員が市民目線に立ち、市民ニーズを適切に把握して、人口減少対策など各種政策を進めるためには、自身が市民であることが非常に重要であり、災害時の対応を迅速に行う必要性などからも、市職員は市内に居住するべきものと考えております。

一方で、憲法第22条で居住の自由が保障されていることから、市内への居住を義務づけることは困難ですが、職員の市内居住を進めるための取組について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 3時39分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 川 貴 城

議 員 下 兼 薫

令和7年  
第2回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

令和7年6月17日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、平戸理史議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第21号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）（拍手）

○19番（小池二郎議員） みらい会派の小池二郎です。よろしくお願いたします。

前回の定例会の一般質問、また、予算特別委員会でも質問させていただいた小樽市立病院の選定療養費について、引き続き質問をさせていただきます。

小樽市立病院は、令和6年4月1日、地域医療支援病院に承認され、原則、かかりつけ医からの紹介状が必要となりました。選定療養費とは、厚生労働省が定めた定額負担制度であり、初診時に他の医療機関からの紹介状を持たずに、地域医療支援病院を受診する際、医療費とは別に負担する制度であり、医療機関の機能分担の推進を目的として定められたものであると理解しております。急性期病院に外来患者が集中し、外来が混み合い、診療までの長い待ち時間や、勤務医の過度な外来負担を生じさせないための重要な制度であると考えます。

小樽市立病院において、専門的な診療を行う基幹病院という役割を担い続けるためにも、利用される患者へ、市立病院の役割や選定療養費徴収への理解を促すこと、また、明確化された取組を行うことが重要であると考えます。

まず、前提として、小樽市立病院は地域医療支援病院であり、紹介状を持たない新規患者は、紹介制を導入している診療科でも、そうではない診療科でも、選定療養費を御負担いただくことが原則になっていると思います。

しかしながら、前回、紹介制を導入していない診療科における選定療養費徴収件数はゼロ件であり、新規患者の中で紹介状を持たない約半数の方全てが選定療養費徴収の対象外になっているとは考えにくく、疑問が生じたため、改めて質問いたします。

前回の予算特別委員会において、紹介制を導入している診療科と、紹介制を導入していない診療科について、分けて質問をさせていただいておりましたが、どちらにおいても受診するためには医師の判断が必要になるとの答弁があり、さらに、選定療養費を徴収するかどうかについても、医師の判断が必要であるとのことでした。

このことについて、お聞きいたします。

小樽市立病院のホームページでは、紹介制を導入していない診療科においては、「紹介状がなくても受診可能ですが、紹介状なしで受診を希望される場合は、選定療養費をご負担いただきます。」と掲載されております。そうすると、前回、紹介制を導入していない診療科を受診するには、受診の前に医師

の判断が必要であるという御答弁でしたので、ホームページとの記載とは相違が生じます。

紹介制ではない診療科について、医師が不在など、特別な理由がない限りは、新規患者でも医師の判断にかかわらず、受診が可能なのではないかと考えますが、前回の答弁に間違いはないのでしょうか。

そもそも紹介制を導入していない診療科において、受診前に医師が患者一人一人に対して、受診するかどうかの判断を行っていないと現場の方からお聞きしておりますが、現状をお聞きいたします。

実際に業務に携わっている方からお聞きしているところでは、紹介制ではない診療科では、紹介状を持たない新規患者が受診を希望する際、窓口で所定の手続きをし、該当の科に案内された後、問診票を記載し、その後、受診をする流れになっていると聞いております。

この流れの中で、受診可能かどうかの判断はされていないと思いますので、予算特別委員会での医師の判断により受診可能かどうかを判断していますという御答弁は間違っているのではないのでしょうか、お答えください。

私が現場の方にお聞きしたところ、紹介制ではない診療科においては、選定療養費を徴収しないという認識を持たれておりました。

選定療養費の制度からすると、そのような認識はそもそも誤っているのではないかと考えますが、御見解をお示しください。また、現場への周知はどのようにされているのでしょうか。

予算特別委員会で、紹介制を導入している診療科と、そうではない診療科の違いについてお聞きいたしました。その答弁では、紹介制につきましては、原則、紹介状が必要だということで、当初より紹介状なく患者が見られた場合は、症状を聞き取って緊急性の判断をする。その症状に見合った適切なクリニックまで紹介しているのが紹介制をしいている科になります。紹介制をしいていない診療科につきましては、当院は基本、紹介状がないと受診できません、緊急性が低いと判断された場合は、そこで受診をお断りするというような、厳密に言うと、そういう運用の違いがありますと答弁がありました。

ということは、紹介制ではない診療科であるにもかかわらず、紹介状を持たない患者において、症状により受診できないとお断りするケースがあるということでしょうか。

予約の患者が多いことや、手術があることなど、病院側の都合により受診をお断りすることはあると思いますが、紹介制ではない診療科において、症状を聞いてお断りすることはないと、現場の方からも聞いております。

また、もしお断りしているのであれば、その患者の中で、選定療養費を支払っても受診したいと言われた患者が1人もいないということこそが、そもそもお断りしていないという理由にもなります。

今月から紹介制を導入した他病院では、選定療養費を支払っても受診したいと言われる患者が既にいると聞いておりますし、そういった患者が意外に多いとも聞いております。

小樽市立病院の紹介制を導入していない診療科において、紹介状は持っていないが、選定療養費を支払っても受診したいと言った緊急性の低い患者が1人もいなかったことになりましたが、見解をお示しください。

また、前回の予算特別委員会での質問の御答弁では、紹介制を導入していない診療科の新規受診患者総数は1万2,665人、そのうち紹介患者数は4,350人、選定療養費の徴収件数はゼロ件という御答弁でした。ということは、単純に計算しましても、紹介状を持たない新規患者数は、紹介状をお持ちの患者に対して、約2倍の患者数となります。答弁に誤りがないとすると、その紹介状を持たない約8,000人の患者全てが緊急性が高いことや、その他、選定療養費の対象外に当てはまった上で受診したことになります。

クリニック等を受診され、わざわざ費用をかけて紹介状を書いてもらって小樽市立病院を受診されて

いる患者がいる中で、約2倍の患者が紹介状なしで受診をしている現状においても課題だと思いますが、一番問題なのは、その紹介状を持たない約8,000人の患者の中で、1人も選定療養費の対象にならなかったことに対して違和感しかありません。

その一人一人が対象外となった理由は何なのか、医師の判断、緊急性があったなど、前回答弁されていましたが、では、受診結果を見れば、緊急性があった等、全て対象外に当てはまるということが確認できるということでしょうか。

紹介制を導入していない診療科の受診件数をお聞きしましたが、紹介状を持った新規患者数より、紹介状を持たない患者数のほうが約2倍も多い現状に対して、どのような見解をお持ちなのか、お示してください。

この質問の冒頭に戻りますが、小樽市立病院は地域医療支援病院に承認され、原則、かかりつけ医からの紹介状が必要となり、選定療養費は、医療機関の機能分担の推進を目的として定められたものであり、急性期病院に外来患者が集中し、外来が混み合い、診療までの長い待ち時間や、勤務医の過度な外来負担を生じさせないための重要な制度であります。

しかしながら、紹介制を導入していない診療科において、選定療養費の徴収が1件もないという現状は、地域医療支援病院として、選定療養費の目的や病院経営にも関わる大変重要な課題だと考えます。現状は、受診イコール緊急性があったという判断になっているのかと思いますが、緊急性がある、ないと一言で言っても、各診療科において基準が異なると考えます。

また、小樽市立病院は医師の異動があることや、出張されている医師がいるため、緊急性の有無を判断するに当たって、病院としての基準は必要なのではないのでしょうか。

ある病院では、救急搬送された場合等の緊急性が認められない事例として、幾つか明示しています。軽度の切り傷、軽度の擦過傷、微熱のみ、風邪症状のみ、ショック症状のない虫刺され、打撲のみ、慢性的、または数日前からの腰痛、便秘のみ、不眠のみ、何日も前から症状が続いていて特に悪化したわけでもない場合など、最低でもこのような明確化をしなければ、受診を希望する患者も、選定療養費の徴収対象となるかを判断する病院側も判断しやすくなると考えますが、このような明示についての見解と、各診療科の医師は緊急性の有無について、現状、どのような基準で判断されているのでしょうか。

地域医療支援病院として、選定療養費の制度は義務化されているにもかかわらず、もしも適切に運用されていないとされれば、何か罰則や病院の評価に影響を及ぼすことはあるのでしょうか。

次に、再診時の選定療養費についてお聞きいたします。

再診時の選定療養費については、病状が安定し、医師が他の医療機関へ紹介を行ったのにもかかわらず、引き続き患者の意思や都合で受診した場合に徴収する制度ではありますが、令和6年度に徴収した件数をお示してください。

小樽市立病院に長く受診されている患者や、信頼を置いていただいている患者は、このようなケースになることは多々あると思いますが、そういった患者から再診時の選定療養費を頂くことは、誰がどのように説明し、御理解いただいているのでしょうか。

また、再診時の選定療養費について説明した上で、患者が小樽市立病院の受診を強く継続希望する場合、毎回再診時の選定療養費を徴収することになるのでしょうか、お示してください。

次に、前回の一般質問において、救急搬送された患者の選定療養費について質問いたしました。その答弁を要約させていただくと、下り搬送を効果的に運用しているため、現時点で選定療養費の徴収については検討しないとの答弁でした。

このことについてですが、救急搬送された患者の選定療養費を徴収するか、しないかの議論において、

下り搬送がどう関係しているのか、お聞かせください。

私の考えにはなりますが、選定療養費の徴収をするかどうかの議論において、下り搬送は受診後の対応であり、救急搬送における選定療養費制度の目的として、緊急性が低い軽症患者の救急搬送の抑制、地域における救急医療体制を守るため、また、緊急性が認められない救急搬送患者や入院に至らなかった軽症患者に対して選定療養費を徴収するため、下り搬送が効果的に行われているかどうかは、この議論には大きく関係しないのではないのでしょうか。

そこで改めて質問いたしますが、救急搬送された患者に対して、選定療養費の支払いの対象とするこの検討は必要ではないかと考えますが、御見解をお示しください。

以上、一つ目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 病院局長。

**○病院局長（有村佳昭）** 小池議員の御質問にお答えします。

初めに、小樽市立病院の選定療養費について御質問がありました。

まず、紹介制ではない診療科の受診につきましては、総合受付や看護師が当院の役割や選定療養費について説明し、選定療養費を負担すれば、原則、当院で診療するというもので、前回定例会での答弁に間違いはありません。

また、外来患者数が少ない場合や患者の症状から、なるべく早期に検査や処置をすることが望ましいと医師を含め病院として判断した場合には、例外として柔軟に診療を行う場合があります。

次に、紹介制ではない診療科での受診の流れにつきましては、先ほど答弁しましたとおり、総合受付や看護師が当院の役割や選定療養費について説明した上で、外来の状況や患者の症状から受診することとなった場合に窓口で所定の手続きを進め、該当の診療科に案内することになっております。

なお、前回の予算特別委員会で、医師が受診の可否を判断しているという答弁については、正しくは医師のみならず、病院として判断しているということで補足させていただきますので、御理解をお願いいたします。

次に、紹介制ではない診療科は選定療養費を徴収しないという認識につきましては、繰り返しになりますが、紹介制ではない診療科では、総合受付や看護師が当院の役割や選定療養費について説明し、選定療養費を負担すれば、原則、診療するというものであるため、認識は間違っております。

また、院内職員への周知につきましては、紹介制導入時に紹介状の有無による対応の違いについて、総合受付や外来看護師など、外来に関わる職員へ周知、説明を行っております。

次に、紹介制ではない診療科において、緊急性が低いと判断される患者の受診が1人もいなかったことについての見解につきましては、紹介状を持参していない患者に対して、当院の役割や選定療養費について、丁寧に説明することで御理解いただいた結果であると考えております。

なお、選定療養費を支払わなくてよい場合は、正確には緊急性で決まるものではなく、令和4年度診療報酬改定では、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者とされ、急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合等による受診の場合は認められないと定められております。

次に、紹介状を持たない患者が選定療養費の対象外となった理由につきましては、先ほど答弁したとおり、その判断基準については、当院の裁量とされており、受診結果を見れば確認できます。

次に、紹介状を持参した新規患者数と持参しない新規患者数の比率に対する見解につきましては、紹

紹介状を持たずに受診される患者には、院内他科からの紹介の方や公費負担の方、市内で当院にしかない診療科を受診される方などが含まれますため、紹介状を持たずに受診する新規患者が多くなっているもので、この状況でも、令和6年度の紹介率は70.6%であり、地域医療支援病院としての要件をクリアしているため、患者数の差についてはおおむね妥当なものと考えております。

次に、選定療養費の対象の明確化につきましては、原則として紹介状をお持ちいただくことになっていることから、改めて対象となる事例をお示しすることはしておりません。

また、各診療科においては、それぞれの患者の病状や状況に基づき、医師や看護師により判断されているもので、地域医療支援病院が本来の急性期機能を発揮することを担保されている状況においては、一定の基準を設けて一律に判断することは現実的ではないと考えております。

次に、選定療養費の運用につきましては、徴収が少な過ぎる場合は、選定療養費が適切に運用されているか否かの判断は、特に実際に地域医療支援病院としての機能が損なわれているか否かで判断されるべきものだと考えられます。したがって、罰則や病院の評価への影響はありません。

次に、令和6年度に再診時の選定療養費を徴収した件数につきましては、ゼロ件となっております。

次に、再診時の選定療養費徴収の説明につきましては、対象となる患者に対して、総合案内や受付で説明し、御理解いただいております。

次に、再診時に毎回選定療養費を徴収するかにつきましては、毎回徴収の対象となります。

次に、救急患者の選定療養費徴収で、下り搬送がどのように関係するかにつきましては、当院では救急患者は一旦受け入れて初期治療を実施した後、患者の病状に応じて、他の医療機関に転院していただくことしております。

このような下り搬送を効果的に運用していることで、病床への影響も少ない状況であり、地域医療支援病院として、急性期機能への影響が無視できるため、選定療養費を徴収しないこととしております。

次に、緊急性が認められない救急患者等からの選定療養費徴収の検討につきましては、当院では救急車により搬送された時点で救急患者として診察していることから、現時点で選定療養費の徴収の対象とすることは考えておりません。

しかし、将来、軽症者の不適切搬送が増加して、本来の地域医療支援病院としての機能を損なうおそれがある場合は、有効な手段として議論されるべき重要な課題と思われれます。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目目の質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）

**○19番（小池二郎議員）** 次に、都市公園への投雪についてお聞きいたします。

本市のホームページでは、「冬期間の公園利用について」の中に、投雪等についても記載があります。その1項目には、近年、公園への投雪による公園施設の損壊が多発していること、また、雪山やスロープによる事故が発生する恐れもあることから、投雪は原則禁止と記載があります。

しかしながら、公園への投雪は、市内の都市公園で見受けられるのも現状であります。

そのような中で、公園への投雪による施設の損壊が多発していることは重要な課題です。実際、私の住む近所の公園の遊具が壊れていて、なかなか修理されていない状況があり、公園緑地課に確認したところ、投雪による影響ということでした。

一方、市民目線で考えると、雪捨てがなく、公園に捨てているという現状もあり、大変難しい問題だということは理解いたしますが、その影響により、被害があるのは市であり、遊具で遊べなくなった子

供たちです。何かしらの対策は必要と考えますので、質問いたします。

質問の前に、投雪という言葉についてですが、調べてみると様々な解釈があり、除雪機を使って雪をある方向に吹き飛ばすことを指すという解釈もありますが、市で指す投雪とは、除雪機など重機を使用して雪を飛ばすことだけではなく、市民がスノーダンプやスコップ等を利用し、雪を捨てることも含めて、投雪といたします。

まず、市の除雪において、投雪している公園数をお聞かせください。

次に、市の除雪で利用している公園は市民も投雪してよいのか、また、公園によって投雪禁止かどうかをどのように定めているのか、お聞かせください。

投雪している公園と投雪していない公園がある中で、そもそも公園に雪を捨ててよいのか、駄目なのかを知らない市民の方も多くいると考えます。公園の投雪、投雪禁止について、どのように市民に周知しているのか、お聞かせください。

次に、冬期間における公園施設の破損件数と、どのような施設の破損があったのか、令和4年度から令和6年度までの過去3年間の状況をお聞かせください。

次に、投雪により公園施設の破損を確認した場合、市はどのような対応をされているのかについてですが、現実的に考えると、シーズン前の公園の状態を確認・記録していなければ、いつ、どの部分が壊れたかをシーズン後に確認することは難しいと思われれます。また、市の除雪によって破損があった場合、事業者から報告される場合もあると思いますが、破損したことに気づかない場合もあると考えられます。

そのようなことから、破損したかどうかを誰がどのように確認するのか、お聞かせください。

次に、公園を囲むフェンスの破損ですが、特に高台にある公園については、人力で運ぶことは考えづらいことから、重機による投雪に限られます。重機での投雪によるフェンスの破損対策はされているのか、お聞かせください。

次に、投雪禁止の公園において、市民の方が投雪したことにより、施設や遊具が破損した場合ですが、この場合は特に、いつ、誰がということを確認することは難しく、投雪した市民が自ら、市に申し出ることも考えづらいと思しますので、対応は難しいと思われれます。

しかしながら、投雪により、遊具等が破損したことを近隣の方に伝えることなど、何らかの対応は必要と考えますが、どのような対応をされているのか、お聞かせください。

投雪により破損した柵や遊具を修理しても、また同じように投雪され、破損することも考えられます。冬期間は滑り台の滑る部分や鉄棒のバーなど、撤去できるものは撤去して保管されるなど、対策はされていると思いますが、投雪がなくても一定程度の雪が積もることから、その重さで破損することも考えられます。

そのようなことを考慮して、遊具の選定、また配置場所などを配慮されているのか、お聞かせください。

また、投雪による影響はそれだけではなく、雪の中にはごみや大きな石が多く、雪が解けた後の公園は非常に汚く、子供たちが大きな石につまずいて、けがをする心配もあります。投雪している公園の雪解け後の清掃についてはどのように対応されているのか、お聞きいたします。

ある公園では、近隣の方がホイールローダー等の重機に乗り、公園に大量の雪を捨てている状況もあります。個人がしているのか、どこかの事業者をお願いしているか分かりませんが、そのような状況を市は確認されているのでしょうか。

また、そのような重機による投雪を確認された場合、市はどのような対応をされているのか、さらに、そのような行為を市民が見かけた場合は、どのような対応をすべきなのか、お聞かせください。

重機で投雪している公園では、6月になってもまだ雪が残っています。その影響は、子供たちの遊ぶ範囲が狭くなってしまったり、雪が解けて、その周辺の地面はぬれた状態になっています。

基本的に公園が利用できる5月に入っても残雪のある公園についての対応は何かされているのか、お聞かせください。

多くの住宅地では雪の処理が地域の課題であり、特に道路脇や住宅前の雪かきによって出た雪の行き場に困る市民は少なくありません。そうした中、地域の公園が雪押し場として活用される取組が市と市民の協力によって行われている自治体もあります。

旭川市では、公園等を雪押し場として使用する際の取扱いについて、ホームページに記載があり、内容としては、重大な人身事故や遊具等の公園施設の破損、融雪後のごみの散乱、雪解けの遅れなどによる公園使用への支障の恐れがあるため、原則禁止としていましたが、日常生活で支障となる道路の雪につきましては、町内会や市民委員会等の地域の代表者と使用方法を確認し、一定のルールを守ることを約束した覚書を取り交わしていただくことで、公園等の中に入れることが可能となったようです。

本市では、公園の投雪について、このような町内会等と協力、連携を行う取組は現在行っていないと思いますが、今後において、必要性が高いと考えます。市の見解をお示しください。

市としては、公園への投雪を禁止しているものの、市の除雪においては利用していること、市民の方も雪を捨てる場所がなく、近くの公園に捨てている現状だと思いますが、旭川市のように、市と市民が協力して、お互いがルールに基づき公園への投雪の取組を行うことで、公園施設の破損の抑制につながることや、決められた範囲で投雪を認めることとすれば、市民の雪を捨てる場所の不安解消にもつながるのではないのでしょうか。

市として、公園への投雪について一定のルールを設け、投雪を認める方向も含め、検討を進めるべきではないかと考えますが、見解をお示しください。

今後、市民への周知方法や町内会や公園愛護会等との連携、そして公園への投雪についてのルールを改めてしっかり定めていただき、投雪における公園施設の破損がないよう、来シーズンに向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上、2項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 小池議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、公園の投雪について御質問がありました。

初めに、市の除雪で投雪をしている公園の数につきましては、93の都市公園のうち47か所です。

次に、市の除雪で使用している公園に、市民の皆さんも投雪してよいのかなどにつきましては、投雪による公園施設の破損、雪山やスロープによる事故が発生するおそれもあることから、全ての都市公園において、市民の皆さんによる投雪は原則禁止いたしております。

次に、公園への投雪に関する周知につきましては、市のホームページに公園への投雪は禁止していることを掲載するとともに、現地に投雪禁止看板を設置し、周知を図っているところであります。

次に、冬期間における公園施設の破損件数などにつきましては、過去3年の破損件数は、令和4年度は29件、5年度は29件、6年度は22件で、合計80件であり、主な破損内容は、ブランコ柵のひずみ、ベンチの破損、フェンスの傾きなどです。

次に、公園施設の破損の確認につきましては、市の除雪で投雪している公園は、地域総合除雪業務の受託者が施設破損の有無を目視確認いたしております。

また、公園開設前には公園緑地課が全ての公園施設を目視確認しております。

次に、重機での投雪によるフェンスの破損対策につきましては、市の除雪で投雪している公園の一部のフェンスについて、養生や一時撤去を行い、破損対策を行っているところであります。

次に、市民の皆さんの投雪によって、遊具等が破損した場合の対応につきましては、現地に「投雪が原因で遊具が破損しています」と表示した看板を設置し、周知を図っているところであります。

次に、雪の重さを考慮した遊具の選定などにつきましては、積雪荷重を考慮した遊具や、冬期間に取り外しができる遊具を選定しているところであります。

また、配置場所につきましては、特段配慮いたしておりませんが、積雪による破損を防止するため、スプリング遊具など、取り外しができない遊具にシート養生を行うなどの配慮を行っております。

次に、投雪している公園の雪解け後の清掃につきましては、維持課と公園緑地課が清掃を行っております。

次に、重機による公園への投雪に対する市の対応などにつきましては、パトロール時や市民の方からの通報などを受け、現場確認をしているところであります。

また、確認後の対応につきましては、公園施設の破損や事故のおそれもあるため、公園内に投雪しないよう直接指導することや現地に投雪禁止看板を設置するなど、注意喚起を行っているところであります。

なお、市民の方が投雪を見かけた際には、市への情報提供をお願いしたいと思っております。

次に、公園の残雪対応につきましては、市の除雪で投雪している公園のうち、重機による作業が可能で、雪割作業が必要な公園については、融雪の促進に努めているところであります。

一方、市の除雪以外で投雪している公園については、残雪対応は行っておりません。

次に、公園の投雪についての町内会等との連携・協力につきましては、小樽市雪対策基本計画において、市民との協働による雪対策の推進を掲げており、雪置場の確保のために、町内会等との連携・協力は必要なものと認識しております。

次に、公園への投雪についての検討につきましては、公園への投雪は現在禁止としておりますが、市の除雪作業において使用している現状や、市民の皆さんが雪置場に困っている状況も踏まえ、今後の対応について検討を進めていく必要があるものと認識しております。

公園を地域の雪置場として活用することで、生活道路の雪処理が進むなど、道路除雪への効果がある一方、公園施設の損傷やごみの散乱などの懸念もあることから、こうしたメリット、デメリットを整理しながら他都市の事例なども参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）

**○19番（小池二郎議員）** 次に、接遇マナーについて質問いたします。

オール小樽でのおもてなし力の向上に取り組むため、小樽観光協会が中心となり進めている小樽おもてなし認証が令和6年度から始動されており、本市では、小樽市役所本庁舎において、経済産業省が創設したおもてなし規格認証の取得を目指し、職員の研修や職場環境の改善に取り組み、おもてなし規格認証機構による審査を経て、令和6年11月30日付で、小樽市役所本庁舎が全国の自治体初となる紺認証

の取得に至っています。

おもてなし規格認証のホームページでは、「市民の皆様にご快適に過ごしていただくため、また観光都市小樽として、「オール小樽」で日々おもてなし力の向上に取り組んできました。」「引き続き、職員が「おもてなし」を意識し、更に対応がレベルアップするよう取り組みます。」と掲載がありました。このことについて、本当に素晴らしい取組だと思います。

そこで、本市において、さらなる接客向上に向けて質問させていただきます。

私自身も販売店での接客の経験があり、接客については多少知識があるのですが、私が社会人となり、その勤め先の初日の研修は電話対応でした。そこで学んだことは、電話が鳴ってから、できるだけ3コール以内に出る、3コール以上鳴った後に電話に出た場合、お待たせいたしましたと冒頭につけることや、電話を切るときは、基本、相手より先に切らない、相手が切らなかった場合は3秒たってから切ることなどを学びました。

私が研修を受けたのは20年以上前であり、時代の変化や、職場・職種によって運用が違うため、このようなマナーが本市では当てはまるかどうかは分かりません。もちろん、このような電話対応のマナーを活用されている職員の方もいましたが、残念ながら電話対応のマナーが不十分であると思ったことが正直何度もありました。議員という立場のため、市民という感覚ではなかったのかもしれませんが、特に気になったのは電話を切るときのマナーです。もちろん、このようなことを気にしない人は何とも思わないかもしれませんが、そもそもマナーを知らない方もいますので、こういったことが気になる方は、接客マナーを勉強した方や経験がある方になるのかと思います。

しかしながら、民間でいうと、接客レベルの高いとされているホテルや料亭、高級レストランなどでは、基本的に相手によって接客マナーが変わることはないと思われまます。私自身も、職員の皆様への対応、マナーがしっかりできているとは思いませんので、反省すべき点もあると思いますが、恐縮ですが、今回は本市の接客向上に向けて質問させていただきます。

私は民間での接客経験しかありませんので分からないのですが、民間におけるお客様としての接し方、言葉遣い等のマナーと、市職員の市民、来訪者との接し方、言葉遣い等のマナーに違いがあるのか、市の見解をお聞かせください。また、基本的にどのような考えで接客をしているのか、お聞かせください。

ある他都市の接客マニュアルでは、接客と接客の違いについて記載がありました。お客様に単に接することが接客であり、接客とは、相手、市民、来訪者を思いやる心を持って接することであり、お客様に対して、おもてなしの心を持って接することであると記載されています。

また、別の他都市の接客マニュアルには、接客とは、応接、接待、処遇などから合成された言葉で、仕事などの目的を持った人と人が接触し、お互いが気持ちよくスムーズに、その目的を果たすための心構えや方法とされています。接客の基本としては、挨拶、身だしなみ、表情・態度、言葉遣いの四つであり、職員がこれらの基本的技術を身につけ、おもてなしの心を持って、よりよい接客対応を実践することで、市民サービスが確実に向上すると接客の基本に記載がありました。

では、本市の考える接客と接客の違いについて、御見解をお聞きいたします。また、本市においても、接客ではなく、接客という考えの下、市民や来訪者と接しているのでしょうか、お答えください。

次に、以前の議会の答弁で、職員は接客の研修を受けているとお聞きしておりますが、どのような研修なのか、研修の頻度や全職員が研修を受けているのかなど、詳しくお聞かせください。

次に、電話対応のマナーについてお聞きいたしますが、先ほども述べましたが、電話に出るとき、切るときのマナー、それ以外では話すスピード、声のトーン、言葉遣いなど、気をつけることは多くあると思いますが、本市では、電話対応においてどのようなマナーを取り入れているのか、お聞かせください。

い。

受付、窓口業務は全職員が対応するわけではないかもしれませんが、電話対応は多くの職員がされると思います。電話対応は、相手の顔が見えないことから、窓口業務の対応と比べて、より丁寧さが必要であり、難しいと一般的に言われております。

その中で言葉遣いについてですが、一般的に敬語は大きく分けて三つあります。相手の動作や状態を立てて言うことで相手に敬意を表す尊敬語、話し手自身の動作を低くいうことで相手に敬意を表す謙讓語、言い回しや表現を丁寧にするすることで相手に敬意を表す丁寧語の3種類です。

相手によって使い分けることもあると思いますが、基本的に本市ではどのような言葉遣いをすることとされているのか、お聞かせください。

そのほかに、接遇の基本として気をつけることは、挨拶、身だしなみ、表情・態度などがありますが、これらにおいて、本市ではどのように職員は心がけているのか、また、これら基本的な接遇技術を身につけるためにされている取組があればお聞かせください。

そのほかにも、クレーム対応、配慮を要するお客様への対応、外国人の方の対応などが考えられますが、様々な対応が必要とされる中で、どのような対応をされているのか、お聞かせください。

これまで質問した内容は、他都市の接遇マニュアルには記載されていることですが、そもそも本市において、接遇マニュアルがあるのか、お聞かせください。

もし、ないのであれば、接遇の向上のためにも作成すべきと考えます。もちろん接遇マニュアルがなくても質の高い接遇をされている職員もいるとは思いますが、各部署、職員によってばらつきがあれば、1人の職員の不注意や不適切な対応があった場合、市役所全体の信頼を失ってしまいます。どこの部署でも、どの職員においても、質の高い接遇、向上に向けて、マニュアルが必要と考えますが、見解をお示しください。

また、マニュアル作成だけでなく、そのマニュアルを基にした研修も重要であると考えます。入職1年目でも10年目でも、経験年数にかかわらず、3年や5年に1回など、定期的に繰り返し接遇の研修を受けることで、各職員の接遇に対する意識改革、質の高い接遇力を身につけることができるのではないかと考えます。御見解をお聞きいたします。

以上、3項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、接遇マナーについて御質問がありました。

初めに、市職員の市民との接し方等につきましては、民間におけるお客様との接し方等と違いがあるものではなく、挨拶や言葉遣いなどの基本的な接遇マナーを踏まえた上で、市民目線に立ち、親切で丁寧な対応をすることが必要であると考えております。

次に、接客と接遇の違いにつきましては、相手に不快と感じさせないよう、最低限のマナーを保ち、対応する接客に対し、接遇はおもてなしを意識して、心の籠もった対応を行うことであると考えております。

本市においては、昨年、市役所本庁舎において、おもてなし規格認証を取得しましたが、本庁舎以外に勤務する職員も含め、おもてなしを意識した対応を行うよう努めているところであります。

次に、接遇の研修につきましては、新規採用職員研修と60歳を超えた定年延長職員及び再任用職員を

対象とした研修において、接遇に関する内容を盛り込み、毎年度継続して実施しているほか、昨年度までは会計年度任用職員を含む全職員のうち希望者を対象とし、接遇とクレーム対応に関する研修を実施いたしました。

また、これらとは別に、市役所のおもてなし規格認証取得に関連する取組として、おもてなしについての考え方を深めるセミナーを本庁舎外に勤務する職員も含め、希望者を対象に、毎年度、複数回、実施しているほか、外部団体が主催する研修にも職員を派遣しております。

次に、電話対応につきましては、接遇の研修において、3コール程度以内で速やかに出ること、所属と名字を名のり、状況に応じた挨拶をすること、明るく丁寧な言葉遣いで、はっきりと話すこと、相手が切ってから受話器を置くことなどを周知しているところであります。

次に、言葉遣いにつきましては、接遇の研修において、丁寧語を使用することを基本とし、相手や状況に応じて、尊敬語と謙譲語を正しく使用することなどを周知しているところであります。

次に、挨拶や身だしなみなどにつきましては、市民や来庁者には、笑顔や柔らかい表情で接し、来庁者と擦れ違ったり、目が合った際にも挨拶か会釈をするよう心がけること、身だしなみについては、夏季軽装の期間をはじめ、公務にふさわしい服装かどうかを職員各自が意識し、社会常識を逸脱するような服装は避けることなどを職員に周知しております。

また、基本的な接遇技術を身につける取組として、接遇の研修においても、挨拶や身だしなみの基本について周知をしているところであります。

次に、様々なお客様への対応につきましては、クレーム対応では、相手の話をしっかりと聞き、説明を適切に行いながら、行き過ぎたクレームには組織として毅然と対応することとしております。

また、高齢者や障害者など、配慮を要する方には、ゆっくりと時間をかけた説明や必要に応じて動作の補助や付添いを行うなど、よりきめ細やかな対応を行うこととしているほか、外国の方には多言語対応の翻訳機や電話通訳サービスなどを利用して意思疎通を図るなどの対応をしております。

次に、接遇マニュアルにつきましては、今後マニュアルの作成を進め、職員や職場間で接遇レベルの差がなくなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、定期的な接遇の研修につきましては、おもてなし規格認証に関連する取組として、おもてなしについて研修する機会を今後も設ける予定であり、接遇の基本に関する定期的な研修も含め、全職員の接遇意識がより一層向上し、おもてなし規格認証にふさわしい対応となるよう取り組んでまいります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）

**○19番（小池二郎議員）** 次に、おたる地域子ども教室について質問いたします。

教育委員会では、土曜日の午前中に子供たちが安心して過ごせる安全な居場所づくりのため、学校施設で、おたる地域子ども教室を実施しています。しかしながら、その見守りボランティアがなかなか集まらず、実施できていない学校もあるとのこと。取組としてはとてもよいと思いますが、募集の仕方や周知方法など改善が必要と考えますので、質問いたします。

まず、この取組が始まった経緯と目的についてお示してください。

次に、この取組の対象者は実施される小学校に在籍する児童ということですが、他校の児童が参加できない理由も含めて、対象者についてお聞かせください。

次に、実施した1校当たりの1日の参加人数はどのぐらいなのか、昨年度に開催された実施状況をお

示してください。

次に、実際にどのようなことをされているのかについてお聞きいたしますが、基本的に子供たちが自由に好きなスポーツ・運動をされているということですが、施設により可能な種目は違うかなど、実施内容についてお聞かせください。

昨年度は見守りボランティアが足りず、全ての学校で実施できていないとお聞きしておりますが、見守りボランティアの昨年度の全体の登録人数と1校当たりの平均人数をお聞かせください。

子供たちが楽しく、安全に、安心して活動をするためには見守りボランティアの人数が重要と考えますが、例えば50人程度の子供の参加があった場合、見守りボランティアは何人ぐらい必要かなど、目安はあるのでしょうか、お答えください。

また、見守りボランティアが少ない場合は、参加人数を制限することや中止することはあるのでしょうか。

どのように見守りボランティアの募集の周知をしているのかについてですが、ホームページや全小学校において、募集のチラシを配布されていることは承知しておりますが、それ以外にどのような募集をされているのか、お聞かせください。

昨年度までは、残念ながら、小学生の子供を持つ保護者のボランティアは少ないとお聞きしております。共働き世帯や未就学児の子供がいることで、協力したい気持ちがあっても、なかなか難しいことなどが想像できますが、なぜ保護者のボランティアがなかなか集まらないのか、見解をお聞きいたします。また、募集を強化するための取組は何かされているのか、お聞かせください。

昨年度までは、地域の方々を中心となり見守りボランティアをされているとお聞きしておりますが、地域の方へはどのように周知、お願いをされているのか、お聞かせください。また、されていないのであれば、その理由についてお示してください。

また、学校での配布により、保護者へは周知されておりますが、その他様々な団体においても協力を願うことが可能ではないかと考えますが、見解をお示してください。

次に、この取組では様々なスポーツ団体へ依頼し、その競技に興味のある子供たちが指導を受ける取組もされているとお聞きしております。

では、その目的と依頼団体の選定はどのようにされているのか、お聞かせください。また、今後どのような団体へ依頼されるお考えがあるのか、お聞かせください。

私としては、この取組が全小学校で開催できることが望ましいと考えますが、まずはこの活動を多くの方に知っていただくことが一番大事なことだと思います。

また、見守りボランティアの募集においては、ただ活動しているから協力していただける方を募集しますだけではなく、この取組の目的や活動内容をより知っていただくことで募集の強化につながると考えますが、その見解と、これまでどんな活動報告をされているのか、お聞かせください。

少し話は変わりますが、昨年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学校5年生男女ともに、平日の運動時間は全国平均を上回っていますが、土日の運動時間は男女ともに大きく下回っています。

この改善の取組として、土曜日のおたる地域子ども教室の取組が寄与すると考えますので、ぜひ今後、この取組を強化していただきたいと考えますが、見解をお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 小池議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、おたる地域子ども教室について御質問がありました。

初めに、本事業が始まった経緯と目的につきましては、学校の週5日制による休業日となる土曜日に、小学校施設を活用した安全・安心な子供の居場所づくりを図るため、平成16年6月よりおたる地域子ども教室推進事業としてスタートしたものであります。

地域の大人が見守る中で、子供たちが安心して活動できる場所と機会をつくり、週末における子供の様々な体験活動や地域住民との交流を支援することを目的としております。

次に、対象者につきましては、おたる地域子ども教室実施要綱では、実施小学校の校区内にいる児童及びその保護者としており、校区外の児童が参加できない理由としましては、遠距離から来校する際の安全面を考慮するとともに、けがや事故が起きた際の対応を円滑に行うなど、子供の安全に配慮したものであります。

次に、昨年度の参加人数につきましては、年間で合計48回実施し、延べ1,311名の児童が参加したことから、平均で1校1日当たりの参加人数は約27名となっております。

次に、実施内容につきましては、ボランティアスタッフの見守りの下、小学校の体育館で自由に遊ぶことが中心であり、ボール遊びやバドミントンなどを行うほか、運動に限らず、塗り絵や折り紙などで楽しんでいる児童もおられます。

また、スポーツ団体が中心となって、タグラグビーやサッカーなども行われておりますが、基本的には学校の備品等を借りて遊んでおりますので、学校によっては活動できる内容が限られる場合もあります。

次に、見守りボランティアの令和6年度の登録人数につきましては、5校で18名となっております、平均で1校当たり3.6名となります。

次に、見守りボランティアの人数の目安やボランティアの人数による参加人数の制限等につきましては、本事業では、子供の参加人数に合わせたボランティアスタッフの目安はありませんが、けが等の緊急時の対応を含め、安全に見守る体制が必要なことから、必ず複数で対応することとしております。

そのため、複数のボランティアスタッフが確保されている場合は、参加人数の制限は行っておりませんが、1人しかいない場合においては、実施を見送ることとしております。

次に、ホームページや募集チラシ以外でのボランティアスタッフの募集につきましては、開催日や内容を周知するチラシに年間を通して募集情報を記載するほか、担当職員が実施校を巡回した際に、子供と共に参加されている保護者の方に直接お声がけして、協力をお願いしております。

次に、保護者のボランティアが集まらない理由と募集を強化するための取組につきましては、様々な理由で時間的に余裕のある保護者が少ないことや、子供を見守ることへの不安や責任などが保護者のボランティアが集まりにくい要因であると認識しております。

また、保護者へのボランティア募集を強化するため、昨年度から保護者がより直接目に触れる学校からの連絡ツールのお知らせにも募集案内を掲載したところであります。

次に、地域の方々へのボランティアスタッフ募集の周知につきましては、担当職員がボランティアスタッフを通じて地域の方への周知や協力依頼を行っているほか、過去にボランティアをされていた方に直接、協力の依頼を行っているところであります。

次に、様々な団体への協力依頼につきましては、本事業の目的や活動内容を幅広く周知し、興味・関心を持っていただくことは、ボランティアスタッフの増加につながると考えられますので、関連する団

体への周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ団体への協力依頼につきましては、子供の体験活動をより豊かなものにするを目的に、子供向けのイベントを依頼しており、実施団体の明確な選定基準は設けておりませんが、多くの児童が楽しく参加し、安全にイベントを実施できる団体をお願いしております。

今後につきましては、スポーツに限らず、御協力いただける様々な団体に依頼するなど、幅広く子供たちの体験活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、おたる地域子ども教室の目的や活動内容の周知と報告につきましては、ボランティアスタッフの確保には、本事業の目的や活動内容のほか、魅力や楽しさなどを広く子供たちや保護者、地域の皆さんに知っていただくことが何よりも大切であると考えております。

また、活動報告につきましては、小樽市の教育や教育委員会の事務の点検及び評価報告書として市のホームページで公開するとともに、校長会や父母と教師の会連合会、総連合町会の代表者などで組織しております小樽市教育支援活動推進事業運営委員会で報告し、御意見を伺っております。

次に、運動習慣の改善に向けた本事業の取組の強化につきましては、本事業は、子供が安心して活動できる場所と機会をつくり、週末における子供の様々な体験活動を支援することを目的としており、自由な遊びやスポーツイベントに参加し、運動に親しむことは子供たちの体力向上にもつながるものと考えております。

今後も保護者や地域の皆さん、スポーツ団体等の御協力をいただきながら、魅力ある取組を行い、多くの学校で実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 19番、小池二郎議員。

**○19番(小池二郎議員)** 再質問させていただきます。

公園の投雪につきましては、今後、対策を検討されるということですので、前向きな御答弁いただき、ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

接遇マナーにつきましても今後マニュアルについて検討されるということで、接遇向上に向けて必要と考えますので、ぜひよろしく願います。

再質問は、小樽市立病院の選定療養費について質問ですが、どうも御答弁と現場の方々のお話にやはり食い違いがあるのです。紹介制を導入していない診療科において、選定療養費をどのように徴収するかということなのですが、選定療養費を徴収するかどうかということ、受診をするかしないかということの話は別なわけです。

紹介制を導入していない診療科においては、受付をして、その後に診療科に行かれて問診を書いて、受付をしてということなので、そこで重症か、軽症かどうかという症状によって選定療養費の対象になるかならないかがその後に関係してくるのですが、実際にそれはしていないと現場の方から聞いているので、現場の方の声が間違っているのか。総合受付や看護師が選定療養費のことを説明していると言っていますけれども、では、どちらが説明しているのかなど、すごく曖昧で、当事者に聞いてもやはり曖昧だったのです。

だから、そんな中で働かれている方たちが実際に選定療養費の制度をしっかりと運用しています、ただ、ゼロ件でしたと言われていることをユーチューブで見ているとすると、えっ、という形になってしまうのです。それが不信感にもつながってしまうのです。

なので、実際に紹介制を導入していない診療科において、選定療養費の徴収に関してしっかりと運用されているのであれば、恐らく紹介状がない患者がどうしても選定療養費を払ってでも受診したいのです。

という方がゼロということは考えづらいのだと思うのです。

先ほど言いましたけれども、今月から紹介制が始まった他の病院では、もう既に何人もそういう方がいるという話を聞いているので、小樽市立病院では1人もいなかったというのは物すごく考えづらいことだと思います。

実際の現場の方たちに、本当にきちんと周知されているのかも含めて、この制度にしっかり取り組んでいただきたいと思うのですが、答弁のとおり、選定療養費の制度を導入した上で、そういった方が1人もいなかったと言われるのか、もう一度、そこだけ見解をお聞きいたします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 病院局長。

**○病院局長（有村佳昭）** 小池議員の再質問にお答えします。

実は、これは非常にデリケートな問題があると思っています。

まず、議員の本心がよく分からなくて、基本、普通は選定療養費を取り過ぎて問題になることはよくある。これはお金もうけの制度ではなくて、実は、今の医療の資源が足りなくなっているところのマネーの話なのです。大病院だから取りあえずいいやというような患者がどんどん来て、そして、かかりつけ医がかかりつけ医としてそれほど教育されていない状況の中で、市民はやはり大病院に行っていれば安心だろうと普通に考えると。

そうすると、本来やるべき急性期医療が損なわれるので、選定療養費をつくりましょう。新たにやった病院は知りませんが、お金もうけのためにどんどん取るという考え方ではないというのがまず一つです。

当院が選定療養費を取らなさ過ぎということに関してもお話ししますと、当院は、北海道の自治体病院で4番目に地域医療支援病院になりました。ということは、前例が3例あって、3市の状況をずっと確認しながら、どういうふうに行っているかということを確認しています。具体的に言いますと、札幌市、函館市、釧路市の3市の状況を取ってみますと、選定療養費は驚くべきことに、一番新しいデータでも0.5%から2%しか取られていないのです。

それで、我々4番目にとって、どういうふうに行うに選定医療費の徴収を進めていこうかということ慎重に考えながら、取りあえずほかの自治体に準じながら取っていこうということをまずは考えていて、ただ、それにしても少し少な過ぎるというのは問題です。

では、実際にそういう状況で、それでは意味がないのかというと、そんなことはなくて、外来の延べ総数は確実に減ってきています。その代わり紹介数が増えていて、外来単価が上がっていて、選定療養費を入れた意味が非常に出てきていると。僅かでも、実際にお金は取れなくても市民の中では周知されつつあるのだと理解していきます。

その上で、もう少しデリケートなお話をしなくてはならなくて、これはなかなか難しいのですが、令和4年度診療報酬改定を見ていただければ分かるのですが、選定療養費の定額負担を求めなくてもよい場合というのが10項目あって、そこでさらに見直しがかかっています。今の話で問題になる項目は最後の10番目、少し読み上げますと、「その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者」、これは取らなくていい。今まではそれだけだったのです。

ところが、今回の改定で何が出たかということ、その例外の規定を例を挙げて説明しているのです。それも読み上げます。「（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない）」この場合は選定療養費を取ってくださいと言っています。

注目してほしいのは、急を要しない時間外の受診と書いているのです。その裏を返すと、急を要しない時間内はどうすればいいのか、これが病院の裁量に任されているという意味です。

少し曖昧になりましたけれども、非常にデリケートな問題を含めていて、市民の周知も、病院の職員の周知もなされつつあって、理想的な形になりつつありますが、市立札幌病院は、今2科だけ、どうしてもできない科は小児科とか、産婦人科か何かがありますが、それ以外は10年かけてようやくほぼ全て紹介制にしています。

ですから、1年たった我々も、10年たっていませんが、徐々に理想的な形にしていきたいと思っていますということです。

**○議長（鈴木喜明）** 小池議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時15分**

**再開 午後 2時45分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）（拍手）

**○16番（下兼 薫議員）** 立憲・市民連合を代表し、質問いたします。

まず、オーバーツーリズムについて。

今定例会の議案として提出されている、オーバーツーリズム対策事業費についてお尋ねいたします。

5月28日の市長定例記者会見では、令和6年度の全期観光入込客数は806万8,800人となり、対前年度比は45万6,700人増の106%となり、コロナ禍前の令和元年度との比較においても115.4%増加し、平成29年度以来7年ぶりの800万人超えとなりました。コロナ禍からの力強い回復と宿泊客数の増加傾向から、これまで課題とされていた通過型観光から滞在型観光へ徐々に移行していることを感じていますと市長はおっしゃっておりました。

さらに、小樽市の計画が観光庁のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業に採択されました。

計画の名称は、小樽市における「観光がもたらす恩恵」と「市民の安心快適な暮らし」の両立による持続可能な観光地域づくり実施計画であります。

採択された事業には、路上駐車対策、需要分散ツアー造成、旅マエ旅ナカにおける注意喚起・マナー啓発、市民理解のための広報、デジタル分析調査などです。補助申請額は約2,435万8,000円となりました。

海外からの観光客数が特に増加する冬期間における小樽市堺町観光バス駐車場周辺の路上駐車対策のため、別に確保するバス待機場所への警備員配置及び除排雪を実施とありますが、別の場所とはどこになるのでしょうか。別のバス待機場所は、冬期間以外は確保されているのでしょうか、お聞かせください。

一部地域・時間帯に観光客が集中することによる混雑緩和に向けた、早朝や北運河への回遊性を高める観光ツアー実証事業について、現状、一部の地域において、観光客の集中により、住民生活に影響が生じていることは非常に課題であると考えております。

そこで、このように観光客が一部地域に混雑する要因や背景はどこにあるとお考えでしょうか。

SNSやインフルエンサーによる旅マエ・旅ナカの観光客への注意喚起・マナー啓発の実施により、

どのような効果が期待できるのでしょうか。

また、SNSの取組は非常に重要と考えますが、一方で、旅ナカにおける現地でのマナー啓発も必要かと考えます。予定している取組があればお示しください。

観光の意義や効果に係る市民理解を深めるため、経済効果やオーバーツーリズム対策について説明資料を作成し、新聞折り込み等による周知及びアンケート調査を実施する取組について、市民の理解を促すことはとても重要な取組であると考えます。

さらに、もっと市民を巻き込んで、小樽市の観光を身近に感じてもらう必要があると思いますが、市民協働型の取組を行う考えはありませんか。

デジタル技術活用オーバーツーリズム実態調査について、データ分析を次の施策につなげていくことが必要だと思います。データ分析によって、どのような情報が把握でき、今後どのような対策に生かしているのか、お示しください。

これもオーバーツーリズムの一つではないでしょうか。昨今、急激に増えている民泊施設です。誰も住んでいなく、空き家になってしまったと思っていた御近所の家がいつの間にか民泊施設になっていたというお声を聞きます。

問題も幾つかあります。ごみの出し方、町内会費、夜間の騒音などです。持ち主が外国人の場合はコミュニケーションも取りにくい状態になります。

一市民としては、たくさんの観光客が訪れてきていることはとてもうれしいことでもあります。ですが、マナー違反をしている一部の外国人観光客や、民泊利用者の行いが市民感情を損ねてしまっているのではないかと心配になります。

ぜひとも市民と小樽市が一つになって、小樽市の観光、そして小樽市の将来を考えていけるようお願いいたします。

第1項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 下兼議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、オーバーツーリズムについて御質問がありました。

初めに、冬期間における小樽市堺町観光バス駐車場周辺の路上駐車対策のため、別に確保するバス待機場の場所につきましては、小樽市総合博物館の駐車場を想定しております。

また、冬期間以外につきましては、従前から4月から11月まで、中央ふ頭基部にバス待機場を確保しております。

次に、一部地域の混雑の要因や背景につきましては、SNS映えを意識する世界的な風潮があり、いわゆる映える景観が注目を集めており、それらの情報が投稿・拡散されることにより、特定の場所に人が集中する現象が各地で発生しております。

本市においても、外国人観光客を中心にロケ地やSNS映えする場所で撮影を行い、SNSで投稿し、それを見た観光客がその場所を訪れ、さらにSNSで投稿するというサイクル現象が起きていることが要因であると考えております。

次に、SNSやインフルエンサーを活用した取組の効果につきましては、東アジア圏において、小樽観光に興味のある方を対象に、旅マエから情報を発信し、ルールやマナーを事前に知ってもらうことで、

マナー違反の抑制効果が期待できるものと考えております。

また、現地におけるマナー啓発については、旅ナカにおける観光客等に対する取組として、ポスターの掲示や街頭放送などを予定しております。

次に、市民協働型の取組につきましては、令和9年4月に策定を予定している第三次小樽市観光基本計画の策定作業の中で、今年度、市民ワークショップの開催を予定しております。

ワークショップでは、観光の意義や効果について認識を共有するとともに、市民の皆さんと一緒に小樽観光の現状や、今後について考える機会としたいと考えております。

次に、デジタル技術を活用して把握できる情報と、今後の対策への活用につきましては、GPS人流データを活用し、メッシュ別混雑度を分析することで、いつ、どこに、どこの国の観光客が集中しているかなどを把握することが可能となります。これにより、今後の警備員の配置計画やオーバーツーリズム対策後の効果検証などに生かすことができると考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）

**○16番（下兼 薫議員）** 第2項目めの質問に移ります。

北海道新幹線札幌延伸の開業時期の遅れについて。

北海道新幹線札幌延伸になると、小樽と札幌間、小樽と東京間の移動時間が大幅に短縮されます。これにより、道内各地や東北との交流が活発になると期待され、新幹線開業により、小樽市周辺の地域経済に新たな波及効果が期待されます。観光客やビジネス客の増加、雇用機会の創出、二地域居住の促進などが考えられます。

新幹線開業は、小樽市にとって経済成長と地域活性化の大きなチャンスとなるでしょう。夢のような話です。ですが、北海道新幹線札幌開業が2030年度末から、現時点では2038年度末頃になる見通しが示されました。

小樽市では、天神地区に新たな駅が置かれます。この開業の遅れが及ぼす小樽市への影響と、現在までの進捗状況についてお尋ねいたします。

市長は3月17日にコメントを発表し、「これまで、有識者会議において様々な検討がなされた上での結果と認識しております。新幹線の開業効果は、札幌延伸によって初めて発揮されることから、早期開業について地域一体となり要望してきたことを踏まえますと、残念に感じております。今後、新たな開業時期を見据え、ハード・ソフト両面の取組スケジュールを見直すとともに、新駅周辺の魅力づくりなど、開業延期により生じる時間を活用した議論も深めてまいりたいと考えております。」「また、国には、資材価格や人件費の上昇により、事業費の増加が懸念されることから、地方負担の軽減等について要望していきたいと考えております。」「とお話をされました。

小樽市への影響はどのようなことが考えられますか、お聞かせください。

おたる新幹線まちづくりアクションプランでの計画期間及び全体のスケジュールでは、第1フェーズ、実行可能性調査等に入りますが、現在までの全体的な進捗具合と、主な取組内容についてお聞かせください。

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の専門部会、戦略会議での令和7年度の取組として、街並み・交通アクセス部会で、2次交通対策のスケジュールの見直し、観光・産業振興部会でソフト対策のスケジュールの見直しとあります。

今の段階で何ができるのか、今後、何ができるのか、考えられる変更の内容についてお聞かせください。

小樽市独自の事業として、新駅周辺駐車場の建設がありますが、どの段階まで進んだのでしょうか。また、延期に伴っての整備スケジュールの変更があればお聞かせください。

北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会には、迫市長を会長に後志の各自治体の首長が名を連ねています。目的は、北海道新幹線の後志・小樽経由の早期実現を図るために昭和47年2月に設立、さらなる建設財源の確保や、財源措置拡充による地方負担の軽減が要望されていますが、札幌延伸の遅れで、ますます事業費の増加が見込まれます。

期成会として、引き続き国への要望を行うことはお考えでしょうか、お聞かせください。

札幌延伸が大幅に遅れるとなると、並行在来線のJR函館線長万部～小樽間、通称、山線のバス転換に関する具体的議論はどうなるのでしょうか。

昨年8月には、北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議が開催されました。会議の主な内容は、代替バスの運行ルートやダイヤの基本的な考え方、今後、運転手確保の取組、交通事業者との協議継続などでした。

運転手不足、人口減少、観光客増加、そして新幹線開通、こうした複雑な要素をバス転換にどう組み入れて、並行在来線の地域の公共交通を維持していくのか、市長のお考えをお聞かせください。

第2項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、北海道新幹線札幌延伸の開業時期の遅れについて御質問がありました。

初めに、開業の遅れに伴う本市への影響につきましては、経済効果発現時期の遅延や企業の投資意欲の後退、資材高騰等による地方負担の増加などの影響があると考えております。

次に、おたる新幹線まちづくりアクションプランの進行状況等につきましては、アクションプランに基づく各種取組は各事業主体が進めておりますが、おおむね計画どおり進んでおります。

市、北海道、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構といった各事業主体の主な取組といたしましては、小樽駅前広場の設計やMa a S導入の検討、勝納川周辺の魅力向上に向けた検討、駅舎デザインの選定や立体駐車場の検討などです。

次に、アクションプランの変更につきましては、アクションプランは開業時期から逆算して取組スケジュールを設定しているため、まずは各取組のスケジュールの見直しを行います。

今後は、開業延期を踏まえ、将来の観光ニーズの変化や担い手不足の深刻化等も視野に取組内容の見直しが必要と考えております。

しかしながら、社会状況の変化を見極めるのは現時点では困難なため、適切な時期に北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会で議論し、変更内容を決定していきたいと考えております。

次に、新駅周辺駐車場の整備スケジュールにつきましては、これまで2030年度の開業の1年前に整備を完了する計画の下、昨年度までに基本設計などを終えておりました。

今回の開業延期に伴い、用地買収を除く実施設計や本工事などの着手時期を遅らせ、新たな開業時期の1年前までに整備が完了する計画に変更することといたしました。

次に、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の要望につきましては、開業延期により、事業費の増

嵩が懸念されることから、さらなる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減について、引き続き期成会として国に要望してまいりたいと考えております。

次に、並行在来線区間の公共交通の維持につきましては、バス転換に当たっては、利用者ニーズや運転手の確保状況を的確に把握することが必要であり、新たな開業時期に対応した利用者推計を行った上で、利用者数や運転手の確保状況に合った交通手段やダイヤを検討すべきであると考えております。

持続可能で利便性の高い公共交通を維持することができるよう、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、議論を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）

**○16番（下兼 薫議員）** 第3項目めの質問に移ります。

小樽市の市有施設について。

初めに、小樽市新総合体育館についてお尋ねいたします。

1月9日に公告されました、小樽市新総合体育館の建て替え及び小樽市総合体育館の解体・撤去の入札が中止になりました。5月28日に市長会見があり、記者からの質問に市長がお答えになりました。

この入札に参加する事業者がなかった要因はどこにあるとお考えでしょうか、お聞かせください。

この入札中止を受けて、今後のスケジュールに変更が生じることと思います。再入札はいつになるのでしょうか。さらに、その後のスケジュールも併せてお聞かせください。

やはりプールが気になるところです。市長の公約でもあるプールはどうなりますか。また、プール以外でこれだけはぜひ実現したいと思っている小樽市新総合体育館の設備はありますか、お聞かせください。

記者会見で市長は、ゼロからの見直しとおっしゃっていましたが、小樽市新総合体育館の建設に向けて、これまで市民の皆さんと積み上げてきた議論内容、市民からの提案などがあると思います。それまでゼロになってしまうのでしょうか。この先、市民との信頼関係が崩れていくのではないかと心配になります。市長のお気持ちを聞かせください。

小樽市新総合体育館建て替えのスケジュール変更により、市役所本庁舎など公共施設整備全般に影響はありますか、お聞かせください。

昭和49年に現在の小樽市総合体育館が完成いたしました。数々のスポーツ大会やイベントなども開催されました。あれから51年がたち、老朽がかなり進んでしまっています。

ですが、小樽市新総合体育館が完成するまでは何としても今の体育館に頑張ってもらわなければなりません。小樽市でスポーツをされている多くの市民は、小樽市新総合体育館の完成を楽しみにしていると思います。しかも、小樽市新総合体育館は老若男女を問わず、スポーツ以外でも多くの市民が集える施設になるようです。市民のためにもしっかりと再考をお願いいたします。

次に、小樽港観光船ターミナルのネーミングライツについてお尋ねいたします。

第3号ふ頭及び周辺再開発は、小樽運河周辺の整備基調との連続性を図ることにより、小樽港がかつて全盛期であった歴史を伝えることができる大正から昭和初期の景観を基本に、これらのコンセプトとの調和を考慮しつつ、近代的なデザインも取り入れて整備しています。

昨年4月には、小樽国際インフォメーションセンターや、小樽港クルーズターミナルなどがみなとオアシス小樽として登録されており、観光船ターミナルや第3号ふ頭基部緑地が今年度に、小型船だまり

が来年度に完成すると、第3号ふ頭及び周辺再開発整備が完了いたします。

観光船ターミナルの外観コンセプトは、屋根を天狗山（街）、石狩湾（海）に軸を取り、街イコール歴史、海イコール未来と見立て、屋根先端をそれぞれに向かって緩やかにせり上げることで、小樽市の歴史に敬意を表しながらも、これから未来に向かって大きく発展する小樽市の姿を表現するとしています。

今年1月30日から3月31日まで募集を行ったネーミングライツ・スポンサーですが、応募がなかったとのことでした。応募に関する質問は9件ほどありましたが、応募がなかった要因として、どのようなことが考えられるのでしょうか、お聞かせください。

再募集は行いますか。日程が決まっている場合、いつ頃に行う予定なのか、お聞かせください。

近代的なデザインですが、しっかりと小樽市の歴史にも敬意を表するなど、訪れた方々にも理解していただきたいです。ネーミングライツもこのコンセプトにふさわしい応募を期待しています。

平成26年6月に策定された第3号ふ頭及び周辺再開発計画には、みなとまち小樽を強烈に印象づけ、そこに行けば何かがあるとの期待を抱かせる区域である。また、平成18年4月に策定された小樽市観光基本計画では、親水性を生かしたイベントの創出に努めることにより、観光客が海を満喫できる観光まちづくりを目指すとありました。

いよいよ8月に供用開始です。たくさんの市民の皆さんには小樽市の海の再発見を、観光客の皆さんには小樽市の海の新発見をしていただきたいです。

次に、学校跡利用についてお尋ねいたします。

学校跡利用の基本的な考え方によりますと、「地域住民にとって小学校や中学校は、長年慣れ親しんだ地域のシンボリックな存在であり、愛着のある場所です。本市にとって学校再編に伴い発生する学校跡地は、相当程度の広い面積を有する貴重な財産であることから、その有効な利活用が求められています。

また、校舎やグラウンドなどの学校施設は、「小樽市地域防災計画」において避難所として位置付けられるとともに、選挙時の投票所、地域コミュニティの場であるほか、学校開放事業などを通じて多くの市民にも利用されています。」とあります。これまで小学校15校、中学校8校が廃校になっています。学校再編に伴う廃校もあれば、取り壊し、新築して、新しい学校になっているものもあります。ですが、廃校になってからずっとそのまま放置されている建物もあります。

何点かお尋ねいたします。

閉校後、利活用されず、現在、売却などの方針が検討中である施設をお聞かせください。

閉校になったとはいえ、近隣の皆さんにとっては愛着のある施設です。学校跡地利用の検討はどのようなプロセスで行われるのでしょうか、お聞かせください。

これまでで閉校になった校舎では、不法侵入などの問題が発生したことはありましたか、お聞かせください。

旧石山中学校は、小樽市総合博物館の収蔵庫として使われていましたが、老朽化が著しく、収蔵品は昨年秋に旧北手宮小学校体育館に移転されたと伺っております。

昨年5月には、市長が旧石山中学校を視察されましたが、全国的にも珍しいと言われている円形校舎の取扱いについて所管されている教育委員会は、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

広報おたる6月号に、旧祝津小学校の売却が掲載されていました。令和4年2月には、祝津町会へお知らせして、令和4年3月には跡利用方針を決定、令和4年度中に売却とのスケジュールでした。

売却と決定してから3年たちますが、遅れた理由は何だったのでしょうか。

令和2年5月に策定され、令和6年3月第1回改訂、小樽市公共施設再編計画では、民間連携の検討

とあります。

学校跡利用では、どういった民間連携が考えられるのか、お聞かせください。

この項の最後になりますが、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてお尋ねいたします。

令和3年9月、第3倉庫活用ミーティングから、「北海製罐（株）小樽工場第3倉庫の保全・活用に  
向けて～「これまでの100年」から「これからの100年」へ～」と題した提言書が提出されました。

提言書の中の今後、予定されているスケジュールを見ますと、令和3年から令和7年までを本格活用  
に向けたスタート期間となっています。今年は、その第1フェーズ期間の最終年に当たります。この4  
年近くで何が進んだのでしょうか、お聞かせください。

そして、今年5月にはOTARU CREATIVE PLUSが旧第3倉庫利活用計画を発表しま  
した。さきの第3倉庫活用ミーティングの後継組織です。

小樽市としては、この旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫をどうしていくのか方針は決まったので  
しょうか、お聞かせください。

第3項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、本市の市有施設について御質問がありました。

初めに、小樽市新総合体育館についてですが、まず、入札参加者がなかった要因につきましては、市  
といたしましては、今回の結果を受けて、現在、公募時に入札説明会に参加した事業者等へヒアリング  
を実施するに当たってのアンケート調査を始めたところであり、7月上旬をめどに結果を取りまとめ、  
その後、入札参加者がなかった要因について、新たに設置する検討委員会において検証する予定であり  
ます。

次に、再入札の予定とその後のスケジュールにつきましては、今後、入札参加者がなかった要因につ  
いて検証する予定であり、その後の対応につきましては、検証結果を分析した上で検討してまいりたい  
と考えております。

次に、小樽市新総合体育館の設備につきましては、私といたしましては、公約のとおり、プール室を  
含む体育館の整備は実現したいと考えておりますが、入札参加者がなかった要因の検証を十分に行った  
上で対策を検討することとなるため、現時点においてお答えすることはできません。

次に、これまで市民の皆さんと積み上げてきた議論等につきましては、私といたしましては、市民の  
皆さんの御協力をいただき策定してきたこれまでの計画をゼロにするのではなく、可能な限り建設に向  
けて検討を進めていく考えであります。

また、検討に当たっては、これまでと同様に、随時、情報の公開に努め、市民の皆さんの御理解と御  
協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市新総合体育館建て替えのスケジュール変更に伴う公共施設整備への影響につきましては、  
今後、副市長を委員長とする検討委員会により、新総合体育館の整備に向けた課題を整理することとし  
ておりますので、現時点では、具体的な影響についてお示しすることはできません。

次に、小樽港観光船ターミナルのネーミングライツについてですが、まず、ネーミングライツ・スポ  
ンサーの応募がなかった要因につきましては、募集時期が工事期間中であり、応募を検討する企業にと  
っては、完成後の建物や利用状況など、全体像が想定しにくかったことが要因の一つではないかと考え

ております。

次に、再募集につきましては、今後、行う予定としておりますが、募集時期や募集条件などを再度検討した上で決めてまいりたいと考えております。

次に、学校跡利用についてですが、まず、閉校後、利活用されず、跡利用方針を検討中の施設につきましては、旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校、旧松ヶ枝中学校、旧豊倉小学校、そして旧忍路中学校の6校となっております。

次に、学校跡利用の検討プロセスにつきましては、まず、公共施設としての活用を検討し、その活用案がない場合は、売却を含めた民間活用を検討いたします。その後、いずれの場合も地域の意見を聞いた上で方針を決定することとしております。

次に、閉校になった校舎の不法侵入などにつきましては、直近では旧忍路中学校で令和5年10月及び6年4月、旧北山中学校で4年3月、旧末広中学校で3年4月に、それぞれ不法侵入される被害がありました。

次に、旧祝津小学校の売却が遅れている理由につきましては、令和4年4月に売却に向けて測量の事前調査をした際に、国有地と市有地が二重に登録されている土地があったこと、また、同年7月に測量した際に、隣接土地所有者に所在不明な方がいたこと、さらには建築基準法上の接道要件を満たすため、市道の位置の調整が必要となったことから、その整理に時間を要したためであります。

次に、学校跡利用での民間連携につきましては、公共施設としての活用案がない場合、民間活用の可能性を探ることとしており、その内容次第ではありますが、例えば、市が施設を所有しながら、民間事業者が運営する形態などが考えられます。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてですが、まず、第1フェーズの期間で進んだことにつきましては、第3倉庫活用ミーティングの後継組織として設立されたNPO法人OTARU CREATIVE PLUSによる旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の将来的な活用に向けた社会実証実験やイベントを通じ、小樽運河と一体の景観を形成する当該建物のブランディングのほか、文化的価値を積極的に発信されたことで、今後の活用へ向けて、市民の皆さんの関心が高まったものと考えております。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫に対する本市の今後の方針につきましては、将来の本格活用に向けた課題の整理など、庁内で議論を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(中島正人)** 下兼議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小樽市の市有施設について御質問がありました。

学校跡利用についてですが、旧石山中学校につきましては、小樽市公共施設長寿命化計画では、小樽市総合博物館等の収蔵品の移転後、建物は廃止し、除却または売却する予定としておりましたが、収蔵品については、昨年度、旧北手宮小学校の移転が完了しましたので、今後、改めて建物の在り方について、庁内で議論してまいりたいと考えております。

**○議長(鈴木喜明)** 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**○16番(下兼 薫議員)** 16番、下兼薫議員。

(16番 下兼 薫議員登壇)

**○16番(下兼 薫議員)** 第4項目め、重層的支援体制整備事業についてです。

令和6年3月に策定されました第2期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画の中の重層的支援体制整備事業について、お尋ねいたします。

この計画には、「重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮など既存の相談支援の取組を活用しつつ、世帯が抱える複雑・多様化した問題解決に向けて、「相談支援」、「社会参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。」とあります。

そこで、これらの三つのうちの相談支援についてお聞きいたします。

相談支援では、地域包括支援センターや、たるさぼなど既存の体制を活用して、五つの事業を実施しており、五つの事業は地域包括支援センターの運営、障害者相談支援事業、利用者支援事業（基本型）、利用者支援事業（特定型）、生活困窮者自立支援事業で、重層的支援体制整備事業では、これを包括的相談支援事業としてまとめていますが、この包括的相談支援事業とはどのような事業なのでしょう。

さらに、困難事例については、包括的相談支援事業から多機関協働事業へ移行すると聞いております。多機関協働事業とは、どのような事業なのでしょう。

先ほども申し上げたように、複雑・複合化した相談内容が増えています。現在、地域共生コーディネーター1名を配置し、この重層的支援体制整備事業に当たっていますが、今の人員配置で大丈夫なのでしょう。包括的な支援ができる人員の配置について、今後のお考えがあればお聞かせください。

小樽市が経済的な困窮など生活上の困難に直面している市民を支える市福祉総合相談室「たるさぼ」が開設してから10年が過ぎたと、北海道新聞記事を拝見いたしました。新規相談件数は一時的に急増した新型コロナ禍を除き、年間200件台で推移。複数回にわたる対応が必要なケースが増え、延べ対応件数は4,000件台に上る。同室は、相談内容が複雑、多様化し、複数の問題を抱えている人も増えていると分析する。コロナ禍では、感染拡大に伴う収入減や生活資金の特例貸付け、住居確保などで相談件数は急増し、2020年度は640件、2021年度は480件、両年度を除くと200件台で推移している。一方、延べ対応件数は年々増えており、15年度の1,592件から17年度に3,000件、23年度には4,000件を突破し、24年度は約4,400件に達した。同室は、こうした状況について、病気や借金といった複合的な要因による生活困窮、80代の親とひきこもりの50代の子供が孤立や生活困窮に陥る8050問題など、複数回や長期的な支援、家族関係の調整が必要なケースが増えていると説明。

相談に対応している職員は、多忙を極めていると思います。対応する職員には、余裕を持って対応ができるようお願いいたします。

相談支援事業の中の利用者支援事業（基本型）についてです。

子育てに関する幅広い相談や支援を当事者に寄り添って実施するとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業で、こども家庭センター「にこにこ」が実施機関になっています。

ここでは予期せぬ妊娠についてお尋ねいたします。

先月、石狩市において、生後間もない赤ちゃんの遺体遺棄事件がありました。本当に痛ましく、なぜ、どうしてという思いでいっぱいになりました。弱冠17歳の少女は、妊娠したことを誰にも相談できず、ずっと苦しい思いをしていたのでしょうか。誰かに相談ができていたら、助けてと言えていたら、誰かが気づいてあげられていたら、このような痛ましい事件は起こらなかったかもしれません。本当に残念でなりません。

こども家庭センター「にこにこ」では、予期せぬ妊娠をした女性に向けたピンクの相談カードを配布しています。

このカードですが、いつから配布を開始して、カードを導入した経緯、直近で小樽市内何か所に設置しているのか、お聞かせください。

予期せぬ妊娠の相談が寄せられた場合、出産までの支援内容をお聞かせください。

石狩市は、さきの事件を受けて、思いがけない妊娠に悩む人たちからの相談を受け付けようと、市の公式LINEを通した専用の相談窓口を新たに開設しました。

今の若者にとって、電話をかけるという行為は相当高いハードルであると思います。QRコードで小樽市のホームページには飛びますが、そこから電話をするまでに行くのかどうか。小樽市でもLINEで受け付ける窓口の開設をお考えいただけませんか。

先日の北海道新聞の記事では、この少女は妊娠後、病院を一度も受診していなかったということでした。本来は若年で支援が必要な特定妊婦だったが、支援の網からこぼれ落ちていた。ただ、本人がSOSをためらうケースも多く、支援団体は孤立する妊婦とどうつながるか苦悩していると報じています。

こういった報道を見るたびに、1人で悩まなくても、助けてくれる人がいるのだよと伝えたいです。ピンクのカードもその一つです。誰一人取り残さない地域共生社会を目指していけるよう、お願いいたします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、重層的支援体制整備事業について御質問がありました。

初めに、包括的相談支援事業につきましては、既存の各相談窓口が相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、相談を受け止め、相談内容に応じて支援関係機関が連携し、単一の窓口では対応し切れない複雑化・複合化した事案にも対応できるよう、包括的な相談支援体制を構築することを目的とした事業であります。

次に、多機関協働事業につきましては、市が配置する地域共生コーディネーターが複雑化した相談事案を引き継ぎ、支援内容を協議・検討する支援会議を開催し、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を決定するなど、事案全体の調整機能の役割を果たすことで、支援者を支援する体制の構築を目的とした事業であります。

次に、今後の人員体制につきましては、現時点において、地域共生コーディネーターが対応している業務量からは1名で充足しておりますが、相談件数の増や国による事業内容の変更などがあり、業務量が著しく増加した場合は、必要に応じて体制強化を検討してまいりたいと考えております。

次に、予期せぬ妊娠をした女性に向けたピンクの相談カードの配布経緯などにつきましては、令和4年6月に乳児の貴い命が犠牲となる事件が発生したことを受け、北海道から、支援を必要とする方からの相談に対するきめ細やかな対応や見守り機能を強化するよう要請がありました。

これを受けて、予期しない妊娠などで不安を感じている女性と、本市における相談窓口であるこども家庭センターをつなげることで、必要な支援ができるよう、同年7月から配布しているものであります。

また、設置箇所は、本年5月末時点で、市の公共施設や民間施設の計37か所となっております。

次に、予期せぬ妊娠の相談開始から出産までの支援内容につきましては、相談者は妊娠に不安があると考えられることから、保健師が事情を伺い、本人の意向を明確にした上で、対処方法、病院の紹介、費用など、必要な情報を提供し、本人の考えが整理され、方向性が決まるまで本人に寄り添い、継続的な支援を行います。

その後、子供を産むことになった場合は、母子手帳交付時に面接を行った上で、保健師が訪問し、不

安軽減に向けたメンタルケア、経済的支援に関する情報提供、出産後のサポート体制の相談などを行い、安全な出産に向けて支援を継続することとしております。

次に、妊娠に関するLINE窓口の開設につきましては、本市の公式LINEは、個人情報を取り扱える仕組みにはなっていないため、難しいものと考えておりますが、北海道の事業である、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターでLINE相談を24時間受け付けておりますので、この窓口の利用について情報提供してまいりたいと考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼薫議員。

○16番（下兼 薫議員） 一つだけ再質問させていただきます。

オーバーツーリズムの中で、旅ナカの外国人観光客ヘルールやマナーの啓発なのですが、警備員といった方々にはなかなか難しいと思うのですけれども、そういった人員などは、お考えにはなっていないでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 下兼議員の再質問にお答えいたします。

今、オーバーツーリズムの関係で、警備員の配置ということで御質問がございました。今回、観光庁のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業に本市の計画が採択されまして、その中では、警備員の配置については、銭函と朝里と船見坂の警備員の配置については予定しておりますが、人数については、昨年、船見坂で3名配置しておりましたが、銭函と朝里についても、今、必要な数を配置しようと計画しておりますので、今後、進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 下兼議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時47分**

**再開 午後 4時15分**

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

公共施設についてです。

多くの公共施設が老朽化を迎える下、小樽市では国の要請に従い、2016年度に小樽市公共施設等総合管理計画を策定し、2020年に小樽市公共施設再編計画、2021年に小樽市公共施設長寿命化計画を策定して、公共施設の整備に当たっての方針を示してきました。

初めに、一般的に公共施設にはどういった役割があると考えられるのか、市長の見解をお聞かせください。

令和6年第1回定例会で、保健所や小樽市総合福祉センターなどの移転計画が急遽、市議会に示され、第3回定例会では保健所移転の条例案が提出され、12月初めにはもう保健所が移転しました。日本共産党は、この進め方について、市民への説明や議会での議論が不十分であることを指摘し、市長も十分でなかったことは認められました。

ウイングベイ小樽に移転後の施設について、利便性など、利用者からどのような声を聞いていますか。アンケートは取ったのでしょうか。

今後、公共施設の移転や縮小、廃止などを検討する際には、過去の不十分な経緯を繰り返さず進めていくべきと考えますが、どういう形で市民の意見を聞いていくのですか。

本庁舎の建て替えについてです。

小樽市本庁舎長寿命化計画実施スケジュールで、2022年度から2024年度は規模・機能に影響する内容の検討、2025年度は基本構想、2026年度は基本計画と示しています。

規模・機能に影響する内容の検討とは、どのような検討がされたのか、お聞かせください。

本市には1級建築士資格を持った方が何人もいます。本庁舎はどういったものが必要か、コンサル任せではなく、職員自らの手で基本構想や基本計画を策定することを考えてみてはどうでしょうか。

市民の方から、市役所は冬、車が止めづらい。地下駐車場にできないかと意見をいただきました。実際、例年、駐車場の一部が雪置場となり、止められる車の台数も少なくなります。建て替えと併せて地下駐車場を整備することについては、どのような検討がされていますか。

公共施設の配置は、住民の視点に立ちながら、まちづくり全体の問題として考えるべきです。水道局本庁舎はどうするのか、保健所庁舎の跡地はどうするのか、ばらばらに進めるのではなく、市民に明らかにしながら、市民と共に考えていく、その姿勢で改めて公共施設に関する計画の検証が必要ではありませんか。

最後に、小樽市新総合体育館についてお聞きします。

今回、入札に参加する事業者がありませんでした。小樽市新総合体育館には市営プールの併設が決まっています。旧小樽市室内水泳プールは、2007年に市民の反対を押し切って閉鎖されましたが、当時の山田市長は、プールはぜひ新しいものを造っていただきたいと議会で答弁し、第6次小樽市総合計画の前期実施計画に、新・市民プール整備事業を明記しました。続く中松市長、森井市長もその方針は変えていません。

2015年に、議会でも新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についての陳情を全会一致で採択し、市民に約束しています。

迫市長は、プールを造らないというお考えはあるのかとの質問に対し、ありませんと明確に答え、迫市長の下で建設を具体化しました。できる限り早く整備すべきです。

小樽市新総合体育館は、2029年度上期に供用開始を目指していましたが、入札の関係で工事が遅れることが想定される状況の下、2029年度下期か、2030年度上期の供用開始と考えていいのか、お答えください。

1項目目の質問は以上です。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 松井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、公共施設について御質問がありました。

初めに、公共施設の役割につきましては、公共施設には、体育館や図書館などの公の施設や、庁舎や消防施設などの公用財産があり、住民の福祉の増進や、地方公共団体が事務や事業を執行するために直接使用する施設としての役割があるものと考えております。

次に、ウイングベイ小樽移転後の利用者の声につきましては、駐車場が広がった、部屋が明るくなり、きれいになった、空調が効いているなど、利用環境が改善したとの御意見がある一方で、駐車場からの経路が分かりづらい、室内の音が響き過ぎるといった御意見も寄せられております。

なお、アンケートは現時点で、小樽市総合福祉センター以外の施設では実施いたしておりません。

次に、市民意見の聴取につきましては、移転や縮小、廃止などを検討する際には、時期を逸することなく、地域の方々や施設利用者へお話しする機会を設け、丁寧に意見を伺い、理解を得られるよう努めてまいります。

次に、令和4年度から6年度に行った新庁舎の規模・機能に影響する内容の検討状況につきましては、総務部が主体となり、他都市の事例などを調査・研究してきたところでありますが、建設費の急激な高騰など、社会情勢の変化に対応するため、今年度に行う予定としていた基本構想の策定を延期して、小樽市本庁舎長寿命化計画の改定を行うことといたしました。

次に、職員自らによる基本構想や基本計画の策定につきましては、建築士の有資格者をはじめとする多くの職員の発想や意見を新庁舎の整備に生かしていくことは重要であることから、専任職員を配置し、専門的な知見や経験を必要とする部分については、コンサルタント会社からの支援を受けながら策定することを検討いたしております。

次に、本庁舎の建て替えと併せた地下駐車場の整備につきましては、他都市の事例を調査したところ、高額な建設費と維持費が課題になると見込まれますが、冬期間を含めた駐車台数の確保方法については、新庁舎の規模・機能と併せて検討を進めてまいります。

次に、公共施設に関する計画の検証につきましては、将来にわたり行政サービス水準を維持していくため、計画的な維持管理や、将来負担の軽減などを目的とした小樽市公共施設等総合管理計画に基づき、小樽市公共施設長寿命化計画などの個別施設計画を策定し、各計画の整合を図りながら一体的な整備を進めることとしております。

今後においても、利用者等からの意見を参考にしながら、社会情勢や財政状況等の変化に対応するための定期的な点検や見直しは必要であると考えております。

次に、小樽市新総合体育館の供用開始時期の遅れにつきましては、今後、入札参加者がなかった要因について検証する予定であり、その後の対応については、検証結果を分析した上で、検討することとなりますので、現時点で供用開始時期をお示しすることはできません。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）

**○3番（松井真美子議員）** 地域福祉についてです。

初めに、重層的支援体制整備事業について質問します。

国は、これまでの支援体制だけでは難しい複雑化した相談に対応するため、2021年度に重層的支援体制整備事業を創設しました。本市でも2024年度から事業の実施が始まっています。

今年5月に行われた厚生労働省の地域共生社会の在り方検討会議の中間取りまとめでは、これまで制度のはざまに置かれ、支援が届いていなかった事案に対する流れが確実に生まれたと評価しながらも、いまだ全国に浸透していないとして、支援を必要とする人を取り残さない体制を築くよう訴えています。

小樽市重層的支援体制整備事業実施から1年がたち、手応えや課題をどのように感じていますか。

包括的相談支援体制は、断らない相談窓口とうたっています。現在は、福祉総合相談室に専門職の地

域共生コーディネーターを1人配置し、関係機関との連携調整を行っているということですが、今後、相談者が増えれば十分と言えません。事業の周知と同時に計画的に増員することが必要ではありませんか。

相談者をこれまでどおり関係機関につなぐほか、多機関協働事業につなぐ対応も取るということですが、多機関協働事業とはどのような事業のことですか。

相談者の自立を支えるため、社会参加につなげる参加支援事業や居場所や交流、活動の場を整備・支援する地域づくり支援事業について、小樽市として、当事者や関係団体の意見・要望をどのように聞き、反映させていくのですか。

社会参加機会につなげる支援として、ひきこもりの当事者や家族への支援が挙げられています。ひきこもり支援についてお聞きします。

2022年度内閣府調査では、ひきこもりの全国推計は146万人、15歳から64歳のおよそ50人に1人がひきこもり状態にあると言われていました。

第2期小樽市地域福祉計画では、助けてと言える地域づくりを目標に、ケアラー、ひきこもり、孤立・孤独などひとりで悩みを抱え込み、自ら相談に来られない方の把握と支援に努めるとありますが、本市でひきこもり状態にある人の実態について、どの程度つかんでいますか。把握する必要性についてどう感じていますか。

様々なことをきっかけに、ひきこもりは誰にでも起こり得ます。しかし、本人や親の責任とされることが多く、そのことによって、さらに本人や家族が苦しむことが少なくありません。

当事者が自分を肯定し、安心して社会に出ていくことができるように、どのようなことが必要だと思いますか。

厚生労働省は今年1月、15年ぶりにひきこもり支援の指針を策定しました。従来の指針では、就労や社会参加などをゴールと捉える傾向であったのに対し、新しい指針では、自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方を決めていくことができるようになることを目標とし、家族も本人の思いを理解するといったプロセスが必要であると示しています。

本人は生きづらさや傷つき体験から、自己肯定感が損なわれて苦しみ、思うように動けない場合もありますが、家族や支援者の早く社会に出て働いてほしいという思いが結果的に本人の力を奪ってしまうことにもなりかねません。

先日、新しい指針がニュースで紹介され、同時に、ひきこもり支援を行うNPOの講座での学びによって、長年仕事に就くことを本人に強く言い続けてきた親の接し方が変わり、ひきこもりから踏み出したという事例が紹介されていました。

多くの家族が接し方に悩む中、本人の思いを理解するプロセスとして、専門家や外部講師を招いて学び、家族同士が交流する場は大変重要です。市がそういった場を設けることは、家族にとって大きな励みになると思いますが、いかがですか。

中学校から不登校のまま卒業した生徒や、高校進学後に中途退学した生徒が学校内外で相談や進路指導につながらず孤立することのないように、関係機関が連携し、多様な進学や職業訓練等について情報提供する体制が必要ではありませんか。

本人や家族は今の状態を変えたい、今後のことを相談したいと考えている場合が少なくないと思いますが、どこに相談したらいいのかわからないという方がほとんどだと思います。相談先が明確になることで、動き出そうとしている本人が自ら参加することが可能になります。

50人に1人だと約1,000人ということになりますが、必要な情報が当事者や家族、市民に十分伝わって

いると思いますか。

2009年に、都道府県と指定都市でひきこもり地域支援センターの設置が開始され、2022年には市区町村にも設置が広がったことで、ひきこもり支援体制の整備が進み、本人や家族、さらには地域住民からの相談が確実に増加しているということです。

小樽市では、現在設置されていませんが、設置の予定はありますか。また、北海道のひきこもり地域支援センターとの連携はありますか。

障害者の交通費支援についてです。

三つの障害のうち、精神障害の方へはバス運賃割引がありません。JRグループでは、今年4月から精神障害者割引制度が開始されました。その通知を受け取った方から、バスも割引があれば、病院への通院や社会参加がしやすくなるので助かる。ほかの障害にはバス運賃割引があるのに、なぜ精神障害はないのですかという訴えが私のところにも届いています。

2024年度からは、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され、社会参加しやすい環境を事業者としても積極的に整えるべきという方針が示されています。

くしろバス株式会社、阿寒バス株式会社、根室交通株式会社、宗谷バス株式会社、十勝バス株式会社など道内でも多くの事業者で、精神障害者にも一般路線バスの半額割引が行われています。国土交通省は、標準運送約款に精神障害者の運賃割引も定めているのですから、市として事業者が実施できるようにするべきではありませんか。

札幌市では、身体障害1級・2級、知的障害A、精神障害1級・2級は、バス、地下鉄、市電を無料で利用できる乗車証か、年間3万9,000円までの福祉タクシー利用券、または年間3万円までの福祉自動車燃料助成券の3種類から一つを選択できます。

身体障害3級・4級、知的障害B、精神障害3級は、SAPICAに年間5万2,000円までのチャージか、年間1万3,000円までの福祉タクシー利用券、または年間1万円までの福祉自動車燃料助成券から選択できます。

札幌市と比べると、小樽市の助成は対象となる障害も少なく、内容も不十分ではないでしょうか。

タクシー・福祉タクシーの料金も値上げされました。障害のある方の外出の機会を確保し、社会参加しやすいようにタクシー利用助成券の内容の拡充を図るべきではありませんか。

2項目目の質問は以上です。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、地域福祉について御質問がありました。

初めに、重層的支援体制整備事業についてですが、まず事業の手応えや課題につきましては、支援関係機関が互いの専門性や役割を理解し、協力し合う体制が構築されたことにより、単一の相談窓口では、対応が難しかった事案も解決に結びつけられるようになったことは大きな成果であると考えております。

一方で、自ら相談に出向くことができない方を相談につなげるような掘り起こしが、今後の課題と認識しております。

次に、地域共生コーディネーターにつきましては、現時点において対応している業務量からは1名で充足しておりますが、相談件数の増や国による事業内容の変更などがあり、業務量が著しく増加した場

合は、必要に応じて体制強化を検討してまいりたいと考えております。

なお、支援関係機関には、会議や研修会等で、当該事業について周知いたしております。

次に、多機関協働事業につきましては、市が配置する地域共生コーディネーターが複雑化した相談事を引き継ぎ、支援内容を協議・検討する支援会議を開催し、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を決定するなど、事案全体の調整機能の役割を果たすことで、支援者を支援する体制の構築を目的とした事業であります。

次に、参加支援事業等に対する意見聴取につきましては、福祉総合相談室をはじめとする支援関係機関の各相談窓口において、日々の相談の中で寄せられる当事者や団体の意見、要望を市が集約し、地域共生コーディネーターと連携して、随時、必要に応じて、事業の取組内容を見直すなどしております。

次に、ひきこもり支援についてですが、まず市による実態把握につきましては、ひきこもりの性質上、実態をつかむのは難しく、実際に把握しているのは、昨年度小・中学校を除き、市で受けたひきこもりに関連すると思われる相談は46件であります。

個々の状況に応じた適切な支援を届けるためには、ひきこもりに悩む世帯の実態を把握し、相談につながる必要があると認識しており、各支援関係機関とも意見交換しながら、効果的な方法を研究しているところであります。

次に、当事者の社会参加への支援につきましては、単なる社会参加や就労をゴールとするのではなく、本人が安心できる環境で、自己肯定感を高めながら、徐々に社会とのつながりを持てるよう支援することが重要と認識しており、相談支援や居場所づくりを通じ、個々の状況に応じて柔軟に対応することが必要であると考えております。

次に、当事者家族の交流の場につきましては、市では直接設けておりませんが、社会福祉法人塩谷福祉会が運営する地域活動支援センターに対して、市が補助金を支出しており、その中の事業の一環として、ひきこもり家族相談会を月1回開催し、外部講師による学習や会員同士の交流会などを行っております。

次に、中学校卒業後で相談や進路指導を受けられない方への対応につきましては、たるさぼが就学や職業訓練も含めた生活困窮に係る様々な相談を受けることとしており、相談者個別の状況や希望に応じて、必要な情報の提供を行うほか、事案によっては支援関係機関と連携しながら支援に取り組む体制を取っております。

次に、必要な情報の提供につきましては、たるさぼにおいて、SNSの活用のほか、出張相談会の開催、市内公営住宅でのポスター掲示、電気・都市ガス事業者の協力によるたるさぼカードの配布など、様々な方法で相談窓口の周知を図っております。情報が十分伝わっているかどうか把握することはできませんが、市といたしましては、今後も必要な方に情報が届くよう努めてまいります。

次に、ひきこもり支援センターにつきましては、ひきこもりの相談はたるさぼが窓口となって受け付けておりますので、現時点で設置の予定はありませんが、ひきこもり支援センターの必要性や設置効果について、支援関係機関と意見交換してまいりたいと考えております。

また、北海道ひきこもり地域支援センターとは、必要に応じて連携を図っており、個別のケースに応じて、より専門的な支援が必要な場合には、同センターへの紹介も行っております。

次に、障害者支援についてですが、まず精神障害者の運賃割引につきましては、身体障害及び知的障害のある方を対象とした標準運送約款に基づく運賃割引が事業者負担により実施されていることに鑑み、公平性の観点からも、バス事業者において取り組んでいただくことが望まれますので、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

次に、タクシー利用助成券の拡充につきましては、現在の制度を改正する必要があるかどうかは障害者のニーズを把握し、判断するべきものと考えております。来年度に策定予定の障害者計画の基礎資料とするため、今年度中にアンケート調査を実施いたしますので、その中でニーズを把握したいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）

○3番（松井真美子議員） 教育についてです。

初めに、魅力ある学校づくりについてお聞きします。

今年3月に、小樽市不登校対応マニュアルが策定されました。マニュアルの「はじめに」の部分には、「本来、学校は、すべての児童生徒にとって楽しい「学びの場」であり、様々な体験や仲間づくりを通して社会性を育み、将来にわたって自立し、夢や希望をもった大人へと成長していく準備をするところでもあります。」として、不登校に関しては、魅力ある学校づくりを進めると同時に、多職種の専門家や関係機関とも連携・協力しながら、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要であることを踏まえ、マニュアルを作成したとあります。

初めに、このマニュアルにある魅力ある学校とはどのような学校であると考えているか、お示ください。

多くの不登校児童・生徒は、学校の中で違和感を抱え、傷つき、我慢に我慢を重ねた上で登校できなくなるのではないのでしょうか。

NPO法人が実施した不登校の当事者ニーズ全国調査によると、不登校中の児童・生徒が最も嫌だったことは、登校強制や望まぬ干渉・接触などの登校刺激が一番多く、44.7%です。そして、状態が悪い変化をしたきっかけとなったことも、親や学校からの登校強制や登校刺激が最も多いという結果が出ています。対応マニュアルでは、登校できない児童・生徒に直接会うことを重視していることが伺えます。

心の傷の回復を妨げ、状態を悪化させることのないように、一人一人の対応について、十分な配慮が必要だと思いますが、いかがですか。

また、欠席日数に応じ、細かく対応が示されています。マニュアルを基本としながらも、教員の柔軟な対応が必要であると考えますが、いかがですか。

対応マニュアルには、不登校の要因や背景は多様かつ複雑であるので、SCやSSW等を活用して、チームによる組織的・計画的な支援を行うとあります。

今年度、SCは小・中学校を合わせて10名、SSWは1名の配置です。相談体制の充実に向けて、計画的に人数を増やしていくことが必要ではありませんか。また、不登校に関わる専門家などによる教員向けの研修は行われていますか。

性的少数者を支援するNPO法人が公表した調査で、LGBTQなど性的マイノリティーの中高生の約9割が、学校で困難やハラスメントを経験し、6割を超える中高生は、教職員から困難やハラスメントを経験したという結果が出ています。

また、自殺念慮や自傷行為は平均と比べて3倍から4倍という高さで、調査では小学校の早い段階で、多様な性について学ぶ必要性を指摘しています。

ユネスコが中心となり、国際的に進められている包括的性教育は、人権をベースとして、多様性や科学的な性教育、互いを尊重し、よりよい人間関係を築くことを目指す教育です。専門の外部講師による

包括的性教育を学校教育活動の中で進めてはいかがですか。

2024年に行われた全国学力・学習状況調査で、学校に行くのは楽しいと思いますかという質問に、当てはまらない、どちらかといえば当てはまらないと回答している小樽市の児童・生徒は約2割に上りました。この結果は、全国平均より中学生で4%、小学生では5.5%も多い数字です。

この受け止めについて質問した昨年の第4回定例会で、児童・生徒がやらされていると感じるのではなく、主体的に学び、分かる喜びを実感する授業づくり、人間関係づくりに取り組むことが大切であると答弁がありました。

なぜ学校に行くのが楽しくないのか、どうしたら楽しい学校になると思うか、独自調査として子供の思いを聞くようにしてはどうかと思いますが、いかがですか。

宿題が多過ぎると保護者の方からよくお聞きします。小学生でも家庭教育のほかに、算数や漢字など複数の宿題が出て、それをこなすのが精いっぱい、やりたい勉強ができない。宿題が終わらず、学校を休んだなど、これでは本末転倒です。

保護者の帰宅が遅く、勉強を見ることができない家庭、部活動や習い事で帰りが遅いので、寝る時間を削って宿題をやる児童・生徒など状況も様々です。

主体的な学びを保障する教育環境が必要だと思うのですが、いかがですか。

全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストは、2013年に抽出式から全員対象の悉皆式に変わりました。都道府県別順位が注目されるため、テスト対応に時間を費やし、行事が犠牲になることもあると聞きます。

4月に全国学力テストが行われるので、小樽市の学校でも春季休暇中に過去問題をやっておくように求められるという話も聞いています。

全国学力・学習状況調査は、子供と教師に、時間的にも精神的にも必要以上にストレスを与えるものだと思います。全国学力・学習状況調査に対する教育長の見解をお聞かせください。

専門家の中には、悉皆式ではなく、誰が対象となるか分からない抽出式のほうが日頃の学習成果を調査するには、よほど正確だと述べています。抽出式について、教育長の見解をお聞かせください。

教育費についてお聞きします。

義務教育であっても、制服代や教材費、校外学習費や給食費に加え、塾や習い事など、教育費は子育て世帯に重たい負担となっています。さきの第1回定例会で、我が党の酒井議員も紹介しましたように、道内でも制服購入助成や修学旅行、給食費など、少子化対策として様々、子育て支援に取り組んでいる自治体があります。

教育長からは、小樽市PTA連合会からも、校外学習を充実させるための学校配当の予算の増額、見学旅行や修学旅行などにかかる費用の補助、教材費や給食費、部活動への補助など、保護者負担軽減に関わる要望が寄せられていると答弁がありました。

給食費の無償化も今年度は実施されませんでした。給食費の無償化について、どんな検討がされたのでしょうか。

校外学習費の負担が大きいという声は、私も保護者の方からお聞きします。さきの答弁では、令和6年度の平均値で、小学校の宿泊研修費は約4,000円、修学旅行費は約2万3,000円、中学校の宿泊研修費は約2万1,000円、修学旅行費は約6万9,000円ということでした。

先日、宿泊研修に参加した中学生の保護者の話では、研修費のほかに、当日の食事代や自主研修費として7,500円程度を持たせる指示があったそうで、研修に参加するには、合計約2万8,000円のお金が必要になります。大きな金額だと思います。授業中、班に分かれて計画作成をするようですけれども、経

済的な理由で行けない生徒がいるとしたら、残念なことだと思います。

体験格差につながることをないように、授業の一環として行われる宿泊研修の負担軽減が必要ではありませんか。

教員の働き方についてです。

北海道教育委員会の発表では、公立教員志願者が過去最低の3,493人です。道教委では、教員採用試験日程の前倒しや、採用要件緩和など対策を講じてきたということですが、必要なのは、教員になりたいと思えるような労働条件にすることです。

教員の時間外在校等時間の上限は1か月45時間以内、1年間360時間以内とされていますが、北海道教職員組合が昨年実施した調査で、実質的な残業時間が月80時間の過労死ラインを超えた小・中学校教員は、2割近くに上っています。

小樽市教育委員会では、働き方改革として、校務支援システムの導入、労働安全衛生体制の整備、時間外在校等時間の公表など取組を進めてきたにもかかわらず、2023年度、年間360時間を超えた教員の割合は39%、1度でも月45時間を超えた教員の割合は42%でした。4割もの教員が上限を超えた残業をせざるを得ない実態があります。持ち帰り残業はこれに含まれていません。現状の校務の見直しでは進まないと思います。

2020年度から始まった学習指導要領では、小学校4年生以上で毎日6時間授業となり、小学校2年生でさえ、6時間授業の日があります。6時間授業を行った後、定時の退勤までに残っている時間は、小学校で60分程度、中学校では30分程度しかありません。

ノートの点検やテストの採点、翌日の授業の準備、学校行事の準備、部活動、保護者への連絡など、授業後の教員の仕事は膨大で、これでは長時間労働は避けられません。

教員が勤務時間内にしっかり翌日の授業準備ができるように、標準授業時数を減らすことが必要ではありませんか。

2024年度の教頭の時間外在校等時間が、平均で小学校が約70時間51分、中学校が65時間39分と、特に長時間です。教頭が長時間労働にならざるを得ない背景には、どのようなことがあるのですか。

持ち帰って、業務を行っているものについては、調査をしていないということですが、調査するべきではありませんか。同時に、アンケートを実施して、教員の声を聞いてはいかがですか。

根本的な残業を解消するには、教員定数を増やすことではありませんか。教育長のお考えをお聞かせください。

3項目めの質問は以上です。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（中島正人）** 松井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま教育について御質問がありました。

初めに、魅力ある学校づくりについてですが、まず、小樽市不登校対応マニュアルにある魅力ある学校につきましては、児童・生徒が主体的に学びに向かい、分かる喜び、できる喜びを実感する授業が行われるとともに、児童・生徒一人一人にとって安心して過ごすことのできる温かい居場所があり、互いのよさを認め、励まし、支え合いながら、友達との絆を感じ合うことができる学校であると考えております。

次に、不登校児童・生徒の対応に係る一人一人への配慮につきましては、不登校児童・生徒への支援

では、背景にある要因を把握し、適切に支援につなげることが大切であり、なぜ行けなくなったのかと原因のみを追求することや、どうしたら行けるかという方法のみにこだわるのではなく、本人の気持ちの理解に努めるとともに、思いに寄り添いながら支援を行う必要があるものと承知しております。

特に、不登校が長期化している場合には、登校を支援するのがよいのか、学校外の支援機関につなげることがよいのか、休養を優先することがよいのかなど、一人一人の心身の状況や変化を見守りながら、目標の幅を広げた支援をすることが大切でありますので、児童・生徒、そして保護者の思いや願いを受け止めながら、丁寧に対応していくことが必要であると考えております。

次に、欠席日数に応じた対応を柔軟に行うことにつきましては、不登校児童・生徒への支援においては、背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に学校と市教委、関係機関が連携し、適切な支援を組織的に行うことが求められておりますが、学校の対応につきましては、児童・生徒一人一人の心身の状況や保護者の願いなどを踏まえ、柔軟に対応する必要があるものと考えております。

次に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員につきましては、令和5年度に市費のスクールカウンセラーを1名増員し、小学校への派遣回数を増やすとともに、スクールソーシャルワーカーについても、勤務日数を週3日から5日とし、相談体制を強化してきたところであります。増員につきましては、相談回数の推移や他都市の状況を踏まえながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、不登校に関わる専門家などによる教員向けの研修につきましては、平成28年度から継続的に大学教授等を講師とし、魅力ある学校づくりを基盤とした不登校支援の在り方について学ぶ不登校対策研修会を行うとともに、令和6年度はスクールカウンセラーを講師とし、児童・生徒の理解や教育相談についての理解を深める研修会を実施しております。

令和7年度においても、大学教授を講師とした研修会に加え、小樽市不登校対応マニュアルを活用した研修会の実施を予定しております。

次に、専門の外部講師による包括的性教育を学校の教育活動の中で進めることにつきましては、現在、本市の多くの小・中学校で、保健所やこども家庭課職員などを外部講師とした、生殖器官や妊娠についての知識の習得をはじめ、LGBTへの理解や性暴力防止などをテーマとした出前講座を実施しているところです。

学校における性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒が性について正しく理解し、適切な行動が取れるよう、専門的な知見を有する外部講師を活用するなどして、学校教育活動全体を通じて実施してまいります。

次に、独自調査により、子供の思いを聞くことにつきましては、各学校では、全国学力・学習状況調査における児童・生徒質問調査のほか、教育相談やアンケート等により、子供たち一人一人の学校に対する思いを聞く機会を設けておりますので、改めて独自調査をすることは考えておりませんが、子供の素直な思いや考えを生かし、より多くの子供たちが楽しいと感じることができる学校づくりに向け、学校とともに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、主体的な学びを保障する教育環境につきましては、変化の激しい社会の中で、未来のつくり手となる子供たちがやらされていると感じるのではなく、主体的に学び続けることが重要であると考えており、そのためには、学校における1人1台端末を効果的に活用した主体的、対話的で深い学びによる授業改善や、児童・生徒の興味・関心に基づいた探求的な学習を行うことが教育環境の充実につながるものと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点か

ら、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への学習指導の充実や、学習状況の改善等に役立てることを目的として実施されております。

本調査は、本市の教育や教育施策の改善、さらには児童・生徒一人一人の学習状況の把握と指導の充実を図る上で、有効なものであると考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の抽出式についての見解につきましては、本調査の実施方法については、様々な御意見があることを承知しておりますが、抽出式で行った場合、現在の方法に比べ、学校や児童・生徒の学力及び学習状況などを正確に把握するためのデータが減少し、指導の改善に生かすことが難しくなるほか、経年による比較も困難になるものと考えております。

次に、給食費についてですが、まず、給食費の無償化についての検討につきましては、給食費における保護者負担の軽減策として、物価上昇に対応した給食費値上げ分の補助及び無償化について検討を進めましたが、両方の実施には多額の財源が必要であることから、給食費保護者負担分を据え置くことを優先し、無償化については実施を見送ることとしたものであります。

次に、宿泊研修費の負担軽減につきましては、教育機会の均等という観点に立てば、できるだけ支援を講じていくことが望ましいと考えておりますが、限られた財源の中での予算措置となることから、宿泊研修費だけでなく、予算全体でどの事業を優先するか、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、教員の働き方についてですが、まず、標準授業時数につきましては、国が学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎として、学校運営の実態などの条件を考慮して定めたものであり、指導の内容とともに、国において検討されるべきものと考えております。

次に、教頭の長時間労働につきましては、教頭は教職員の勤務管理や行事の準備、運営、保護者対応、教育委員会等との連絡、トラブルや緊急時の対応など、学校運営を円滑に進める上で、多岐にわたる業務を担っていることから、時間外在校等時間が長くなっているものと考えております。

次に、持ち帰り業務についての調査やアンケートの実施につきましては、教員が自宅などに持ち帰って業務を行った際には、その内容や時間などを正確に把握することは難しいことから、調査を行う予定はありませんが、働き方改革に関する教職員の声を聞くことについては、校長会と協議してまいりたいと考えております。

次に、教員定数を増やすことにつきましては、教職員の時間外在校等時間を削減するために、校務の効率化や学校運営体制の見直しなどの取組を行っておりますが、教職員の基礎定数及び加配定数の改善や専門スタッフの配置拡充についても重要であると考えておりますので、引き続き、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、要望を行ってまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）

**○3番（松井真美子議員）** 4項目め、地域医療についてです。

3月12日、日本医師会と日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本慢性期医療協会、全国自治体病院協議会の六つの団体は、医療機関の経営状況の悪化を踏まえ、合同声明を発表しました。

団体の緊急調査では、2024年度診療報酬改定後、医療利益の赤字病院は69%、経常利益の赤字病院は61%まで増加し、半数の病院が破綻、懸念先と判断される状況に陥っている結果を発表し、「ご存じで

すか？あなたの街の病院がいま危機的状況なのを！！地域医療はもう崩壊寸前です」「このままではある日突然、病院がなくなります」と警鐘を鳴らしています。

道内でも今年に入って、旭川市内や留萌市内の精神科病院が倒産し、地域医療を担う公立病院の赤字は市町村の負担で何とか維持している状況だということです。

3月に北海道医師会代議員会が採択した決議は、医療機関の経営は危機にひんしている。燃料価格や材料費等の価格が高騰し、さらに職員の処遇改善が求められている中、診療報酬は抑制され、医療機関の経営は一段と悪化しているとして、社会保障の財源を十分に確保すること、控除対象外消費税問題の抜本的解決を行うことなどを要請しています。

市内の病院経営状態について、医療団体からどのような声を聞いていますか。

市内の医療現場の置かれている状況について、市長はどのような認識をお持ちですか、お聞かせください。

日本医師会などの資料によると、2018年からの5年間で、消費税負担は約1.5倍に増えているということです。北海道医師会の要請にあるように、物価高騰の下、あらゆる経費にかかる消費税は深刻な経営難の要因にもなっています。

医療機関の危機を打開する上でも、消費税減税や診療報酬引上げなど、今年中の国による財政面での支援が急がれていると思いませんか。

政府与党と維新、3党による合意で、医療費1兆円程度の削減のため、全国の病床数の1割に当たるおよそ11万床の削減をするといいます。コロナ禍で必要な病床やスタッフがあれば救えた命が、入院や医療にかかれず死亡した事例があったことを忘れたのでしょうか。

全国で11万床もの大規模な削減を進めることについて、市長はどのように考えますか。

4項目めの質問は以上です。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域医療について御質問がありました。

初めに、市内の病院経営に関する医療団体の声につきましては、先頃、開かれた小樽市医師会の総会で示された会の見解によりますと、実際の医療現場では、看護職員の不足が深刻化している中で、高齢者の救急搬送への対応や、後方支援体制の拡充が求められる状況にあるとともに、患者数の減少や物価高騰もあり、各医療機関の経営は困難を極めているとされております。

次に、市内の医療現場の置かれている状況につきましては、医療従事者の不足や燃料費・材料費の価格高騰などに加え、多くの医療機関からコロナ禍で減った患者が戻ってこないといった声を伺っており、各医療機関の経営は非常に厳しいものと認識しております。

市といたしましては、引き続きこのような状況の推移を注視するとともに、北海道や医師会などの関係団体と緊密に連携を図りながら、地域医療の体制維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、国による財政面での支援につきましては、控除対象外消費税問題の解決や診療報酬の引上げなど、全国の医療団体から様々な要望が行われていることは承知しておりますが、これら医療政策の根幹に関わることにつきましては、国において、医療現場の実態を十分に掌握した上で、適切に対応がなされるべきものと考えております。

次に、病床の削減につきましては、良質かつ適切な医療の効率的な提供体制を確保するためには、自

治体や医師会などで構成する地域医療構想調整会議における議論を経て、将来の医療需要に見合った医療提供体制の整備の方向について、関係者間で合意を形成することが大切と考えており、先に病床の削減数を目標とするものではないと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、5項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）

○3番（松井真美子議員） 5項目め、財政についてです。

2024年度決算見込みが示されました。実質収支は黒字を確保し、実質単年度収支は4年ぶりに赤字となりました。2024年度当初予算では、定額減税の影響もあり、市税で2023年度当初予算比約3.6億円の減を見込みました。

2023年度決算において、市税収入は約140.5億円であり、これよりも減ることが想定されていました。ところが、示された2024年度決算見込みでは約144億円と、2023年度から約3.5億円の増額を見込んでいます。

なぜ、2024年度の市税は、当初予算に比べて決算見込みで増加したのか、理由を示してください。また、市の財政運営上、どのような影響があるのか、市長の見解を示してください。

建設事業費の増額に伴って、市債も増額となりました。市債発行は2023年度決算費約18.9億円増の約51.3億円です。一方、公債費は、約44.9億円と市債残高が増える見込みとなりました。

これからも建設事業費が増加していくことが見込まれますので、公債費の平準化が必要になります。今後の対策について考えを示してください。

地方交付税は、2023年度決算では約163.5億円でしたが、2024年度決算見込みでは約165.2億円と約1.7億円の増となりました。

市税収入と地方交付税が増加することで、一般財源の増加が見込まれますが、地方交付税は、国が地方に代わって徴収する地方税であり、地方固有の財源ですから、人件費や物価高騰による影響を考えると不十分です。定額減税の影響で、交付税の原資である所得税も減税されました。

減税された税収分を基に地方交付税として地方自治体に配分するのではなく、減税分は全額国費で補填すべきだったと考えませんか。国に増額を求めるべきではありませんか。

地方自治体が住民の福祉の向上を図るという役割を果たすために、一般財源総額の実質同一水準ルールはやめ、地方交付税総額を十分に確保する必要があると思いませんか、見解を示してください。

病院事業会計については、約3億円の資金不足が見込まれています。先ほどの質問でもお聞きしましたように、小樽市立病院においても、消費税負担額や診療報酬が支出額に見合っていないことの影響が大きいではありませんか。

次に、重点支援地方交付金についてです。

深刻な値上げラッシュが続いています。帝国データバンクは、6月に値上げが予定されている食品が1,932品目、前年同月の約3倍に上るという調査結果を発表しています。

先ほども述べましたが、教育にお金がかかる子育て世帯にとって、物価高による影響は深刻です。2022年度と2023年度は4か月間、2024年度は2か月間、給食費保護者負担額が無償化されました。

しかし、今年度は値上げ予定額の補助にとどまっています。子育て世帯を応援するメッセージを出すべきではありませんか。

重点支援地方交付金を活用して、学校給食費3か月分の無償化を提案します。これについて、市長の

見解をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、決算見込みについてですが、まず、令和6年度市税収入の決算見込額が当初予算額よりも増加した理由につきましては、償却資産の増などにより、固定資産税が増加したことによるものであります。

また、これによる財政運営への影響につきましては、市税収入の増加は、使途が限定されない一般財源が増加することとなるため、歳出が変わらないと仮定した場合は、財政状況の改善につながるものであると考えております。

次に、公債費の平準化につきましては、建設事業費の財源として大きな割合を占める市債の借入れにより、後年度に過大な公債費負担が生じることにならないようにするため、小樽市中長期財政収支計画では、建設事業の実施時期の調整や補助金等の活用により、年度ごとの市債の借入額を抑制するなど、後年度の公債費負担を軽減する取組を進めることとしております。

次に、所得税の定額減税分を全額国費で交付税総額に補填するよう国に求めることにつきましては、令和6年度地方財政計画において、所得税の定額減税による地方交付税の減収分は、全額を国で対応し、地方の歳出に必要な一般財源総額が確保されておりますので、国への要望は考えておりません。

次に、地方交付税総額の確保につきましては、国は地方財政計画において、地方が必要な一般財源の総額を確保しているため、交付税の総額においても確保されているものと考えております。

次に、重点支援地方交付金についてですが、交付金を活用した学校給食費の無償化につきましては、既に給食食材費の高騰分を補助しているところであり、物価高騰の影響は広く及んでおりますので、追加で措置される交付金は、他の事業での活用を検討しているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 病院局長。

**○病院局長（有村佳昭）** 松井議員の御質問にお答えします。

ただいま、財政について御質問がありました。

決算見込みについてですが、病院事業会計において、資金不足を見込んでいることにつきましては、医療材料や消耗品等の価格高騰に加え、職員給与費の増加などにより、支出が膨らんでいることが要因であります。

また、診療報酬はこれらの支出額に十分対応できておりませんので、診療報酬が支出額に見合っていないことによる影響が最も大きいものと考えます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

**○3番（松井真美子議員）** 幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、公共施設についてです。

ウイングベイ小樽の移転後の施設の意見を聞いているということで、その中で、駐車場からの経路が分かりづらいとか、室内の音が響き過ぎるという意見も私もお聞きしました。お答えいただければです

けれども、これに対する対応策というか、何か協議されていることがあるのであればお聞かせいただきたいと思います。

あと、地域福祉についてです。重層的支援体制整備事業についてです。

今、地域共生コーディネーターは1名で充足しているというお答えでしたけれども、やはり事業自体がまだ知られていないのではないかと。誰でも相談できるという体制が、やはりどこに相談していいかまだ分からなくて相談していない人も多いのではないかなと思いますので、この事業自体を知っていただけるようもう少し広く周知されたいのかと思いますので、それに対してお願いしたいと思います。

その結果、知られていくと、1名だとやはり足りないと思いますので、どのように増員していくのかということも分かればお願いしたいと思います。

あと、ひきこもり支援についてです。

市が交流の場を設けることについてですけれども、月に1回、社会福祉法人塩谷福祉会で家族交流会が行われています。相談会という形で行われていますので、いいと思うのですが、やはり住民福祉の増進を進める市として姿を見せるべきではないかなと思います。ひきこもりの家族の方から市に支援の要望書も提出されていますけれども、重層的支援体制整備事業ができたことで、市が今までより、もう少し踏み込んで、積極的に動いてくれるのではないかなという希望や期待も持っていらっしゃるのです。

ですから、市の発するメッセージとして、大きな講演会ですとか、交流会など、事業者と一緒に企画して周知していくという姿勢を示すことがあってもいいのではないかなと思います。

あと、障害者交通費、バス事業者への働きかけについてです。

事業者働きかけていくということですが、昨年の第1回定例会の小貫議員の質問に対しても、事業者働きかけていくという答弁がありまして、それがまだ実施できていない状況があります。3障害が一元化されたのに、なぜ二つの障害が割引になって、精神は駄目なのかが問題だと思うのです。交通事業者ごとに扱いが違うというのはおかしいと思いますので、本来なら、国でイニシアチブを取らずとか、支援を考えるべきだとは思っています。

ただ、実際は事業者の自主的判断に任せるとい形になっていますので、行政が責任を持って、事業者任せから一歩踏み出す必要があるのではないかと。今までの延長線ではない取組をするべきではないかなと思いますので、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

そして、教育についてです。

令和5年度にスクールカウンセラーが1人増員されています。やはり教員も大変な中で、教員をフォローするという意味でも、少ないと思うのです。だから、毎年度1人ずつ増員していくなど計画的に増員していくことが必要ではないかと思うのですが、その予定というか、考え方についてお聞かせいただきたいです。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 松井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の公共施設について、ウイングベイ小樽移転後のアンケート調査の結果について答弁させていただきましたが、答弁の中で駐車場からの経路が分かりづらい、それから、室内の音が響き過ぎるといった御意見が寄せられておりますが、庁内で協議していることはあるかどうかということのお尋ねでありました。現在まで庁内で協議しているという状況ではありませんが、既に室内の音が響き過ぎ

るという問題については、解消に向けた手だては行っているとは伺っておりますが、幾つか御意見がありますので、これから庁内で協議させていただいて、できるだけ施設の改善に、御意見に応じていけるような形で対応させていただきたいと思っております。

次に、重層的支援体制整備事業について私からお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、スタートして1年強がたったわけで、御指摘のとおり、まだ事業として十分周知されていない部分というのがあると思っておりますし、まだ多くの皆さんに知られていないことは我々としても懸念いたしております。この事業は、非常に有効な体制整備だと思っておりますので、これから多くの方々に御利用いただけるように、引き続き重層的支援体制整備事業の周知に努めていきたいと思っております。

また、地域共生コーディネーターについてもお尋ねがありました。現状では1名で充足しているという現場の判断ではありますが、このままということではなくて、答弁申し上げましたけれども、相談件数が増加してくるなど業務の負担を見ながら、増員についてはこれからも検討してまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 保健所長。

**○保健所長(田中宏之)** 松井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、精神障害のある方の運賃割引の関係ですが、昨年第1回定例会で小貴議員から同様の御質問をいただきました。その後、私どもでバス事業者に対して、精神障害者の運賃割引について、考え方を尋ねておりました。事業者からは大きな減収が見込まれるといったことなど、幾つかの課題が示されたところでございます。

市といたしましては、今後こうした課題認識や対応などについて、さらに事業者と話し合っただけでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 福祉保険部長。

**○福祉保険部長(中村哲也)** 松井議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、ひきこもりの支援の関係であります。家族交流会の思いに応えるべきではないかということでございますが、まず、家族交流会の思いについては、十分受け止めているところでございます。

ただ、要望のお話があったのですが、ひきこもり家族交流会、あと地域活動支援センターのサポートを受けてという形で要望を受けているのですが、実際のところ、地域活動支援センターで行うべきことも、そこに盛り込まれておりましたので、その辺りは地域活動支援センターと話をしながら、どのような形で向こうにやっていただくか、あとは市としても今後どのような形でやっていくかを考えておりますが、要望書としては今後の施策の参考にさせていただいております。

いずれにしても、地域活動支援センターを中心に今やっているところでありますので、今後、話し合いはしていきたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(中島正人)** 松井議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

スクールカウンセラーは、児童・生徒一人一人の気持ちに寄り添い、お話を聞くだけでなく、やはり学校がチームとして、子供たちを見詰めていく、見守っていくということでは非常に大きな役割を担っていると考えているところでございます。

また、先ほど議員もおっしゃっていましたが、教員の負担軽減という点でも非常に役割が大きいも

のと感じております。

現在、本市においては、北海道の予算で配置している中学校のスクールカウンセラー、それから先ほど増員したという小樽市の予算で配置しているスクールカウンセラーがおりまして、現在の相談回数の推移、また他都市の状況も踏まえて、いろいろ研究していきながら、今後スクールカウンセラーの増員について検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 5時38分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 平 戸 理 史

令和7年  
第2回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

令和7年6月18日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中鉢淳二議員、小池二郎議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第21号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、5番」）と呼ぶ者あり

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 一般質問をします。

初めに、道路維持補修について伺います。

車で市内を走っていると、道路舗装のひび割れや穴が空いている箇所、つぎはぎ路面でがたがたしているところなどがたくさんあります。住民からも、道路の穴は何とかならないの、道路ががたがたしているところは避けて通るけれども、車が壊れるのではないかと心配になるなどの声が寄せられています。

道路が傷むことで、歩行者や自転車が転倒する危険性や車のハンドルが取られ、事故を起こす可能性もあります。特に、夜間や視界が悪いときはより危険です。

市長は、市内の道路舗装のひび割れや穴が空いている状況について、どのような問題意識をお持ちですか。

道路は、経年劣化により生じたひび割れや舗装の継ぎ目などから降雨や融雪水が舗装内部で浸透し、その状態での車両の繰り返し加重や気温低下による凍結により、ひび割れが拡大することでポットホールと呼ばれる舗装の表面の一部に穴が発生したりしています。穴が発生した場所などは、私も地域の方から要望を聞いた際は、建設部にお知らせし、対処していただいておりますが、ここ近年は市民から道路補修についての要望を聞くことが増えています。

市民から要望があった場合は、その都度、現場を確認して対応。ふだんの道路点検は限られた職員の中で行っているため、日常的にパトロールはできず、日々の外勤時に目的地までの往復路の中で行うほか、市民から通報があった道路と、その周辺を確認している状態があります。

道路舗装や側溝等、道路の状況をチェックするには、現状のパトロール体制では十分とは言えないと考えますが、市長はどう思いますか。

パトロールにより発見した道路の損傷は、交通量などによって補修される基準などは変わってくると思いますが、パトロール後は何を基準にして補修の必要性を決めるのでしょうか。

市民からの通報等は、電話やメールもあると聞いていますが、道路については、スマートフォンやパソコンから気軽に通報できる、道路・除雪通報サービスを導入しています。導入後は、年々通報件数が増加傾向となっており、2024年度では、除排雪を含めると174件となっています。

このサービスは、スマートフォンなどで撮影した写真データを添付すれば、通報する箇所や損傷具合などを把握することができます。電話で通報する場合は、言葉で説明しなければならず、聞き間違いを

することもあります。そうした心配もなく手軽に行えるなど利点があります。しかし、まだ知らない方もいます。

小樽市民の安全・安心、また利便性の向上も図られると思いますので、通報サービスの周知に、より努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そもそも道路補修するにも予算が確保されているのでしょうか。近年、道路舗装の穴や損傷が増加傾向になっているように感じます。

今年度は、資材価格や労務単価の高騰もあることから、道路橋りょう維持費は、前年度予算よりも約3,494万円増額となり、2億3,491万円の予算となりました。2億3,491万円の道路橋りょう維持費のうち、道路補修に見込んでいるのは6,500万円となっています。予算が少し上がったとしても、資材価格や労務単価の高騰により、現在の予算額では補修規模を縮小せざるを得ない状況が考えられます。

雪が解け、今年は、特に道路舗装の穴ぼこが大量に現れている状況を見ると、補正予算を組んで補修を図るべきではないでしょうか。

道路舗装の補修に関しては、緊急性のある場合は常温合材による処置をしていますが、予算の中で補修を行っているため、交通量が少ない場所では耐久性がある補修は行われず、穴が空いたら応急措置をするといった状況が繰り返されています。

地域住民からは、穴を繰り返し塞ぐよりも、もっと長く保つようにはできないのだろうか、耐久性が図られる補修を求める意見を伺っています。

昨年度から、市職員による穴の応急措置を試験的に常温合剤だけではなく、加熱合材も使用しているところも出ていていると聞いていますが、道路舗装の補修方法についての検討を行うことを求めます。お答えください。

小樽市道の延長は約589キロメートルとなっていますが、そのうち整備率がどれくらいになっているかなどは、特に計画がないので分かりません。限られた職員の中でのパトロールや、市民からの通報などがあるたびに、昼夜問わず穴を塞ぐ作業は非常に大変です。

市道全体の整備計画を作成し、臨時市道整備事業も増額して、計画的に道路整備を行うことで、職員の負担軽減が図られるなど、道路維持にもつながっていくと考えますが、どうでしょうか。

今後も市民が安全・安心に通行できる道路の整備と維持管理に努めていただき、住んでいる方が不安に思うことのないよう対応していただきたいと思いますが、どうですか。

次に、交通安全対策について伺います。

小樽市内には本通第2線、通称、堺町本通りなど一方通行道路があります。なので、一方通行の標識や規制に注意して運転をしなければなりません。一方通行だと知らずに逆走している車を見かけることがあります。逆走は、交通事故を起こすなど危険につながる可能性があるため、安全対策の観点から幾つか伺います。

これまで、市として、交通事故などの危険がないよう、一方通行の道路に特別な意識啓発等は行ってきたのでしょうか。

市内の一方通行でもある末広町と梅ヶ枝町の境目に市道赤岩線、通称、本田沢上通線があります。この道路は、地元の方であれば一方通行だと認識されていますが、それでも狭い道を逆走で走る車が後を絶たず、危険と聞いています。特に、この通りはお寺もあるので、お盆などになれば、毎年のように逆走車が3台続けて通ることもあり、町内会や近隣住民からは、事故が起きないかと心配の声が上がっています。

町内会からは、赤岩線に交通安全の立て看板を設置することで、交通事故の防止になるのではと立て

看板の設置案が出されていますが、市に確認したところ、看板を設置する際には、市や警察の連名を入れることができても、看板設置費用は最低でも6,000円以上し、町内会の負担になると聞き、看板設置を断念している状況があります。

以前に、新光南町会で交通安全に関する看板を設置したと聞いていますが、市内の町内会から直近5年間で、同様の看板設置の要望があったのでしょうか。

今後も、町内会などから事故が発生した交差点や道路など、地域で交通安全を喚起したい場所に、交通安全啓発看板の設置等を求める声が出てくると思います。

地域の交通事情等を勘案し、規制標識だけでは安全の確保が難しい場合においても、啓発看板による事故防止の効果が期待できる場合もあります。

市として、啓発看板等の設置に関する基準を作成した上で、啓発看板の設置などをするべきではないでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、道路維持補修について御質問がありました。

まず、道路舗装が損傷している状況につきましては、交通安全の確保や市民生活、物流など経済活動に影響を及ぼすものであり、重要な課題であると認識しております。

次に、現状の道路パトロール体制につきましては、市内を3地区に分けた舗装補修業務の受託者によるパトロールのほか、担当職員により道路状況の把握に努めているところであります。

しかしながら、刻々と変化する市内全域の道路状況を把握することは難しく、パトロールを補完するため、市民の皆さんからは、道路・除雪通報サービスにより情報をいただくとともに、住民サービスの向上などを目的とした包括連携協定を締結している運送事業者からや、御意見メールなどを通じて、路面状況に関する情報をいただいているところであります。

今後は、さらなる情報を収集するため、市職員から通報を受ける仕組みについて検討しているところであります。

次に、道路損傷を補修する基準につきましては、明確に基準は定めておりませんが、損傷の程度や位置、交通量の多さなど、交通安全の観点から総合的に判断し、応急対応も含め、補修の必要性を決めております。

次に、道路・除雪通報サービスにつきましては、道路状況の把握や補修対応につながる重要な通報サービスであることから、これまで市のホームページやSNS、除雪懇談会などで周知を図ってきたところであります。

今後も継続して周知に努め、さらなる利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、道路舗装の補修につきましては、近年、凍上や融雪の影響、または経年劣化等により、市内各所で舗装の穴やひび割れといった損傷が多く発生していることは、認識いたしているところであります。

このことから、今年度予算につきましては、補修面積を見直すとともに、労務単価等の上昇を考慮し、事業費を増額したものであり、予算は確保されているものと考えております。

なお、仮に補正予算により、事業費を増額する場合において、補正予算が必要かどうか判断した後に

予算を確保したとしても、補修作業が冬期間に及び加熱合材の確保ができないなど、現実的には補正予算での対応は難しいものと考えております。

次に、道路舗装の補修方法につきましては、緊急性がある場合は常温合材での応急対応が必要であると考えておりますが、常温合材は耐久性に劣ることから、応急対応後は加熱合材による補修に努めてまいりたいと考えております。

次に、市道の計画的な整備につきましては、市道全体の計画はありませんが、整備が必要な路線については臨時市道整備事業により、施設整備の緊急度や路線の重要度、整備効果などを勘案し、優先度を付けて計画的に整備を進めているところであります。

また、この事業の増額につきましては、財政的に有利な地方債の活用を検討するなど、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路の整備と維持管理につきましては、道路は市民生活や経済活動に欠かせない重要なインフラ施設であり、今後も市民や事業者が不安に思うことがないよう、安全・安心な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策について御質問がありました。

まず、一方通行の道路に対する意識啓発につきましては、市として特別な意識啓発は行っておりませんが、市民から相談や通報があった場合には、小樽警察署へ、その旨を連絡しパトロールを強化していただいているところであります。

次に、町内会から直近5年間の看板設置要望につきましては、令和2年度が1件、5年度が3件、6年度が1件の合計5件の要望があり、そのうち3件の看板が設置されております。

次に、啓発看板の設置基準の作成と看板の設置につきましては、設置基準の作成は、看板等を設置できる場所の有無や看板を設置することで、運転手から歩行者が確認しづらくなる場合もあること、有効な看板の設置には道路形状のほか、警察等の専門的な知見を踏まえ判断する必要があることから、一律の基準を設けることは難しいと考えております。

また、看板の設置については、現在、市による設置は考えておりませんが、関係機関と相談の上、有効な対策について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 5番、高野さくら議員。

**○5番(高野さくら議員)** 幾つか再質問したいと思います。

まず、道路維持補修について、今年度は予算を上げたけれども、私は足りないのではないかとということで、補正予算も考えてやったらどうかとお伺いしました。予算を確保するという感じではないのかと思うのですが、やはり、本質問でも話しましたが、市道の距離が今は589キロメートルと非常に長くなっています。7年前は約584キロメートルということでしたので、かなり距離も伸びています。

資材高騰や距離が伸びているという状況も考えますと、私は必要などころにしっかり補修しなければいけないのではないかと思います。改めて道路のぼこぼこを改善するように、予算を確保するということで、もう一度、御答弁いただきたいと思います。

あとは、臨時市道整備事業費も増額してほしいというお話もいたしました。

臨時市道整備事業は、令和5年度では約3億円という予算がついていたのですが、やはり減っているわけです。なので、臨時市道整備事業もしっかり計画的に行っていくということが大事ではないかと思うので、お答えいただきたいと思います。

あと、交通安全対策についてです。

看板設置については、今のところ市では考えていないけれども、何かできないか考えていくという御答弁がありました。例えば、雪出しの禁止の看板は市で設置しているわけです。そうしたら、市民の方からは、何で交通安全を促す看板は市で設置してくれないのだろうという疑問も出されています。当然どこでも設置していいというわけにはならないと思うのですが、交通安全対策について推進している自治体に幾つかお話を聞きました。

例えば、千葉県八街市では、自治会から交通安全立て看板や、ミラーの設置要請を市に出すと設置をしてくれています。大分県大分市でも、自治体やPTAから要望があった場合は、看板や横断幕などを貸与したり、設置してくれています。滋賀県長浜市では、交通安全推進活動補助金を出していて、カーブミラーや看板、ポスターなど、交通安全に関わる事業の補助対象の経費2分の1以内を出す事業をしています。

この行っている自治体に聞いても、やはり要望があって利用されているという声も聞いていますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思いますので、その点についてお答えいただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 高野議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、道路維持補修についてのお尋ねでございました。予算が足りないのではないかと御指摘でございますが、御質問の中にもありましたが、市道延長が伸びているということや、気候変動により、近年、道路の傷みも目立つようになってきております。そういったことも踏まえまして、必要などころの補修は必要になってまいります。今後、庁内で議論を重ねながら必要などころへの補修についての予算確保について、しっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

看板の設置につきましての御要望ですが、昨年、小学生が事故に巻き込まれて亡くなる事案が発生しまして、改めて交通安全対策の重要性を再認識したところであります。看板設置ありきということではなくて、御質問の中でも少し触れられておりますが、事故の可能性のある交差点や道路ですとか、実際に事故が頻発した交差点や道路といったものをしっかりと客観的に把握した上で、小樽警察署の知見もいただきながら、より有効な交通安全対策がないかといったことをしっかりと検討させていただきながら、看板設置の在り方についても考えさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（山岸博史）** 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは臨時市道整備事業についてですが、臨時市道整備事業の予算の確保をしっかりとしてほしいということでした。

市長から答弁させていただきましたが、財政的に有利な地方債の活用を検討するところで、現在、使っている起債のメニューに加えて、新たに緊急自然災害防止対策事業債というメニューがございまして、この事業債を使うことにより、充当率が90%から100%に上がる。それから、交付税措置率が70%あるというところで、非常に有利な起債のメニューであります。このメニューは、今までは表層しか使えなかったのですが、今年度から路盤まで拡充されたことで、臨時市道整備事業にも使える可能性が出てまいりました。

今、北海道とも協議中でございますが、これが使えるとなると、予算の確保ももちろんですが、市の

負担が変わらない中で事業費の増額も考えられますので、そこはしっかり確認して検討していきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 高野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 一般質問をします。

初めに、職場内のハラスメントの根絶と心理的安全性の醸成についてであります。

様々な文献によると、ハラスメントの歴史は古く、1970年代にアメリカで性的な嫌がらせを意味するセクシュアルハラスメント、いわゆるセクハラという造語が誕生し、1989年には日本で初のセクハラ裁判が行われたことで、国内でもハラスメントが認識されるようになったとのことです。その後、2001年には民間事業でパワーハラスメント、いわゆるパワハラ造語が誕生し、以降、様々な種類のハラスメントが誕生しました。

しかし、今日においても、様々なハラスメントがなくなることはなく、厚生労働省の調査を見てもハラスメントの種類にもよりますが、減少傾向とはなっておりません。その理由として、ハラスメントを行う加害者側がこれはハラスメントではないと考える無自覚や、ハラスメント行為に気がついた第三者も黙っていたほうが得と、見て見ぬふりをし、弱い立場の被害者が言い返せないことや報復が怖いと感じることに加え、自分が我慢すればと沈黙すること、仮に相談や通報の窓口があったとしても信頼できない、報復が怖い、人事評価等に影響するのではないかなど心理的に萎縮してしまい、結果的に仕組みが機能していないことなどが挙げられます。

職場における心理的安全性とは、組織の中で個人が対人関係上のリスクを恐れずに、安心して自分の意見や考えを誰に対しても発言できる状態のことを指します。この状態では、たとえ失敗や間違いを犯しても罰せられたり、批判されたり、拒絶されたりする心配がないと信じられております。

心理的安全性が高い職場では、職員はより創造的で生産的に仕事に取り組むことができます。上司や同僚に対して、自分の考えや疑問、提案を安心して伝えられ、失敗を恐れずに、新しいアイデアを試したり、挑戦したりできる環境が重要で、批判や非難ではなく建設的なフィードバックが飛び交い、学びと成長につながります。

心理的安全性が醸成された職場は、風通しのいい職場環境とも言い換えることができると考えますが、話しやすい人間関係が構築されることで、報告、連絡、相談が活発に行われ、情報共有が円滑に行われます。自由な意見を交換し、協力し合うため、部署全体の生産性が向上します。失敗を恐れずに、新しいアイデアを試すことができるため、イノベーションが生まれやすくなると言われております。

この心理的安全性については、小樽市いじめ防止基本方針においても、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成が明記されています。

ハラスメントの根絶と心理的安全性の醸成は表裏一体であり、組織の生産性・創造性・信頼性を高め、足を引っ張られることなく、職員が自分らしく力を発揮でき、問題の早期発見や業務の質の向上につながり、心理的に安心できる職場を指す、心理的安全性を高めることは必要不可欠であると考えます。

市職員の心理的安全性について、本市の認識や課題をどのように捉えているのか、お示しください。

市職員のハラスメントや心理的安全性について、アンケート調査やヒアリングなどを通して、実態を可視化する取組が行われているのか、お示しください。

ハラスメントの防止や心理的安全性を確保するために、研修等はどうのようなことを行っているのか、お示してください。

次に、共同親権を選択できる民法等の改正についてであります。

令和6年5月17日、離婚後の共同親権を導入する民法等の一部を改正する法律が成立し、同月24日に公布されました。

この法律は、離婚の増加などで家族関係が多様化する中、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権、監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すもので、施行は令和8年5月までに行うものとされておりますので、改正まで1年を切っております。

法務省民事局は、令和6年12月に改正法の解説を公開し、法改正の概要、親の責務に関するルールの明確化、親権に関するルールの見直し、養育費の支払い確保に向けた見直し、安心・安全な親子交流の実現に向けた見直し、財産分与に関するルールの見直し、養子縁組に関するルールの見直し、その他の改正の8項目にわたり詳細に記載されております。

戸籍を管理する戸籍住民課は、諸様式の整備、職員研修など施行に向けて、どのような対応をしているのか、お示してください。

児童福祉を所管するこども未来部は、改正内容の情報発信、庁内外の関係機関との連携、相談体制の充実など、施行に向けてどのような対応をしているのか、お示してください。

離婚後に共同親権を選択した場合、当然のことながら、子と同居している親権者と別居している親権者が存在することになります。改正法では、監護教育に関する日常の行為をするときや、子の利益のための急迫の事情があるときは、親権の単独行使ができるとしました。

一方で、例として子の転居、進路に影響する進学先の決定、心身に重大な影響を与える医療行為の決定は、親権を単独行使できないとしています。

子の転居について、戸籍住民課では、双方の親権者の同意が得られていることを確認の上、子の転居を受理するのか、お示してください。

心身に重大な影響を与える医療行為の決定について、小樽市立病院では、双方の親権者の同意が得られていることを医師が確認するのか、お示してください。

本市の市立保育所の入退所届は、一方の親権者のみの署名欄の記入による様式によって作成されています。改正法の趣旨を鑑みると、市立保育所の入退所は日常の行為に当たるとは言い難く、過去の議会議論でも指摘しましたが、一方の親権者が勝手に入退所届を提出した際のトラブルやリスクを避けるための入退所防止の仕組みづくりの観点からも、双方の親権者が署名できる様式に変更すべきであると考えますが、見解をお示してください。

進路に影響する進学先の決定について、市内小・中学校では進路に関する指導の際に、双方の親権者の同意が得られていることを確認するのか、お示してください。

学校では、これまで単独親権者である保護者のみに行っていた様々な対応も、法改正により、別居している非監護の共同親権を有する保護者に対して、新たな対応が必要になると考えられますが、教育委員会では、どのような対応をしているのか、お示してください。

共同親権を選択できる民法等の改正に向けて、市として対応を検討していることをお示してください。

次に、おたる自然の村についてであります。

令和6年第4回定例会において、一般財団法人おたる自然の村公社を、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、おたる自然の村の指定管理者に指定する議案が可決されました。

このたび報告されました令和6年度の報告書を確認すると、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症による行動制限もなく、利用者数の増加が期待されたものの、本市の人口減少や少子高齢化に伴う利用団体の減少、民間施設等との競合もあり、パークゴルフ場利用者を除き、収益及び施設利用者数は前年度実績を下回る結果となりました。

人口減少や少子高齢化に伴う利用団体の減少を具体的にお示しください。

民間施設等との競合とありますが、内容を具体的にお示しください。

パークゴルフ場利用者は微増ではありますが、微増にとどまった要因をお示しください。

コロナ禍の影響を受けていない直近、令和元年度の利用料が約1,500万円に対し、令和6年度は約750万円と半減しています。

一方で、おたる自然の村公社は指定管理者として、本市から年間約6,500万円の管理運営費を受けておりますが、その経営状況について本市はどのように考えているのか、お示しください。

業務の実施状況について、市は報告を受けていると思いますが、施設の利用者数や収益の増加、地域活性化などを目的とした自主事業を複数回実施していく場合、現状の職員配置が適正であると考えているのか、お示しください。

利用者数、宿泊者数、パークゴルフ場の利用者数などを見ると、増加傾向にはないが、施設の活用促進や市民への周知についての課題をお示しください。

現状では、本市からの管理費が主たる収入源となっているが、施設の魅力を磨き上げ、自主財源の確保に向けてイベントの企画、民間との連携などは今後さらに重要になっていくものと考えます。令和元年度と比較して、公社の自主事業の実施件数も大幅に減っていますが、見解をお示しください。

おたる自然の村の中長期的な将来構想について、市としてどのような検討を行っているのか、お示しください。

次に、小樽港高島地区における静穏度の対策についてであります。

小樽港は天然の良港と言われておりますが、うねりや風浪の影響を受けやすい外洋に面しており、静穏度の向上は港湾機能の安全性、物流の安定、クルーズ船受入れの視点から重要であるため、本市の現状認識と今後の対策について確認します。

高島地区では、冬期間の悪天候や時化によって港内に大きな波が入り、底引き漁船が係留できないことや荷役作業に影響が出ていると聞いております。

市として、現時点の高島地区の静穏度の状況をどのように認識しているのか、お示しください。

防波堤の延伸や整備、浮体式防波施設の技術的対策が他港湾では進められておりますが、小樽港高島地区の静穏度の確保に向けた取組をお示しください。

関連して、高島漁港区の旧魚揚場について協議の進捗をお示しください。

最後に、タクシー不足についてであります。

多くの市民より、コロナ禍以降、特に早朝や週末の深夜はタクシーが捕まりにくくなっているため、改善を求める声が多数寄せられております。

これについては、感覚的にタクシーが少なくなったこと、タクシー会社に電話しても一向に電話が繋がらず、つながっても数時間待ちで、いつ頃向かうことができるのかも分からないと言われ、数時間待つか、諦めてしまうことを私自身も日常的に体験しております。

また、夜間営業されている飲食店が集中する花園地区の経営者の方などからは、夜間のほか、悪天候時にタクシーに乗ることが難しくなり、売上げにも影響してくるため、特に改善を求められているところでもあります。

高齢化が進む本市では、運転免許を返納し、タクシーを多用する高齢者の移動手段確保の視点からも、市内のタクシー供給が利用者の需要に影響を与えている昨今の状況について、本市も何らかの対応をすべきであると考えております。

直近の市内のタクシーの台数、稼働率、運転者数をお示してください。

高齢化や公共交通の減少が進む中、タクシーは移動手段として重要な役割を担っておりますが、本市は、タクシーの需要と供給の現状について、どのように認識しているのか、お示してください。

従前からの運転手の高齢化や若手不足に加え、半導体工場が建設中で局所的に需要が高まっている千歳市や、インバウンドの需要の高いニセコ地区では収入も増えるため、運転手の流出も多いと伺っています。市として、運転手の確保に向けた支援の取組をお示してください。

他の自治体で取り組まれているタクシー不足の代替策として、デマンド型交通や予約制乗合タクシー、ライドシェアなどは効果があると考えられているのか、見解をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、職場内のハラスメントの根絶と心理的安全性の醸成について御質問がありました。

まず、市職員の心理的安全性についての認識や課題につきましては、職員同士が積極的にコミュニケーションを取り、発言や行動がしやすく、風通しがよい職場環境を整備することが職員のエンゲージメント向上や市民サービスの向上につながるものと認識しておりますが、メンタル不調を訴える職員が増えている状況などから、一層の職場環境の整備が課題であると考えております。

次に、市職員のハラスメントや心理的安全性の実態を可視化する取組につきましては、令和5年度以降、実施している全職員を対象とした職員アンケートにおいて、「職場内のコミュニケーションや積極的な意見交換が行われているか」や「仕事にやりがいやモチベーションを感じているか」などについての設問を設けているほか、消防本部において、令和5年度と6年度に消防職員を対象としたハラスメントに関するアンケートを実施するなど、実態把握に努めているところであります。

次に、ハラスメントの防止や心理的安全性確保のための研修につきましては、課長職を対象に職場内の円滑なコミュニケーションや風通しのよい職場環境を実現するための手法などを学ぶ研修を実施し、今後、数年間で全ての課長職が受講する取組を進めております。

また、ハラスメントに関する正しい知識を習得することなどを目的として、会計年度任用職員を含む全職員を対象とした研修を実施しております。

次に、共同親権を選択できる民法等の改正について御質問がありました。

まず、戸籍住民課における民法等の改正法施行に向けた対応につきましては、改正後の標準様式は、現時点で国から示されておりませんので、示されましたら適切に整備いたします。

また、職場研修については、法務省等の資料や情報を活用し、戸籍住民課の職員間で共有するなど、適切に業務を行うことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、こども未来部における改正民法の施行に向けた対応につきましては、令和6年9月に離婚を考えている方へ向けた各種情報をまとめたホームページを作成し、親権の内容や共同親権の導入について情報発信を行うとともに、国が発行した改正民法を解説したパンフレットを窓口で適宜配布し、周知に

努めているところであります。

なお、庁内外の関係機関との連携や相談体制について、現時点では特別な対応は行っておりませんが、共同親権に関する国の動向などを情報収集しながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、子供の転居に関わる親権者の双方の同意確認につきましては、改正法では、子供の利益のため急迫の事情があるときを除き、日常の行為に当たらない場合は、親権者双方の同意が必要とされており、子の転居については、これに該当することから、双方の同意を確認し、届出を受理することとなります。

次に、保育所の入退所届の様式の変更につきましては、今後、国からガイドライン等が示された場合は、その内容に沿って適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、民法等の改正に向けた本市の対応につきましては、現時点で、国から行政手続における具体的な運用方法やガイドラインなどが示されておりませんが、現在、国が設置した民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議において、行政手続や支援についてのQ&A形式の解説資料の作成に向けた検討が行われていることから、今後の国の動向を引き続き注視するとともに、国から通知や資料等が発出された場合は、速やかに各業務への影響を確認し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、おたる自然の村について御質問がありました。

まず、施設利用者が前年度実績を下回ったことと人口減少や少子高齢化との関連につきましては、本市の人口減少が毎年約2,000人で推移していることや、少子化に伴う小・中学生の減少、パークゴルフ場を利用している団体の会員の高齢化などが挙げられます。

次に、民間施設等との競合につきましては、主に教育旅行については、札幌市青少年山の家やネイバル砂川など、近隣の用途が似通った施設との競合、一般利用客については、市内ホテルや民泊施設の増加、また、札幌市や赤井川村などに多機能キャンプ場が新設され、選択肢が広がったことが要因と伺っております。

次に、パークゴルフ場の利用者につきましては、小・中学生の利用は昨年より伸びている一方で、定年延長などによる働くシニア層の増加、コロナ禍により競技離れが進んだことなどが微増にとどまった要因として考えられます。

次に、経営状況についての本市の考えにつきましては、おたる自然の村は、学童、青少年、都市生活者等に自然と農業に親しむ機会を与え、これらの者の研修及び休養に資するとともに市の農業振興を図ることが設置目的とされており、市が一定程度、管理代行業務費を支出することは必要なことであるとと考えております。

しかしながら、現状の利用料収入は不十分であると認識しておりますので、おたる自然の村公社による経営の効率化や事業見直しなど、収支改善の努力は必要なものであると考えております。

次に、職員の配置につきましては、令和元年度は正規職員5名、臨時職員5名でありましたが、令和6年度は正規職員3名、臨時職員6名となっており、定年退職による正規職員の欠員補充はしていないものの、臨時職員を増員して対応しているところであります。

しかしながら、今後、利用者や収益のさらなる増加に資する新たな取組を実施する場合には、現状の人員配置では十分ではないと考えております。

次に、施設の活用促進や周知強化の課題につきましては、令和6年8月に公式ホームページをリニューアルしたところですが、周知、宣伝に関する取組は十分とは言えないものと認識しており、引き続き外部専門家の意見も取り入れながら、市内外に向けたさらなる情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自主事業の減少に対する本市の見解につきましては、令和元年度は9件の自主事業を実施しており、参加者は総数で3,381人となっております。また、令和6年度は5件の自主事業を実施しており、参加者は総数で4,434人となっております。

自主事業の実施に当たっては、参加者の数やニーズを考慮しながら行っていると聞いており、自主事業の件数は減っているものの、参加者は増えていることから、事業の内容が評価された結果であるものと考えております。

次に、中長期的な将来の構想につきましては、本年5月に経営改善検討委員会を立ち上げ、公社の理事や評議員のほか、外部専門家の知見も活用し、周知、宣伝に関する取組や施設機能の活性化及び立地や資源を生かした魅力の磨き上げなどについて検討を行っております。

次に、小樽港高島地区における静穏度の対策について御質問がありました。

まず、現時点の高島地区の静穏度につきましては、札幌市側の岸壁190メートルの区間で、国の基準である年間を通じた97.5%以上の荷役稼働率が確保されていないものと把握いたしております。

次に、高島地区の静穏度の確保につきましては、令和3年12月に改訂した小樽港港湾計画では、高島地区の静穏度対策として、高島地区島堤の延伸を位置づけております。

事業の実施については、他の施設との優先度や市の財政状況などを勘案した上で、検討してまいりたいと考えております。

次に、旧高島魚揚場につきましては、本年4月の政策検討会議において庁内協議を行ったところであり、当該施設は老朽化が著しく、危険度が高い市有施設であることから、除却については本市が実施し、除却後の新たな施設については、小樽市漁業協同組合と協議を始めたところであります。

次に、タクシー不足について御質問がありました。

まず、市内のタクシー台数、運転者数、稼働率につきましては、令和7年5月末現在のタクシーの登録台数は法人が284台、個人が67台の合計351台、令和7年6月1日現在の運転者数は、法人が301人、個人が67人、一定期間内における登録台数に対する実働車数を表す稼働率については、法人は令和7年5月において約52%、個人は令和6年度において約67%となっております。

次に、タクシーの需要と供給への認識につきましては、小樽ハイヤー協会からの聞き取りによりますと、平常時においては、需給のバランスが保たれている状況であります。乗務員不足により、悪天候やイベント開催時など需要が急激に増加する場合には、利用者の需要に即時に対応できない場面があるものと伺っております。

次に、運転手の確保に向けた支援策につきましては、求職者と事業者との接点を増加させるため、市からタクシー事業者に対し、市内で開催される企業説明会への積極的な参加を促すとともに、仕事を求めている市民に対しても、説明会の開催について周知を図っております。

次に、タクシー不足の代替策への見解につきましては、地域の特性や公共交通の状況に応じた代替策を導入することは、必要とされる輸送需要を満たすのに効果があると考えておりますが、導入に当たっては、タクシー事業者の協力が不可欠であることから、今後の需給バランスの動向を見定めながら、慎重に協議する必要があるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局長。

○病院局長(有村佳昭) 松岩議員の御質問にお答えいたします。

共同親権を選択できる民法等の改正について御質問がありました。

子供の心身に重大な影響を与える医療行為の決定について、双方の親権者の同意が得られていること

の確認につきましては、どのような医療行為に対して確認が必要ななどのルールは、現時点ではありませんが、現在、国において具体的な運用方法等に関する解説資料の作成に向けた検討が行われているところです。

当院におきましては、当該資料などを参考にしながら、改正法施行までにルールづくりを行うなど、適切に対応してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

共同親権を選択できる民法等の改正について御質問がありました。

初めに、学校での進路に関する親権者の同意の確認につきましては、今後、民法等の一部を改正する法律が施行され、父母双方が親権者である場合、児童・生徒の進路に影響する進学先の決定は共同行使するものとされておりますが、学校の具体的な対応は示されていないことから、今後、国からの通知や資料等が発出された場合は、その内容に沿って適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、法改正による別居している非監護の共同親権を有する保護者に対する教育委員会の対応につきましては、現在、国からは、学校における共同親権に係る具体の対応等は示されておられませんので、引き続き情報収集に努めるとともに、施行までの間に方針等が示された場合には、速やかに学校に周知し、学校現場において法の趣旨を踏まえ、適切に対応するよう指導してまいります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 再質問します。

共同親権を選択できる民法等の改正について、市立保育所の入退所届の質問をしました。

結論としては、全てにおいて、国の指針が定まるまで、市としてはまだ何もできないけれども、指針なり、何かしらの通知が出次第、それぞれ対応していくという趣旨の答弁だったかと思えます。

ただ、この質問については、従来から私が言っている部分でして、これは市の権限で入退所届の様式が変更できますから、国の民法改正を待たずしても入退所届の親権者の署名欄は、双方の親権者が併記できるようにすべきだということを常々、言っているところでした。

この入退所届についても、国の方針や通知などが来るまでは現状のままいくという理解でよろしいか、確認したいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（津田義久） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

市立保育所の入退所届は御指摘のとおりなのですが、今時点では、共同親権の父母両名の署名を要するかどうかは明確なところを示されておりませんので、やはり国の指針などが示された段階で、必要な対応をしたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）（拍手）

○1番（新井田邦宏議員） 一般質問をします。

初めに、合理的配慮について。

本市における障害者への合理的配慮について伺います。

平成28年4月1日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、共生社会の実現のために、障害のあるなしにかかわらず、全ての命は同じように大切であると考えます。

一人一人の命の重さは、障害のあるなしによって少しも変わることはありません。令和6年4月1日には、障害者差別解消法が改正となり、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、障害のある人に合理的配慮を行うことなどを通じて、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しております。

本市において、どのように取り組み、どのように推進しておられるのか、伺ってまいります。

市の職員に対して、この法律や合理的配慮について、どのように普及・啓発されているのか、お示しください。

合理的配慮の提供には、障害のある人と理解を深めるための話し合い、建設的対話が重要であります。本市の行政サービスにおいて、障害のある人からの要請があつて、障壁を変更・調整した合理的配慮の事例として、代表的なものをお聞かせください。

私の知り合いの話ですが、車椅子で市長室に伺う機会があり、その際に、市長室までの道のりが階段も多く、急な道であり大変だとのことでした。私自身も何かよい方法はないのかと調べたりしましたが、現在の市庁舎では、エレベーター設置には多額の費用がかかる、スロープ設置となると勾配と距離の関係で難しいといった状況になりました。

個人的に何ができるのかという部分では勉強しているところではありますが、様々調べの中で、内閣府のホームページには、合理的配慮の提供等事例集も出ており、障害の種類別で多くの事例が見られます。

中には、自動車教習所で車椅子を利用しているが、学科教習の教室が2階でエレベーターがないという状況に対しては、できる限り1階で学科教習を実施することとし、2階で受講する場合は、職員4人が車椅子ごと運ぶことにしたといった大胆な事例もありますが、文章ではそれしか載っておらず、細かい状況は載っていませんが、お互いの思いが詰まっているのではないかと個人的には思っております。

環境の整備については努力義務となっており、例えば、現在の市役所庁舎においては、古い建物ゆえに、物理的な改築を伴う配慮という部分では厳しいところもあるかと思えます。

しかしながら、建設的対話を通じて、可能な限り変更・調整していくことが重要となつてまいります。その規範となる、そもそもの職員の認識についても非常に重要なことと思えます。

そして、社会の中にあるバリアを取り除いて、共生社会の実現により近づけるためには、合理的配慮の提供に関する取組や理解を社会に浸透させることが重要であり、昨年4月1日からの民間事業者による合理的配慮の義務化によって、障害のある人が求める合理的配慮の提供に対する考え方など、認識が広がるのではないかと考えます。

そこでお聞きいたしますが、令和6年4月1日から民間事業者に対し、合理的配慮の提供が義務化されたことについて、市の普及・啓発に向けての取組や関わり方をお示しください。

その中で、民間事業者から、本市に対して合理的配慮についての問合せや要望やお願いなどはあつたでしょうか。

本市の民間事業者の合理的配慮の事例も分かればお聞かせください。

道内では、岩見沢市で障がい者が暮らしやすい地域づくり推進事業、苫小牧市で合理的配慮の提供の支援として、物品費や工事費などを補助しておりますが、本市の取組として、障害者の方が利用しやすい環境づくりや合理的配慮を提供するとなった際に、事業者への補助金という観点で、支援制度や補助事業はありますでしょうか。あればお示してください。

内閣府で設置しております、障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」がありますが、こちらを本市が活用または障害者の方や事業者の方から、窓口を通じて御相談いただいたなど、言える範囲であればお示してください。

本市において、民間事業者への合理的配慮の提供の義務化の観点での今後の普及や啓発など、また補助金等の制度について、今後の方向性の考え方があればお示してください。

本市、そして民間事業者でのそれぞれの立場での義務化ではありますが、小樽市全体のことと考えると、どんな方でも少しでも暮らしやすいまちにしていく、どういった思いで障害のある方がどうしたいのかという部分を理解した上で、可能な限り寄り添っていくということ、そこに向けて進めていくと考えるならば、本市の職員の方の認識共有、民間事業者への普及や啓発などから、共に推進する、できることはあると考えます。

全ての人が暮らしやすいまちを目指して、合理的配慮という考え方を本市全体に認識してもらえるような取組など、今後さらに期待するところであります。

次に、NHKの受信料について。

全国的にNHKの受信料の未払いということが発生しております。

とりわけ、全国の自治体においても未契約が発覚していると報道されております。NHKのホームページには、「日本の放送は、公共放送であるNHKと民間放送の二元体制のもとで、良い意味での競争を行い、それぞれの特色を生かして、視聴者のみなさまの要望に応えるよう努めています。NHKの収入の約96%（令和7年度予算）は、テレビ等の受信設備を設置した方に公平にご負担いただく受信料です。」とあり、また、「公共放送NHKは、いつでも、どこでも、誰にでも、確かな情報や豊かな文化を分け隔てなく伝えることを基本的な役割として担っています。そして、運営財源が受信料です。NHKが、特定の勢力、団体の意向に左右されない公正で質の高い番組や、視聴率にとらわれずに社会的に不可欠な教育・福祉番組をお届けできるのも、テレビ等の受信設備を設置したすべての方に公平に負担していただく受信料によって財政面での自主性が保障されているからです。」とあり、民間放送は企業などのスポンサーなどからの広告料を主な財源としている、NHKは公共放送として受信料を元に運営されております。

受信契約、いわゆる放送受信料の支払いをすることになるのは、NHKの放送を受信できるテレビ（チューナー内蔵パソコン、ワンセグ対応端末などを含みます）を設置された方に受信契約を結んで、この放送受信契約に基づき放送受信料を支払うこととなります。

本市において、NHKの放送受信料を支払うべき市の施設は、どのくらいありますでしょうか。代表的な施設も例に挙げてお示してください。

本市において、NHKの放送受信契約はどのようになっておりますでしょうか。1施設につき1契約でよいのか、一般家庭の契約との違いをお示してください。

事業所など住居以外の場所に設置する受信機、全てに必要な受信契約を締結し、一括して受信料を支払う際の2契約目以降の受信料の半額を割り引く、事業所割引があるようですが、自治体においても対象なのでしょうか。

放送受信契約が未契約だった場合には、どのような計算になるのでしょうか。例えば、数年間未契約だった場合、気づいたときから支払っていけばよいものなのか、それとも、受信機を設置してから、設置している時期を遡って支払うことになるのか、お示してください。

次に、公用車や公用機器の受信料について。

今回、全国的に問題となっているのが、公用車のカーナビのNHK放送受信料です。自家用車のカーナビの放送受信料は、御家庭の世帯で放送受信料を支払っていれば、自家用車においても世帯での契約に入るため、新たに放送受信料を支払わなくてもよいのですが、事業者においては、事業用車両のカーナビにテレビ受信機が搭載されていれば、1台で1契約となるため、放送受信料を支払わなければなりません。

放送受信料をめぐるっては、様々な御意見などがあるようですが、そんな中で、先ほども申し上げましたが、全国の自治体において未契約が発覚しております。

まず、この全国的な自治体の受信料の未契約について、本市はどのタイミングで知ったのでしょうか、お聞かせください。

本市に、NHKからの調査の依頼などの連絡は来ていますでしょうか。来ていれば、どのような内容かお示してください。

本市において、NHK放送受信契約の対象となるものは、どのようなものがありますか、お示してください。

北海道内の市町村でも調査結果の報告がなされ始めており、函館市においても公用車65台と携帯電話36台、帯広市でも公用車10台と携帯電話9台となっているとのことで、本市においても、先日の議員への報告として各台数も把握されており、今後はNHKとの協議の上で対応を進めることになっておりますが、改めて、なぜ本市において受信料の未契約が起きたのか、今後こういった未契約を防いでいくためには、どのように対策すればよいとお考えでしょうか。現時点での本市のお考えをお聞かせください。

多くの自治体では、これまで、車載機器に受信契約が必要とは認識していなかったと説明しているところもあり、そもそも今回の事態を管理体制の見直しの機会と捉えているようです。本市においても、まずは原因と現状の把握と、そこから今後の再発防止、管理体制の見直しの機会として整えていくべきであります。

電波法改正に伴う本市への影響について。

電波は有限希少な資源であり、携帯電話、テレビ・ラジオ放送、消防・救急無線・鉄道無線など、様々な用途で利用されております。今後も電波の利用ニーズは高まる想定であり、電波の有効利用を促進する必要があります。その方式で、デジタル通信方式はアナログ通信方式に比べて音質がよく、占有周波数帯幅を狭帯域化（ナロー化）しても伝送速度を高めることができるなど、通信品質向上や電波の効率的な利用が可能であることから、積極的にデジタル化を進めることが求められております。

アナログ通信方式の周波数を使用する350メガヘルツ及び400メガヘルツ帯の簡易無線局については、高まる電波利用ニーズへの迅速な対応や、デジタル通信方式の無線システムの導入を推進するため、平成20年8月の周波数割当計画の変更、平成20年総務省告示第463号により、新たにデジタル通信方式の簡易無線局の周波数の割当てが行われ、アナログ簡易無線局の周波数の使用期限は、令和4年11月30日までとしてきました。

アナログ簡易無線局については、速やかにデジタル通信方式の簡易無線局等への移行を完了し、電波の有効利用を図る必要があるところですが、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により、デジタル通信方式の簡易無線局等への移行に遅れが生じることが想定されることから、激変緩和措

置として、企業等の中期経営計画の期間などを念頭に、アナログ簡易無線局の周波数の使用期限を2年に限り延長、令和4年11月30日とする使用期限を令和6年11月30日に改正しました。

令和4年第4回定例会において、我が会派の秋元議員がこの電波法の改正に伴っての本市の影響について伺っておりました。

激変緩和措置に伴って、使用期限の延長になっていたものが、昨年12月に使用期限を迎えておりますが、市民や事業者への周知については、決定した国が事前にしっかりと国民に対し周知を行うべきとの考えを示しております、特にこのたびの電波法のように自治体が所管していない事務については、市としてその制度内容がなかなか把握しにくい面もありますので、その周知について、国から協力要請があれば、その要請内容に沿って、市としても適切に対応してまいりたいと考えておりますと御答弁がありました。

その後、国からの協力要請などがあったのか、あればどういったものか、お聞かせください。

もし、使用期限を過ぎたものを使ってしまった場合には、電波法違反となってしまう、1年以下の懲役または100万円以下の罰金、また、公共性の高い無線局に妨害を与えた場合は、5年以下の懲役または250万円以下の罰金の対象となります。

この改正で、令和6年11月30日をもって使用できなくなるアナログ方式の一定の周波数の簡易無線局以外のワイヤレスマイクやトランシーバーなどは当分の間、使用期限が延長されておりますが、その使用期限が延長されている機器についての以前の御答弁では、更新に向けた検討状況などは、対象となる具体的な更新機器の状況というものは、把握に至っている状況ではなかったため、その先は、まだ決められておりませんでした。

引き続き使用期限が延長されているということもありますが、市有施設のワイヤレスマイクやトランシーバーなど、当面の間、使用期限が延長されている機器に関して更新した例はあるか、また、今後の周知などの対応についてもお示しください。

今回の電波法に限らず、様々な法改正に伴う事案などは、できるだけ早く確実に対応していくことが大事になるのではないかと考えます。先ほどのNHKの放送受信料の件もそうですが、まず本市において現状を把握するだけでも大変な作業となることと思います。把握してから状況に合わせて、早め早めに対処していただくことをよろしくお願いいたします。

地域活性化起業人の活用について。

地域活性化起業人とは、総務省のホームページには「都市部に所在する企業等と地方圏の地方自治体が、協定書等に基づき、社員を地方自治体に一定期間（6か月から3年）派遣し、地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組です。社員が副業として、また、退職したシニアも活用可能です。」とあります。

以前から、我が会派の議員や私から質問させていただいておりますが、来ていただくからには、大いにその民間の知見や考えを存分に生かしていただくことが大事であると考えます。そして、様々な観点から活用していく、特に人材育成に関しては、来ていただいているデジタル関連の強い起業人なので、日常業務がある中でも意識して学べる、教えてもらえるような環境というのが大事ではないかと考えます。

まずは、令和4年度から昨年度末まで来ていただいた期間の総括としては、どのように捉えておりますでしょうか。

また、その来ていただいた期間でどういった改善や効果があったのでしょうか。職員の意識の変化、若

手職員や管理職、上層幹部についても何か変化があればお聞かせください。

新たに後任の地域活性化起業人に来ていただくことと思いますが、新たな地域課題、庁内課題の解決、また人材育成の観点でも有効に御活用できそうでしょうか。

今後、この制度が続いていくとの想定の下ですが、制度上、1人当たり3年間が派遣期間の上限となりますが、引き続き派遣を受けていく考えか、現在デジタル推進室で活用している地域活性化起業人の想定スケジュールも併せてお聞かせください。

企業型地域活性化起業人に企業で培われたノウハウを生かしていただき、地域の課題解決と活性化の効率的・効率的な取組につなげて行っていただきたい。そして、幅広い人材活用としては、副業型やシニア型の地域活性化起業人の制度もあるようですので、そういった観点からも、本市の行政サービスや業務改善など、よき影響をもたらすために積極的な人材登用を検討・研究して行って、働く職員の皆さんにとって1人でも多く日常業務に対してはもちろん、将来的な目線や考え方が変わったのであれば、大きな効果と言えると思いますし、その継続が大事になってきます。結果、来庁される方にとっても、よき活用になるように進めていただきますようお願いいたします。

最後の項目、株式会社タイミーとの連携協定についてです。

令和6年3月28日に、スキマバイト・タイミーと労働力確保・関係人口創出に関する連携協定を結び、「この度の小樽市とタイミーの本連携協定では、タイミーと連携して学生や子育て世代、シニア層などの市民に対してスキマバイトサービス「タイミー」の利用を促すことで、地域の潜在労働力を喚起し、人手不足解消を目指します。」とありました。

実際に1年が経過し、どういった取組を行い、どういった効果と課題が見えたのかを伺います。

「まずは、市内で観光需要が高まる夏場の時期の観光業での「タイミー」の活用を広げ、その後さまざまな業種での展開を進めてまいります。」ともありましたが、タイミーとの連携協定締結後、労働力の確保について、どのような取組を展開してこられたか、お聞かせください。

実際に、市内で観光需要が高まる夏場の時期の観光業でのタイミーの活用はどうでしたか。登録事業所数、登録ワーカー数、募集人数などの実績をお示してください。

事業者向け、市民向け、各セミナーによる啓発を行ったようですが、各参加状況や効果と課題についてお聞かせください。

「さらに、地方で「はたらく」体験を通じて、第二の故郷を見つけられるサービス「タイミートラベル」も活用し、道外からの関係人口創出と移住・定住を目的とした取り組みも実施予定です。」とありましたが、実際に1年目として、どのように取り組まれたのでしょうか。

連携協定1年目を通じて、どのような効果や課題が見えたか、それらを踏まえて、今後どのように取組を進めるか、お考えをお聞かせください。

本市に限らずですが、様々な業種で人手不足となっている状況の中、本市の潜在労働力を引き出すために、よき取組になるよう、今後も課題と効果を検証し、民間の知見を生かして、本市の潜在労働力の発揮を促していただきたいと思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 新井田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、合理的配慮について御質問がありました。

まず、本市における障害者への合理的配慮についてですが、市職員への普及・啓発につきましては、平成28年4月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の制定に伴い、小樽市職員対応要領を策定し、庁内ポータルサイトに登載したほか、職員に対して説明会を開催するなど、障害のある方への理解を深め、個別の状況に応じた適切な配慮ができるよう、職員の意識向上に努めてまいりました。

その後、令和6年4月の法改正により、要領を改正するとともに、事例やQ&Aが充実した内閣府のガイドラインも加えて登載し、職員がいつでも具体的に参照できるよう対応したところであります。

次に、要請により調整した合理的配慮の代表的事例につきましては、視覚障害者へのサービスのうち、代読・代筆に関わるものは、外出に同行して行う同行援護と、家事援助の中で行う居宅介護がありますが、障害者団体から、これらの支援のみでは十分な情報取得や意思疎通が困難であると、代筆・代読の専任支援員派遣の要望があったため、昨年10月から市の新規事業として、代筆・代読支援員派遣事業を開始いたしました。

次に、民間事業者における合理的配慮の法的義務への本市の関わりについてですが、まず、民間事業者への普及・啓発などにつきましては、令和6年4月の法改正により、民間事業者にも合理的配慮が義務づけられたことについて、広報おたるや市のホームページで周知いたしました。

また、市内の社会福祉法人懇話会しあわせネットワーク・おたると、小樽商工会議所が中心となって開催した市民セミナーや、これら団体の会報に情報提供するなど、民間主体の普及・啓発にも協力いたしております。

次に、民間事業者からの問合せなどにつきましては、直接、市にはありませんが、市民セミナーを開催した団体等からは、参加者アンケートにおいて、もっと理解を深めたい、実体験を聞くことができ、勉強になったなどの意見があったとお聞きいたしております。

次に、民間事業者の合理的配慮の事例につきましては、市内では障害者雇用に関わる担当者を配置し、障害者が就職する際に、事前見学、体験実習を行うほか、写真や絵を用いて理解しやすいように工夫した作業マニュアルを作成するなど、合理的配慮に努めている事業所があるとお聞きいたしております。

次に、事業者への補助制度などにつきましては、現在、本市において独自の支援制度や補助事業はありません。

次に、つなぐ窓口につきましては、市のホームページに情報を掲載しておりますが、現在のところ、本市が窓口を活用したり、窓口を通じて相談を受けたりした事例はありません。

次に、今後の普及・啓発や補助金等の制度につきましては、市といたしましては、民間事業者に対し、合理的配慮の提供義務を、機会あるごとに周知し理解を深めてもらえるよう努めてまいります。

また、補助金等の支援制度については、国や北海道の動向を注視するとともに、他市の取組状況も情報収集してまいりたいと考えております。

次に、NHKの受信料について御質問がありました。

まず、受信契約についてですが、NHK受信料を支払うべき市の施設につきましては、本市がテレビ等の受信機を設置している24施設であり、市役所本庁舎、小・中学校、小樽市立病院などが代表的な施設となります。

次に、本市における受信契約につきましては、日本放送協会放送受信規約により、公共施設など住居以外に設置する受信機についての受信契約は、受信機の設置場所ごとに行うこととなり、原則、受信機を設置している部屋の数が受信契約の数となります。

一方、一般家庭の契約は世帯ごとであり、テレビ等を設置している部屋の数に限らず、一つの契約となります。

次に、受信料の事業所割引につきましては、自治体も対象となります。

次に、受信契約が未契約であった場合の受信料につきましては、平成29年の最高裁判所の判決において、受信設備の設置の月以降の分の受信料債権が発生するとされており、契約を締結した場合には、受信機の設置の月以降の分の受信料を支払うこととなります。

次に、公用車や公用機器の受信料についてですが、まず、全国の自治体におけるNHK受信料の未契約を本市が把握した時期につきましては、令和7年2月に愛媛県警察の事例が報道されましたが、5月には道内の自治体についても報道されましたので、この時点で全国的な問題となっていることを明確に認識したところであります。

次に、NHKからの連絡につきましては、5月9日に総務部総務課宛てにメールが来ており、公用車等の受信契約に関する再案内という件名で、受信機の設置状況について確認を求めるものでありました。

次に、受信契約の対象につきましては、放送法第64条の規定により、NHKの放送を受信することのできる全ての受信設備であり、本市が設置している設備では、テレビのほか、ワンセグチューナーが内蔵されている携帯電話やカーナビなどとなっております。

次に、本市における受信料の未契約の原因につきましては、平成31年3月にワンセグつき携帯電話が放送法に規定する受信設備に当たるとされた最高裁判所判例が出ましたが、ワンセグつきの携帯電話やカーナビは、31年以前から導入していることもあり、これらの機器に受信契約が必要であるという認識を持てなかったことが大きな要因だと考えております。

また、今後の対策については、携帯電話や公用車の導入に当たっては、必要のない場合は、テレビ放送の受信機能がついていない機器を選定するとともに、法令遵守、適正な事務処理の周知徹底を図ってまいります。

次に、電波法改正に伴う本市への影響について御質問がありました。

まず、電波法改正の市民や事業者への周知に関わる国からの協力要請につきましては、現在まで受けておりません。

次に、市有施設のワイヤレスマイクなどの更新につきましては、令和5年度には小学校1校など、6年度には小樽市総合福祉センターや小学校3校などで更新いたしております。

また、今後の対応につきましては、改めて庁内周知を図るとともに、更新の必要な設備の有無について把握してまいりたいと考えております。

次に、地域活性化起業人の活用について御質問がありました。

まず、令和4年度から昨年度末までの総括につきましては、デジタル分野の専門知識、業務経験を有する1名を地域活性化起業人として、本市に派遣いただきましたが、本市業務のデジタル化及びDX推進への専門的な知見を生かした助言や職員の育成支援を行っていただき、業務改善やDX推進への意識醸成につながったものと考えております。

次に、起業人の活動による具体的な改善や効果につきましては、主なものを挙げますと、令和5年度に小樽市自治体DXに関する全体方針を策定した際、専門的な視点から助言いただいたほか、庁内会議や予算編成における資料のペーパーレス化を進め、昨年度は、およそ10万6,000枚の紙削減効果が得られました。

また、職員の変化については、DXに関する他都市や民間での取組事例の紹介や各課業務の困り事相談に伴走支援することで、職員のDX推進や業務改善に対する意識の醸成に寄与したほか、デジタル推

進室職員が日々、高度な知見に触れることにより、デジタル人材としてのスキルアップにつながったものと考えております。

さらに、管理職や上層幹部に対しては、デジタル技術の活用やペーパーレス促進の重要性などが徐々に浸透してきているものと感じております。

次に、令和6年度で派遣期間が満了した起業人の後任の活用につきましては、現状、令和6年度から新たに来ていただいたもう1名の起業人に、今後の情報ネットワークの在り方の検討やチャットツールの活用に関する研修などに取り組んでいただいているところであります。

D X推進やデジタル人材育成を力強く進めるためには、専門的な知見を有する起業人のさらなる活用が有効であると考えておりますが、現時点では、後任派遣のめどがついていないことから、引き続き企業への声かけや情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、起業人の今後の派遣につきましては、本市のD Xの推進やデジタル人材育成のため、引き続き必要なものと考えております。

また、令和6年度から派遣を受けている起業人は、令和9年6月末までが派遣期限となりますが、現在新たに探している起業人も含め、3年間の派遣期間終了後も引き続き、起業人制度を活用してまいりたいと考えております。

次に、株式会社タイミーとの連携協定について御質問がありました。

まず、労働力確保の取組につきましては、令和6年度は、スキマバイトサービスの活用促進のため、事業者向けセミナーと市民向けセミナーを各1回開催したほか、ラジオ番組やテレビ番組で広報活動を行ったところであります。

次に、タイミーの活用実績につきましては、詳細は非公開とされておりますが、連携協定締結前の令和6年1月と7年1月とを比べますと、市内において、登録事業所数は約2.8倍、登録ワーカー数は約1.7倍、募集人数は約2倍になったとお聞きいたしております。

次に、セミナーの参加状況などにつきましては、事業者向けセミナーは12事業者、18名の参加、市民向けセミナーは9名の参加があり、登録事業所数及び登録ワーカー数の増加に一定程度寄与したものと考えておりますが、市民向けセミナーの参加者が少数であったことは課題と捉えております。

次に、関係人口創出の取組につきましては、将来的な移住・定住につなげることを目的に、主に都市部の若年層をターゲットとして、市内での短期間の仕事と観光や地域の暮らし体系を組み合わせた事業を実施し、令和6年度は3事業者、9名の募集に対し、41名の応募があり、2事業者、5名の受入れを行ったところであります。

次に、連携協定1年目の効果・課題と今後の取組につきましては、スキマバイトサービスの活用促進の取組は、タイミーの登録ワーカー数などの増加から、労働力確保に一定程度寄与しているものと考えております。

今年度はニーズが低かった市民向けセミナーの実施を取りやめますが、事業所向けセミナーなどの啓発を継続し、スキマバイトサービスの浸透状況を見定めた上で、今後の展開を検討してまいりたいと考えております。

また、関係人口創出の取組は、参加者から、今後、何らかの形で市と関わりたいとの声をいただいていることから、一定の効果があったものと考えておりますが、応募数に比べ、受入れに至った人数が少なかつたことから、今年度はマッチングの精度向上を図った上で、今後の取組を検討してまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

○1番（新井田邦宏議員） 再質問をさせていただきます。

1点、NHKの放送受信料、受信契約についてであります。

お答えできればいいのですけれども、本市が把握したタイミングと、また本市が調査したタイミングというのは、把握した後にすぐ調査したものなのか、いろいろと状況を判断した上で、調査に踏み切ったのかもお聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（柴田健治） 新井田議員の再質問にお答えいたします。

NHKとの契約についての把握の時期と調査の時期になりますが、把握の時期は、先ほど市長から答弁させていただいたとおり、道内での事例があった以降で、調査につきましては、NHKからの照会があった後、直ちに行っております。

○議長（鈴木喜明） 新井田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○20番（中村岩雄議員） 一般質問をさせていただきます。

小樽市立病院の新体制について伺います。

小樽市立病院は、平成26年12月に市立小樽病院と小樽市立脳・循環器・こころの医療センターを統合新築し、開院しました。

それ以来、小樽・後志地域の基幹病院としての役割を担い、昨年12月1日には10周年を迎えました。この10年間は、並木前病院局長が新築開院してからの大変厳しい船出、航海を、強力なリーダーシップをもって見事に乗り越えてきたところであります。

さて、並木前病院局長が今年3月末をもちまして任期満了で退任されまして、4月からは、有村前病院局長が後任の病院事業管理者に就任され、そのかじ取りを任されたところであります。

これから先、令和10年には市民病院としての開院から100周年を迎えるなど、歴史のある病院として市民からは、さらなる医療の発展など、有村新病院局長にも大きな期待が寄せられると思います。

さて、そこでお尋ねいたします。

新体制としてどのような体制を整えられたのかをお聞かせください。

また、今後、人口減少を見据えた急性期医療の在り方、医療機関の役割分担、在宅医療の提供体制の確保が地域医療の喫緊の重点課題と言われております。昨年指定されました後志圏唯一の地域医療支援病院として、これらの課題にどう取り組んでいくのか、お考えをお示してください。

次に、小樽市立病院の新たな役割についてお尋ねいたします。

早速、4月30日付北海道新聞デジタルに、「小樽市立病院 8月に総合診療科新設 手術支援ロボ、今秋稼働 有村・市病院局長に聞く」という見出しのインタビュー記事が掲載されました。

その内容は、小樽市内の高齢化率は4割超と道内10万人以上の都市で最も高く、高齢の救急患者の増加が見込まれること。また、高齢者は複数の疾患や介護ニーズを併せ持つ場合が多く、最初の窓口として対応する総合診療医が必要で、各専門科や地域の専門病院などとのスムーズな連携をするためにも、総合診療科が必要だとしています。

そこでお聞きいたします。

総合診療科というと、一般的にはどんな病気でも、そこで診てもらえば治療してもらえる診療科かと思うところですが、総合診療科とはどのような診療科であるか、また、小樽市立病院はどのような取組を進めていくのか、お示してください。

また、新聞記事では、救急医療体制の充実としまして、8月からの当直医の体制見直しにも言及されておりました。見直しの背景と効果をお聞かせください。

看護師確保策について伺います。

令和7年5月10日付北海道新聞空知管内の新聞記事の見出しによると「空知管内の看護人材不足、対策急務 駒沢看護専門学校が閉校、他校も定員割れ 休日当番担えない診療所も」とあり、空知管内での看護人材の確保が課題となっています。

さて、この空知管内の状況をまとめると、岩見沢市、砂川市での看護人材確保、看護人材不足対策が急務となっていることです。少子化の影響や4年制看護大学への進学増で、入学者数の減少・定員割れが続いている。コロナ禍で大変な仕事という印象が広がった。卒業生の都市圏への流出、札幌市・旭川市などの病院に就職する人が増えている。地元で養成する人材が少なくなれば、看護師不足にますます拍車がかかるとの懸念がある。医療現場では看護師の数が足りず、診療所が輪番制の休日当番病院を担うのは難しいとして、3月下旬に医師2人が退会、休日当番を担えない診療所が出ている。それに伴い、輪番に入る病院の負担も増してきて、代休のため、平日に出勤できる看護師の数が減り、仕事が回らなくなる。人繰りが難しくなっているということです。

この状況に対し、岩見沢市医師会会長は、看護職員の確保は地域医療の基盤維持に不可欠と強調し、その上で、診療報酬を引き上げ、専門性に応じた評価体制を確立することなどで、看護師の処遇を改善すること、道内に3校ある准看護師養成校を連携させ、オンラインで講義を相互に提供し合う体制を構築するなど、両輪で進める必要があると提言しています。

この空知管内の状況と岩見沢市医師会会長の提言について、本市において参考になる部分があればお聞かせください。

次に、令和6年第1回定例会のみらいの代表質問で、看護人材の確保について伺いました。

新たな看護学校については断念したことで、令和9年度以降に輩出される看護人材が減少するため、何らかの方法で看護師を確保する方策が求められ、その方策として、まず、現在、働いていない看護師などの潜在的な人材の掘り起こし、札幌圏・道央圏からのインセンティブを付しての呼び込み、小樽市立高等看護学院の定員に地域枠を設け定員増を図ること、看護師人材の市外流出抑制、看護師離職防止のための北海道医療勤務環境改善支援センターの活用、また相談窓口を市内に設けるなどのきめ細かな対応をすること、看護師確保のための方策を話し合う場を急ぎつくるべきとし、小樽市や医師会、看護協会、看護人材を必要とする市内福祉施設関係者にも参画していただけるような新たな協議会の設置を速やかに検討すべきなどの提言もさせていただき、前向きな答弁もいただきました。

あれから1年余りが過ぎ、その後の対策の進捗状況などをお知らせください。

特に、小樽市立高等看護学院につきましては、本年1月22日付北海道新聞で「小樽市立高等看護学院定員増、市が検討 養成機関減で担い手確保へ対策」との見出しで、小樽市は、正看護師を養成する3年制の市立高等看護学院の定員増を本格的に検討する。准看護師を正看護師に養成する小樽看護専門学校は2025年度末の閉校が決まっており、市内の養成機関は1校となる見通し。看護師は既に不足気味で、医療関係者からは「このままでは診療規模を縮小する医療機関も出かねない」との声もあり、市は2026年度からの増員を目指すとの記事であります。

市立看護学院の定員を1学年30人から35人程度に引き上げること、在学中の実習先を、現在の小樽市立病院以外にも広げること、さらに医師会会長の看護学院の卒業生が市立病院以外の市内医療機関に就職できるようにすることも必要との提案や、市の幹部からは、市内の医療機関への就職を促すため、小樽への引っ越し費用の補助など経済的な支援も重要になるとの提案もなされております。

定員増をするとすれば、教職員の確保策も必要です。小樽看護専門学校は、今年度末で閉校します。小樽市立高等看護学院の定員増を図るに当たって、新たに教職員を増やす必要がありますが、すぐ教務にはなれないとのことですので、小樽看護専門学校の現職員を確保すべく、心優会と協議するべきと考えます。

時間的にそれほど余裕はないと思います。看護の道を志す小樽市内や後志地域で、毎年、卒業してくる若い方々に、安心して検討・選択してもらえる確実な情報をでき得る限り早く確定し、発信していくことが強く望まれていると思います。

これらの案についての市長の御感想をお聞かせください。

次に、看護職員確保対策協議会の事務局を担当する保健所の説明で、検討しているとされた、新卒者の確保、既卒者の掘り起こし、離職防止の三つの柱について検討及び取組の内容をお知らせください。

さらに、看護学生に対する支援についての案ですが、小樽市ではなく働く先の医療機関が出すという、つまり就学資金を民間が出す仕組みをつくるべきという案です。例えば、5年働けば返済免除とし、将来は5人から10人程度の枠とする。色のついた入学ですが、実際の民間奨学資金制度を参考にしながら、運用可能な方策を探ることも必要と思います。

後志全域に広げ、まちが奨学金を出す仕組みも小樽市にできるだけ負担をかけない方法としての一策として検討してみるべきと思いますが、いかがでしょうか。

小樽市内と後志地域を合わせ、後志管内の医療機関にも資金を出してもらい、定員増を図りながら、運営は民間が担うという案です。

看護師対策において、様々な機関にも資金を出してもらうことについて、市長の御意見をお聞かせください。

以上、再質問は行いませんので、明快な御答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

看護師確保策について御質問がありました。

初めに、空知管内の新聞報道に関する本市の受け止めにつきましては、少子化の影響や高校生の大学志向に伴う看護師等学校養成所の減少や、定員割れによって看護師不足が進行していることは、地方に共通の課題と認識しております。

また、国において診療報酬の引上げなどにより、看護職員の処遇を向上させることは、将来の安定的な看護職員確保に資するものと考えます。

本市といたしましても、空知管内を含め、道内各地の取組の情報収集に努め、今後の検討の参考にしたいと考えております。

次に、看護師確保策の進捗状況につきましては、昨年5月に本市のほか、小樽市医師会などの関係機関を構成員とした小樽市看護職員確保対策協議会を設置し、市内医療機関を紹介するサイトの立ち上げ

について御提言いただいたところであります。

また、本年4月には、市内の医療機関を対象に、小樽市内の看護職員確保に関する意見交換会を開催し、ハローワーク小樽や北海道看護協会ナースセンター、北海道医療勤務環境改善支援センターの担当者から、最近の求職者の傾向や看護人材の離職防止を目的とした事業について御紹介いただくとともに、会の参加者から、看護職員確保に向けた地域ぐるみの取組などについて御意見をいただいたところであります。

次に、今後の看護職員確保策につきましては、今後、本市でも、少子化の影響等による看護職員不足の進行が予測されることから、行政としても早急に取り組むべき課題と認識しており、市といたしましては、看護職員の確保に向けて、小樽市看護職員確保対策協議会からの提言を踏まえ、小樽市立高等看護学院の定員増を含む各種の対応策に、可能な限り速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新卒者確保など3本柱に沿った取組につきましては、今年度の新卒者確保と既卒者掘り起こしの取組として、市内の医療機関の魅力を発信するウェブサイトを立ち上げ、市内医療機関への就職希望者などに対し情報発信を行うとともに、看護学校などの訪問を通じ、サイトの周知を行うこととしております。

また、離職防止の取組として、北海道医療勤務環境改善支援センターが行う人材定着対策支援事業の活用について、市内医療機関に周知したところであります。

次年度以降の取組については、現在、市内の医療機関に対して、看護師確保に関するアンケート調査を実施しているところであり、今後、小樽市看護職員確保対策協議会において、この調査結果を踏まえ、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、看護師確保策における様々な機関からの資金支援につきましては、看護学生に対する経済的支援は、市内で看護職員を確保する上で有効な対策と考えますが、その原資をどこが負担するのかが課題となります。

ただいま、中村岩雄議員から奨学金制度の拡充などについて御意見をいただきましたが、今後の取組を検討する上で参考にさせていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 病院局長。

**○病院局長(有村佳昭)** 中村岩雄議員の御質問にお答えします。

小樽市立病院の新体制について御質問がありました。

初めに、当院のこれまでの経緯についてですが、まず、新体制につきましては、いかなる厳しい医療情勢においても、小樽・後志の基幹病院として、地域医療を維持することが当院の使命であります。これを着実に実現するため、これまでの病院局長と病院長の2名体制に加え、副局長を新設し、三役が共同して、当院の充実、発展を強力に牽引していく体制としたものであります。

次に、後志圏唯一の地域医療支援病院としての今後の課題への取組につきましては、地域医療を維持していくためには、日頃の診療を行うかかりつけ医と、専門的な診療を行う基幹的な病院との役割分担、連携強化を進めていくことが必要であります。

このため、地域の医療を守る制度の基幹となる地域医療支援病院として、多くの市民に必要なときに必要な医療を迅速に提供できるよう、当院の外来のスリム化をするとともに、小樽・後志地域の各医療機関の機能分化を促し、さらなる連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、当院の新たな役割についてですが、まず総合診療科につきましては、特定の臓器や疾患に限定せず、患者を総合的に診る診療科であります。具体的には、どこの科を受診したらよいのか分からない

患者、複数の疾患を抱える複雑な患者というような診断の難しい症例などを担当します。

当院におきましては、臓器ごとに特化した専門医との間に入るコーディネーター役や、地域の医療機関などにつながり役割を担います。

なお、高齢者救急の課題には、軽症の搬送例が減らないことのほか、孤独や貧困などの社会問題を有することも多く、誰が、どこで、どのように診るのかといったたらい回し問題もあり、一旦入院させると退院できない出口問題などが発生することもあります。

総合診療科が高齢者救急の初期対応や入院加療を担当することで、これらの課題を克服できるものと考えております。

次に、当直体制の見直しの背景と効果につきましては、現在の当直体制は、1次救急担当の管理当直医、2次救急担当のICU当直医、脳血管疾患専門のSCU当直に加えて、各診療科から毎日、待機医をリストするシステムです。

現行の問題点は、ICU当直医の負担が極端に重く、当直医が待機医を兼ねざるを得ないなどが挙げられます。特に後者が重大であり、ICU当直医が手いっぱいになると、待機医が確保できなくなるため、その間ICU当直が機能しなくなってしまう欠点が挙げられます。

そのため、管理・ICU当直を統合し、全科当直に見直すことで医師の当直業務の均等化が図られ、待機医を確保できることになり、結果として、救急患者応需の改善につながることを期待できます。

**○議長（鈴木喜明）** 中村岩雄議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）（拍手）

**○7番（平戸理史議員）** 一般質問をします。

まず、人事異動に関してです。

本市では、例年4月1日が人事異動のタイミングとなり、今年は部長職の約67%、次長職の40%が異動となりました。一般的に人事異動の目的は不正防止、職員の能力開発、職場の活性化と言われております。

社会全体としては、今後、労働人口が減少していき、労働者にとっては売手市場な状況が続く中では、人事異動には、職員のモチベーションを高めつつ、能力向上を目指すという難しくも重要な役割も期待されています。

まず、本市では4月1日に大規模な人事異動が行われ、その他のタイミングでは緊急的な人事異動のみが行われている状況と思います。

過去には、市長選挙が行われる年の人事異動については、4月1日に行わず、市長選挙が終わった以降に行うこととしていた時期もあるとのこと。ただ、この場合、新規採用職員については、暫定という形で職場配置されたり、年度終わりに退職した職員の後任問題をどうするかなど、少なからず課題もあったとのこと。

来年度は市長の改選期となりますが、人事異動の規模やタイミングについて、どのような方針にするのか、市長のお考えをお聞かせください。

また、3月下旬から4月上旬は就職や引っ越しを伴う転勤が多く、それに伴って市役所の窓口、特に転出入関連の窓口は1年で一番忙しい時期となります。転出に係る手続はマイナンバーカードを使用して来庁せずに行えるようになりましたが、転入についてはまだ来庁する必要があるとのこと、今後も年度末から年度初めにかけて窓口が混み合う状況に、大きな変化はなさそうです。

また、税務に関しても、3月中旬が締切りの確定申告を受け付けてから、その年の税額を決定する5月頃までが、非常に忙しいタイミングとのことです。各部署によって繁忙期は異なりますが、人事異動のタイミングは基本的に4月1日だけですので、繁忙期と人事異動がどうしても重なってしまう部署があります。そういった部署に対して、滞りなく業務を進めていくために、業務の引継ぎを適切に行うと言葉にすると簡単ですが、実際の窓口業務など、すぐには対応できない業務があるのも事実です。

人事異動が繁忙期と重なることによって、業務にどういった影響が出ているのか、また、その対策についてお答えください。

次に、人事異動に併せて新設するポストと廃止するポストについてです。

それらは、新たな行政課題に対応するためや、担当していた業務が終了するためといった理由が付されていますが、これらのポストの人事異動を全て4月1日に行うのが適当なのか、疑問が残ります。

例えば、計画の策定業務を担当する主幹ポストで、その計画が4月1日に策定される場合などは、4月1日にそのポストを廃止する妥当性があるように思いますが、中には、年度途中にその業務がおおむね終了しているように思えるポストもあります。そういうポストにあった職員は、4月1日の人事異動までは、ほかの仕事を手伝うような状況になってはいないでしょうか。担当する業務が、おおむね終了するタイミングに応じて配置替え、異動を適切に進めていく必要性を感じます。

一方で、年度途中に主幹級の職員を異動させるとなると、その能力に応じたポストにタイミングよく空きがある場合も少ないでしょうし、どこかのポストに異動させれば、そのポストにあった職員が、また異動する必要があるといった事態になるという課題もあります。

コロナ禍のように、社会を揺るがす感染症や大規模災害などはいつ起こるか分かりませんし、そのほかにも新たな行政課題が出てくるのは、年度初めとは限りません。人事異動の時期について4月1日だけに固執することなく、柔軟性を持ち対応できる体制が望ましく、それが組織力の向上にもつながると考えます。

例えば、4月1日を1年間のメインの人事異動のタイミングとし、そのほかに7月や10月にも人事異動を行う体制へと変化させるといったことも考えられます。これであれば、新規採用職員及び退職職員に応じて人員の配置が行えますし、4月が繁忙期となる部署については、なるべく4月以外に異動させるといった対応も可能になります。

こういった4月1日以外にも人事異動を行う、タイミングを変更する場合には、どういったメリット、デメリットがあると考えられるのか、お示しください。

続いて、ナチュラル・ビズ・スタイルといった市職員の服装に関して質問します。

ナチュラル・ビズ・スタイルを先行して実施してきた北海道のホームページを見てみますと、ナチュラル・ビズ・スタイルとは、職員一人一人が判断して、年間を通して省エネや節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う取組とのことです。省エネや節電につながるかはさておき、年間を通して働きやすい服装で執務できる環境を整えることが労働生産性を高める一助となると思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいところです。

まず、市職員がふだんの勤務中にどのような服装をしているのか、一般的な視点から見いきますと、冬場の男性職員はワイシャツとネクタイをした上に、カーディガンやフリースなどを着用している方がいますので、一般的な分類ではウォーム・ビズ・スタイルと言えます。また、5月から9月頃まではクールビズとして、ノーネクタイやポロシャツでの勤務が推奨されています。そのため、ネクタイとジャケットというスタイルで勤務する必要があるのは、1年間のうち実質三、四か月ほどとなっています。

次に、女性職員に関しては、年間を通してTPOをわきまえたスタイルで勤務されていますので、一

般的な分類では、既にナチュラル・ビズ・スタイルになっているように思います。

このように、意外と勤務時の服装に関しては現時点でも自由度が高いように思いますが、ナチュラル・ビズ・スタイルに変えた際には、働く側にとっては、服装面でどのような変化があるのかをお示ください。

また、導入に関する懸念としてよく挙げられるのが、ナチュラル・ビズ・スタイルを導入した際に、市民からだらしがないなどの御意見、苦情をもらうのではないかとという点です。

先ほども申し上げたとおり、市職員の服装に関しては、特に女性職員は実質的にはナチュラル・ビズ・スタイルとなっている状況と思いますが、これまで、市民からそういった服装に関する苦情や御意見は寄せられてきているのかお答えください。

もし、多くの御意見が寄せられているのであれば、ナチュラル・ビズ・スタイル導入に慎重になることも理解できますが、もしそうでないならば、ナチュラル・ビズ・スタイルを受容する環境が既に整っていると考えてもいいものと思います。

また、職員の採用面においても応募者数を確保する、内定辞退率を下げる取組が求められていることと思います。最近、自治体職員の内定辞退率の高さが報道されており、本市の今年度春の採用者の内定辞退率は5割近くになっているようです。それは民間企業や他の自治体とてんびんにかけた結果、残念ながら本市を選んでいただけなかったことを意味します。

私が前回ナチュラル・ビズ・スタイルについて質問した約2年前であれば、ナチュラル・ビズ・スタイルという言葉もあまり一般的ではなく、先行して導入する自治体があった程度であり、募集時にナチュラル・ビズ・スタイルで勤務できるということを売りにできるような状況でした。

しかし、それから約2年が経過した今では、その状況は変わり、導入する自治体がどんどんと増え、ナチュラル・ビズ・スタイルで勤務できることは特段目立つ取組ではなくなり、むしろナチュラル・ビズ・スタイルを導入していないことが募集にとって不利な状況に既に変化しています。

本市の採用試験応募者の併願先として多い札幌市近郊の自治体では、既にナチュラル・ビズ・スタイルが当たり前になっています。

私の調べたところ、札幌市、江別市、石狩市、北広島市、恵庭市、千歳市と、どの市でもナチュラル・ビズ・スタイルが既にここ数年で導入されています。ナチュラル・ビズ・スタイルの導入が内定辞退率に与える影響は限定的であると思うものの、採用面で不利となるような条件は小さなことでも一つ一つ改善していくべきです。

ナチュラル・ビズ・スタイルを既に導入している他都市の例を見ても、まずは、半年から1年間ほどを試行期間としてナチュラル・ビズ・スタイルを導入し、特段問題がなければ、そのまま本導入としている自治体が多いようです。

もし、職員が服装の乱れを感じる場合や、市民から多くの苦情や御意見が寄せられた場合には、服装の指針を定めるといった対応が必要なものもあるように思いますが、本市としても、まずは試行期間という形でナチュラル・ビズ・スタイルを導入し、市民からの御意見等があれば、そういった声にも配慮しつつ、本導入の可否を検討していくような形が望ましいように思いますが、市長の御見解を伺います。

最後に、私はおとしにも、ナチュラル・ビズ・スタイルを導入すべきという趣旨の質問をしましたが、当時はナチュラル・ビズ・スタイルを導入している自治体が少なく、こんなに早くナチュラル・ビズ・スタイルが浸透していくとは考えておらず、スピード感を持った対応を強く求めなかったことを反省しています。

ナチュラル・ビズ・スタイルを早期に導入することを要望し、再質問を留保して、質問を終わります。

(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人事異動について御質問がありました。

まず、来年度の人事異動の時期につきましては、平成31年度以降は、毎年度4月1日付で管理職から係員まで一斉に人事異動を行ってきたところであり、来年度についても、基本的には同様に行うことを考えております。

また、異動規模につきましては、退職者の状況などにより、役職ごとの規模は増減すると考えられますが、全体では例年と同程度の規模を想定いたしております。

次に、人事異動が繁忙期と重なることによる影響と対策につきましては、異動直後は、いずれの職場においても、転入した職員の業務への理解がまだ十分でないため、周囲の職員の負担が増えたり、時間外勤務が多くなるなどの影響がありますが、一部の職場におきましては、業務の引継ぎを兼ねて数日程度、転出した職員に応援を依頼するなどの対応を行っております。

次に、4月1日以外にも人事異動を行うことにつきましては、繁忙期を避けて人事異動を行うことで、人事異動に伴う職場への影響を減少できることや、年度途中に発生した緊急の課題に速やかに対応できるなどのメリットがある一方、異動範囲が一部の部署に限られるため、職員の希望や適性に応じた異動に制限が生じるというデメリットがあるものと考えております。

次に、ナチュラル・ビズ・スタイルについて御質問がありました。

まず、ナチュラル・ビズ・スタイルに変えた際の服装面の変化につきましては、男性職員が通年でネクタイやジャケットを着用せずに勤務するよう推奨することのほかには、実質的に大きな変化はないものと考えております。

次に、服装に関する市民からの御意見につきましては、今年度も髪の色や女性職員のアクセサリーが派手であるなどの御意見をいただいておりますが、近年は年に一、二件程度となっております。

次に、ナチュラル・ビズ・スタイルの導入につきましては、職員が働きやすい環境を整備するという点で有益なものと考えており、職員の意見も聞きながら、公務員としてふさわしい服装の基準や事例を整理した上で、今年度の夏季軽装期間終了後の10月から、通年輕装の試行を行うことを検討いたしております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

○7番（平戸理史議員） 1点、再質問させていただきます。

人事異動に関するところで、メリット、デメリットをそれぞれお答えいただきました。

その中で、メリットとデメリットは、一般的に、もしデメリットよりもメリットのほうが大きいとなれば、その取組を実施する価値があると判断してもいいのかと思いますが、市長はメリットとデメリットのどちらのほうが大きいという認識なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、人事異動について御質問がありました。メリット、デメリットについてのお尋ねでございますけれども、私といたしましては、人事異動の基本的な考え方といたしまして、職員の希望ですとか、適性に応じた異動をさせていただいております。

御指摘のありました4月1日以外にも人事異動を行うことにつきましては、異動の範囲がかなり限られてまいりますので、そういった部分での制約が生じることについては、私としては大きな課題であると考えております。メリットとデメリットの比較で申し上げますと、デメリットのほうが重要だと考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 平戸議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時20分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）

○18番（高橋 龍議員） 通告に従いまして、質問いたします。

市役所業務における生成A Iの活用と規制等に関して伺ってまいります。

今の生成A Iは、僅か7か月で処理能力が倍増するなど、まさに指数関数的な成長を遂げ、かつてのインターネットの登場に匹敵するインパクトを世界に与えて、今、まさに時代の転換点が訪れたと感じます。

広く生成A Iが知られることとなったのは、2023年末のC h a t G P Tの登場からで、そこから僅か1年半、想像を絶するスピードで進化し、日常のあらゆる場面で活用が図られています。

A I、人工知能は、コンピュータが人間の知能を模倣し、学習や推論などの知的活動を行うことができるようにする技術やシステムのことを指します。そのうち、学習したデータから新しいテキスト、画像、音声、動画などのコンテンツを新たに作り出すA Iを生成A Iと称します。

昨今の課題である職員の欠員の多さや、業務量・業務範囲の増加という現状の課題を背景として、業務効率化や生産性向上の観点に加え、市民サービスの質向上など、生成A Iの果たす役割は大きいと考えますが、市役所業務に生成A Iを積極導入することの意義について、本市ではどのように考えていますか。

業務効率化が期待できる生成A Iの活用として、分かりやすいところでは、文章の要約や議事録の作成などが挙げられます。

そうした使い方として大きく分けると、プロジェクト単位で生成A Iを使うという場合と、個人が通常業務の中で使用する場合とがあると認識しています。

本市庁内において、どのような活用実態であるのか、集約したことはあるのでしょうか。お答え願います。

また、適切な使い方という観点ですが、本市において、これまで生成A Iを使ったことによる業務上の瑕疵、特に市役所庁外の人や企業・団体に対して、影響してしまった事例などがないかを確認させていただきます。

次に、本市でA Iを活用している例として、小樽市公式ホームページのチャットボットがあります。

24時間いつでも質問ができることから、利便性が向上していることは間違いありません。

ただ、本市を含む多くの自治体で使われているA Iチャットボットは、検索型A Iやシナリオ型A Iなどと呼ばれるもので、これは質問を自然言語処理で解析し、事前に登録された情報の中から自動で回答を探し出すという仕組みです。

生成A Iと比較すると、言語処理の能力は高くないため、必ずしも求める回答が得られるわけではありません。

仮に、チャットボットに生成A Iを導入すると、「私の家族構成だと、どんな補助金が申請できますか」といった少し複雑で個別性の高い質問でも、対話を通じて状況をヒアリングして、最適な制度や手続を案内するということが可能になります。

ここで、小樽市公式ホームページのA Iチャットボットの精度向上に対する考え方を伺います。進化するA I技術へ追随するためのシステムのアップデートや、更新などに関する考え方をお示してください。

今、申し上げたような仕組みを応用すれば、住民からのお問合せだけでなく、新人職員が業務で不明点が出てきた際、例規やマニュアルを学習させた生成A Iがサポートするという仕組みもつくることのできるため、欠員の続く職員の業務効率化に資すると考えます。

しかし、活用シーンが増えるほど、瑕疵や不適切な使い方が出てくることも想像に難しくなく、規制についても、また検討しなくてはなりません。

先般、日本におけるA Iの専門家4名が国会に参考人招致され、意見陳述と質疑が行われていました。その際、生成A I活用にはリスクが伴うものの、イノベーション推進とリスク対応は決してトレードオフの関係ではない。いわゆる、ハードロー、法規制とソフトロー、ガイドライン・ルールを組み合わせることで、活用と規制の両立が可能であるということが述べられていました。

つまり、正しく理解しルールを整備することで、アクセルとブレーキの両方を踏むということに矛盾が生じないということです。

そこで、ChatGPTに行政での活用事例などを聞いてみたところ、幾つかの例示の最後に、活用に当たっては、A Iの判断が常に正しいわけではないため、最終的な責任は人間が持つという姿勢が不可欠ですと言われました。これは至極ごもつともな意見であり、責任の所在を明らかにするためには、現状のルールがどうなっているのかを考えなくてはなりません。

個人情報や機密情報などのデータを生成A Iに入力しないことや、A Iの判断に依存し過ぎることによる業務ミスなども出てくるのが考えられます。現状、それらを防ぐための歯止めとなり得る条例や、規則として明文化されているものについてお示してください。

既に、神奈川県横須賀市や東京都千代田区などでは、生成A Iの業務使用に関するガイドラインができていますが、本市においては未策定です。申し上げてきたとおり、生成A Iは活用できる範囲が非常に広く、想像以上の効率化につながる反面、ソフトロー、つまりガイドラインが庁内に存在しないとすると、ある意味で野放しのような状態になってしまう懸念もあります。市として、一定の考え方を職員間でも共有することが望ましいと考えます。

拘束力がなくとも、スピード感を持って取り組めることとしては、職員研修が最も早いかと考えます。そうした場を設けるなど、リテラシーを向上させることについて、本市のお考えをお答えください。

次に、既に世にあるガイドラインを一定の判断基準とするということについて触れたいと思います。

総務省やデジタル庁、その他省庁が発出する生成A Iに関するガイドラインに基づき、一定の方針を通知している部署などがあれば、その内容も含めてお答えください。

一般論として、何かのガイドラインをつくる場合、庁内会議や有識者会議、職員アンケート、議会議

論などそれぞれの御意見を集約するという考えもあるかと思えます。他方で、話し合いを長くしてしまうと、その間にもさらに技術革新が進むことから可変性や拡張性も求められます。

仮に、生成AIのガイドラインをつくらせた場合、どのような手法で策定するのか、お聞かせください。

この項、最後として率直に伺いますが、現状ガイドライン策定の必要性は認識されていますでしょうか。本市のお考えをお聞かせください。

今から遡ること200年以上前、第一次産業革命の中にある1797年、ゲーテによる「魔法使いの弟子」という作品が発表されました。これはディズニーのアニメ作品である「ファンタジア」の中にも描かれていることから御存じの方も多いかもかもしれません。

この話は、魔法使いが弟子に雑用を言いつけて工房を出発するところから始まります。おけで水くみをする弟子が、ほうきに魔法をかけて、自分の代わりに仕事をさせたが、ほうきを止める魔法を覚えていない。ほうきを止めようとのおので二つに割ると、それぞれが水をくみ続け、むしろ2倍のスピードになって部屋が水浸しになる。そこへ帰ってきた魔法使いがほうきを止めて、強い魔法を使うのは師匠だけにしようがいいという言葉で締めくくられるというものです。

産業革命によって機械化が進む世界で、人が制御し切れない強大な力を手にする危険性に対する寓話と言われますが、これが今また注目を浴びています。

それは「サピエンス全史」の著者で、現代の知の巨人とも称されるユヴァル・ノア・ハラリ氏が新たに表した「NEXUS 情報の人類史」という本の序文で、AIをこの魔法のほうきになぞらえて警鐘を鳴らしているからであります。

好む好まざるではなく、もはやAIによる社会的変容は、今、まさに起きているところです。ならば、行政も政治もその活用と規制について議論を深め、うまく魔法のほうきを制御するすべを考えてまいりましょう。

次に、学校再編に関して伺います。

近年、少子化の影響による全国的な流れとして、学校の統廃合が進み、この小樽市でも小・中学校再編が行われましたが、令和6年度末をもって再編計画が終了したと認識しております。

一方で、本市における2024年の出生数は311人と、子供の数は減少の一途をたどっております。今後2030年代にかけて、児童・生徒数は全国的に大幅に減少すると見込まれ、教育環境の抜本的な再編の流れが本市にも波及してくる可能性は少なくないものと認識しています。

しかしながら、教育政策の本質とは、単に学校の数や施設を調整するだけでなく、子供たちが地域の中で安心して学び、地域を支える力を育む環境をどのように創出して維持していくかにあると考えております。

先ほど申し上げた311人という出生数は、年度ではなく2024年1月から12月までのカウントであることや、転出入による差異も生じるものの、高い確率で6年後の入学児童は300人台にとどまると推定されます。

そのような状況下にあって、本市として今後10年、20年先に向けた学校の数と、その在り方についてのビジョンをどのように描いているのか、お聞きしていきます。

今の本市の状況の中で、どのような教育カリキュラムを残すのか、どんな学びの質を支えるのかという視点を、教育委員会としてどのように考えているのか、お答えください。

例えば、福岡県福岡市では、ICT教育の積極導入と地域連携による特色ある教育カリキュラムを推進し、新潟県新潟市では、地域の伝統文化や自然環境を活用した教育プログラムの創出で、少人数でも

学びの質を確保しているということでもあります。小樽市においても、地域資源を最大限に活用した持続可能な教育環境に向けたビジョンが求められるのではないかと考えています。

現状、この後の再編について決まっているものがないということは、先ほども申し上げました。本市の状況を鑑みれば、新たな計画が改めていつもたげてきてもおかしくはありません。

再び検討を進める条件として、判断の基準などは設けられているのでしょうか。こうならなければ再編しないという条件、地域の理解など再編に関する判断基準について具体的にお示しください。

次に、1学年10人を切る小規模な学校の教育的価値と課題についてです。

小規模な学校は、少人数の利点を生かしたきめ細かい個別指導や、地域の伝統行事や自然環境を活用した総合学習の場として、重要な役割を果たしています。

東北大学教育学部の研究によれば、小規模校は、子供同士の密接な人間関係や地域文化の継承に寄与しているということです。一方、小規模校においては、教員が多教科を兼務することも多く、負担増による教員の定着率低下が課題になっているとも言われています。

学校は、単なる教育施設にとどまらず、地域のコミュニティセンターとしての役割も有しています。先ほどの例のみならず、学術的研究として学校の統廃合に伴って地域活動の場が喪失されたことで、地域住民の交流や支え合いの機能が弱体化したというケースも多く報告されています。

そのような影響は地域の社会的なつながりや安全・安心な環境にも波及するため、学校配置のバランスは十分な配慮が必要であると考えます。

全国的にもコミュニティ・スクールや小中一貫校が推進され、地域住民や保護者が学校運営に参画し、地域との協働が進められています。他方で、必ずしもうまくいかないケースも存在しているという話も耳にします。

本市でもコミュニティ・スクールは導入されていますが、どのような効果があると言えるのでしょうか。加えて、課題認識についてもお答えください。

余裕教室を地域交流拠点や福祉施設、図書館など多機能化する事例も増え、本市でも複合化の例は存在します。多世代交流や地域活性化に成功しているということで、複合施設化により、地域の社会資源を最大限に活用する有効な施策であると評価されているところもあります。

しかしながら、不特定多数の方が校内に入ること、防犯上の問題や教職員の業務量が増えることになるのは、当然望ましいものではありません。

この先のことという文脈で、空き教室の利用や学校機能の複合化について、本市の計画や展望をお示しください。

学校再編の賛否について、両方の意見があることから再編を望む声についても伺います。

平成21年の小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の策定の際、地域説明会やパブリックコメントなどで市民意見を集約した内容について、改めて御説明ください。

加えて、その結果に対する当時の本市の考え方についてもお答えいただき、現在も同じ考え方であるのかという点についても御説明ください。

一般論で申し上げますと、学校規模が小さくなることへの否定的な意見として、児童・生徒が少なくなることで学校行事や、中学校における部活動の小規模化が起こることなども挙げられます。部活動は拠点校方式を取ることで、その対応策となっていると認識しております。その効果について御所見を伺います。

学校行事についても、複数校が合同で行うことはできるのでしょうか。例えば、運動会を学校対抗でということが可能であるのか、お聞かせください。

もっと言うと、教職員の多忙化を防ぐためにも、その際の運営をアウトソーシングして、イベント会社に委託するという手まであるかと思いますが、その点についてもお考えをお聞かせください。

次に、児童・生徒が少なくなっても校舎の大きさが変わるわけではないため、維持管理の費用の観点で予算圧縮のため、統廃合を行うべきという御意見もあることと考えます。学校の多機能化については、その対応策という側面もあるのだと理解しております。

本市でも児童・生徒数は減少するものの、学校施設にかかる費用は大きく変わらないと思いますが、この点についてどのように考えていますか。

少子化が進むほど、学校をどう減らすかという御意見が多くなることかと思えます。しかしながら、先ほども申したとおり、単なる数やスケールの議論ではなく、子供たちの学びをいかに豊かにするかという観点で、今後の在り方を論じていただくことをお願い申し上げ、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。  
（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、生成A Iの活用と規制について御質問がありました。

まず、市役所業務に生成A Iを導入することの意義につきましては、文章や議事録の作成、企画立案の補助、アンケートの分析など、自治体業務に生成A Iを活用する取組が他都市において既に行われているところであり、本市としても、導入により、業務効率化や生産性向上あるいはコスト削減など様々な効果が期待できるものと考えております。

次に、生成A Iの業務への活用実態につきましては、他都市の活用事例や事業者からの情報収集を行っている段階であり、現在のところ全庁的に業務への活用ができる状況には至っていないことから、生成A Iの活用実態について集約したことはありません。

次に、生成A Iを使ったことによる業務上の瑕疵の発生につきましては、全庁的な生成A Iの業務活用ができる状況に至っていないため、業務上の瑕疵の発生については把握いたしておりません。

次に、A Iチャットボットのシステム更新につきましては、市が事前に登録していない回答を自動的にA Iが生成するシステムに更新する予定は、現段階ではありません。

現在利用しているシステムは、市が事前に登録した内容についての質問に回答するものになっております。

このため、質問と回答を追加登録することが回答精度の向上につながりますので、月1回、各部局において、事業者が作成したレポートを確認し、質問と回答の加除修正を行っており、今後も回答精度の向上に努めてまいります。

次に、個人情報や機密情報などに係る業務事故を防ぐための条例や規則につきましては、小樽市情報セキュリティに関する規則において、本市が保有する情報資産の機密性等を維持するため、情報セキュリティ対策を講ずることが定められております。

次に、リテラシーの向上につきましては、生成A Iの活用に当たり、より生産性を上げ、また、予測されるリスクを避けるためには、生成A Iの学習の仕組みへの理解、個人情報漏えいなどのリスクの把握、生成A Iへの指示作成技術の習得など、職員のリテラシーを向上させることが非常に重要と考えております。これらリテラシーを向上させるためには、議員の御指摘のとおり、研修の実施が最も有効な

ものと考えております。

次に、生成A I 活用に関する方針の通達につきましては、令和5年6月に総務省からの通知や個人情報保護委員会からの注意喚起等を参考に、デジタル推進室から生成A I 普及に伴う注意事項を庁内に発出しております。

その内容といたしましては、機密情報や個人情報を書き込まないこと、誤った情報もあるため、正確性を必ず確認すること、プライバシーや著作権の侵害に当たらないことを確認することなどとなっております。

次に、ガイドラインの策定の手法につきましては、既に生成A I の活用を進めている自治体の情報収集を行っているところでありますが、各自治体が策定したガイドラインは、一定程度、共通的な内容となっていることから、本市においてガイドラインを策定する際は、早期の活用を目指し、国及び他都市のガイドラインや活用方法を参考にしながら、策定してまいりたいと考えております。

次に、ガイドライン策定の必要性につきましては、生成A I の活用は、職員の利便性や生産性が向上する一方で、使い方を誤ると、情報漏えいや誤った情報の発信、あるいは著作権侵害を引き起こすなど、大きな事故につながる危険性もあるものと認識しております。

今後、生成A I の活用に当たっては、職員が守るべきルールを確実に認識できるよう、ガイドラインの策定は必要なものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(中島正人)** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

学校再編について御質問がありました。

初めに、どのような教育カリキュラムを残し、どのような学びの質を支えるかにつきましては、本市では、これまでも豊かな自然や歴史、伝統文化への理解を深める、ふるさと教育の充実に努めてまいりました。

また、自らの考えを表現し、他者と対話するために必要な言語力を育成するため、音読や読書活動などの取組を進めてまいりました。

今後、少子化が進む中であっても、地域に根差した教育と主体的に様々な人と協働し、支え合う力の育成は、小樽市の魅力をさらに高めることのできる人づくりのために重要であると考えており、引き続き、義務教育9年間を見通した教育の中で、子供たちに必要な資質・能力を育み、学びの質を支えてまいりたいと考えております。

次に、再編に関する判断基準につきましては、学校の再編に当たっては、教育環境の維持・向上を図ることに加え、地域の防災避難所としての機能や地域コミュニティの拠点として果たす役割、さらに本市の将来を見据えたまちづくりの観点など、地域住民の理解が必要であると考えており、様々な視点に配慮する必要があるため、現状では条件や判断基準などを特に設けてはおりません。

次に、本市におけるコミュニティ・スクールの効果と課題につきましては、まず、効果といたしましては、校長が作成した学校運営の基本方針を学校運営協議会が承認することにより、学校運営の透明性が向上し、地域に開かれた学校づくりが進んでいることや、おたる潮ねりこみの参加や防災教室を開催するなど、地域と一体となった取組が浸透してきたことなどが挙げられます。

次に、課題としましては、地域の方々にコミュニティ・スクールの趣旨や役割についての理解を深めていただくことや、学校運営協議会への参加者や取組に御協力いただける人材の確保などが挙げられると認識しております。

次に、空き教室の利用や学校機能の複合化に関する計画や展望につきましては、現時点では、空き教室の利用などに関する計画はありませんが、今後、学校の教育活動への支障や防犯上の問題などの課題を解決することができれば、地域のニーズに合わせた施設として校舎などの利活用は可能であると考えております。

次に、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画策定時の市民意見につきましては、平成21年に市内42会場で行った地域説明会では、151名の方から延べ400件の意見や要望があり、パブリックコメントでは5名の方から9件の意見が寄せられております。

その内容は多岐にわたるものでありますが、一例としては、望ましい学校規模や通学手段、地域の理解に関する意見などがございました。

当時の本市の考え方といたしましては、望ましい学校規模については、小学校12学級以上中学校9学級以上となること、保護者や地域住民との共通理解を図ること、通学手段に関するスクールバスの利用やバス通学助成などであり、地域住民等との共通理解やバス利用などにつきましては、当時と考え方は変わっておりませんが、学校規模については推計以上に児童・生徒数の減少が進んだことから、見直しが必要となっているところであります。

次に、部活動を拠点校方式で行っていることについての効果につきましては、現在、拠点校方式で実施している部活動は、運動系ではサッカー部と陸上部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、軟式野球部で、文科系では茶道部、箏曲部、華道部、英会話部となっており、生徒にとって部活動の選択肢が広がり、希望する部活動に参加できるようになったことや専門性が高い指導者に指導を受けられるようになったこと、タクシーによる送迎を行ったことにより、部活動への参加者が増えたことなどが効果であると考えております。

次に、学校行事を複数校で行うことや、運営をイベント会社に委託することにつきましては、運動会などの学校行事は、各学校の校長の判断に基づき実施するものですが、複数校が合同で行うことも可能であります。

また、学校行事は、学習指導要領の特別活動の一環として、望ましい人間関係の形成や集団への所属感、連帯感を育むことを目的としており、学校が主体となって計画し、実施するものであるとともに、教師の適切な指導の下で、児童・生徒が積極的に参加し、協力し合うことによって充実する教育活動でありますので、学校行事をイベント会社に委託することは、教育的観点から適当ではないと認識しております。

次に、学校施設に係る費用が変わらないことについての見解につきましては、児童・生徒数が減少した場合でも、学校施設を維持管理するためには修繕や点検、光熱水費などの固定的な費用が一定程度必要であることから、課題であると認識しております。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

○18番（高橋 龍議員） 3点、再質問をさせていただきます。

まず、生成A Iに関して2点お聞きします。

庁内での活用実態のことに関してなのですが、実態を把握していないというお話でありました。今の時点で調査をかけているのは、ほかのまちでもあまり多くはないので、それはそうだろうとは思ったのですが、他方で、やはりこれからガイドラインをつくるなどということに向けて、どういう使われ方をしているのかという実情などを見ていかないといけないと思います。

そこで、振り切って、この活用実態の把握も生成A Iにアンケートを作ってもらって、庁内のメール

で配布して、戻ってきたアンケートを生成AIが集約するというだけであれば、ほとんど手間はかからないと思うのですが、そうした部分、手法は別としても、ここの実態把握の調査をいただけないでしょうか1点目です。

2点目ですけれども、市内での活用のガイドラインをつくるという方向性はお示しいただきましたが、実際スケジュール感といいますか、どのぐらいにできたら今は考えているのか、お答えいただければと思います。

3点目、学校再編に関してですけれども、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画等に関わっての答弁の中で、望ましい学校規模の話が出ていたかと思えます。

それが今は実情と合わなくなっているところで、見直しのお話が少し出ていたかと思うのですが、この見直しというのは、望ましい学校規模の部分を見直すということなのか、それとも別のこと、少子化の現状と合わせて、現実にも合わせていくみたいなイメージであるのかをお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 高橋議員の再質問にお答えいたします。

生成AIに関して2件お尋ねがありましたけれども、関連いたしますので、回答は一つにまとめた上でお答えさせていただきたいと思えます。

市内の活用実態を把握することの必要性についてお尋ねがありました。必要であれば考えていきたいと思っておりますが、ただ、今の我々の考え方といたしますと、生成AIの活用といいますか、実用化を早めをしたいと思っております。スケジュール感とも関係がありますが、できるだけ早い時期に、まず、ガイドラインを策定させていただいて、その後、必要な職員に対する研修などを行いながら、秋頃までには生成AIの実用化を目指したいという考え方で今、進めております。

そういったスケジュールを優先させていただきたいということになりますと、最初の質問であるガイドラインではなくて市内の活用実態を省略させて、もういきなり実用化に向けていくのも一つの考え方かと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（中島正人）** 高橋議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、学校規模についての見直し、それから現実の人数に合わせての見直しなのかで再質問があったかと思えます。

本市におきましては、御存じのように、平成21年度の策定の小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を基に、平成22年度から全市的な学校再編を実施してきたところでございます。

今後の見直しにつきましては、先ほどの学校規模の見直し、それから児童・生徒数の人数の見直しも総合的に考えながら、子供たちの地域や児童・生徒を取り巻く状況の変化も踏まえ、また、教育環境の維持向上を念頭に置きまして、総合的にこれからの学校の在り方を見直して検討していく必要があると認識しているところでございます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 18番、高橋龍議員。

**○18番（高橋 龍議員）** 再質問をそれぞれ1点ずつさせていただければと思えます。今、生成AI

の関係で秋頃までに業務での実用化というお答えがあったのは、こういった形で使われるのか、今の時点で、差し障りのない範囲でもしお答えいただけるのであれば、御説明を願いたいと思います。

次に、学校再編の関係ですけれども、総合的に見直していくというお話に関しては、それも今後という御答弁の中の表現であったので、それも早々にということなのか、それとも今の時点では年度に関しては見えていませんということなのか、ぼんやりとした形でも結構ですので、お示しいただければと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

生成AIの実用化に関してですけれども、段階は踏んでいかなければいけないとは思っております。先ほど答弁させていただきました、当面、秋頃までの実用化でイメージしている事業と申しますか、内容につきましては、文書の草案作成ですとか、あるいは議事録の要約、それからこれからいろいろな政策などを立案していかなければいけないと思っておりますけれども、その政策の草案作成といったレベルで、まずはスタートさせていきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（中島正人）** 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

見通しの期限と申しますか、いつまでにつきましては、現段階では決まっているものではございませんので、御理解いただければと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 高橋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

**○4番（酒井隆裕議員）** 一般質問をいたします。

こども誰でも通園制度について質問いたします。

現在、100を超える自治体で試行的事業が行われていますが、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業として、全自治体の実施が目指されています。

日本共産党は、子供の安全面、保育士の負担増、保育士の奪い合いなど問題があることを指摘し、反対してきたことを踏まえて質問いたします。

市長は、昨年第2回定例会での私の質問、2026年度から全自治体で実施されることについての見解について、子育て支援策の充実に資すると答弁しています。市長は、なぜ子育て支援策の充実に資すると考えたのですか。

試行的事業は、実施主体が市町村であり、内容水準の確保やトラブル解決に市町村が直接責任を負っています。それに対して、本格実施の際には、利用者（保護者）と事業者との直接契約の制度となり、市町村の保育に対する責任は大きく後退し、問題があってもその解決は事業者と利用者（保護者）の責任となってしまう懸念はありませんか。

保育の体制についてです。現在の一時預かり事業と同等で、最低2人配置しなければならないが、保育士資格を持った保育士は必要人数の2分の1で構わない。また、保育所等と一体的に実施し、他の職員から支援を受けられる場合には、保育士1人体制でも構わない。さらに、独立した専用室がなく、在

園地との合同での形態も認められるなど、保育所や認定こども園等の保育より、かなり緩やかな基準となっています。

市長は、昨年第2回定例会での私の質問に、安全についての配慮がなされているものと答弁しました。保育所や認定こども園等より劣っている基準でも、安全は確保されているという認識に変わりはありませんか。

政府の方針は、保育士が足りないなら、資格がなくてもできるようにすればよい。専任を確保できないなら、通常の保育の担当者と兼任させればよいというものです。市長は、こういった政府方針は、保育士の処遇改善と全く逆の方向を向いていると考えませんか。

中央保育所が2026年度末をもって閉所することが決定しました。閉所理由に、保育士不足等で継続が難しくなるとあります。本市に限らず、保育士不足が深刻な社会問題となっています。人手が足りず、子供に我慢を強いて満足できる保育ができず、辞めていく保育士がいる、業務も忙しく、休憩も取れず、余裕がなく疲弊している。現場からの声は深刻です。保育士資格を持ちながら働いていない保育士は、有資格者の6割を超えます。

本市では、どのような保育士不足対策を行っているのですか。また、その効果をどう捉えられていますか。

昨年第2回定例会でのこども誰でも通園制度で保育士の奪い合いになるのではといった質問に、市長は、従来の保育所等における保育士確保に支障を来すことのないよう、工夫して取り組んでいきたいと答弁しています。どのように従来の保育所等における保育士確保に支障を来すことのないよう、工夫するのですか。

保育所等と一体的に実施し、他の職員から支援ということになれば、ただでさえ、人手が足りない、余裕がなく疲弊していることに拍車をかけることにはありませんか。

中央保育所閉所に関連して、市内唯一である休日保育実施施設への対応についてです。民間保育協議会開催以降に、実施可能施設の照会を行うとのことですが、休日保育のともしびを消さない特別な取組が必要ではありませんか。

昨年第2回定例会での通常保育への影響についての質問に、市長は、定員に空きのある施設において定員の範囲内で受け入れる余裕活用型での実施を挙げました。こども誰でも通園制度には、常に受け入れる一般型乳児等通園支援事業と、定員数に空きがあるとそのときに受け入れる余裕活用型乳幼児等通園支援事業があります。

余裕活用型の施設であれば、空きがなければ、結局利用できなくなります。利用者を十分受け入れられる見込みはありますか。

こども家庭庁は、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会で中間取りまとめや取りまとめを公表しています。利用時間については、子供の育ちに合わせて柔軟に選択できるような設計がよいのでは。しっかりと生活できるためには最低四、五時間は必要。もう少し延長を。月10時間を超えて実施することを妨げないこととするのが適当であると指摘しています。

利用時間について、本市ではどのようにお考えですか。

同様に、対象施設及び認可手続では、子供にとって安全・安心な制度となるよう、認可基準は適切に設定し、実施可能かどうか丁寧に確認の上、実施を可能とすべきと指摘しています。

対象施設及び認可手続について、本市ではどのようにお考えですか。

保育の質が確保できるのかという問題です。

具体的には、対象施設について、保育所や認定こども園、小規模保育事業所等のほか、基準を満たしていれば施設類型は問わないとされていることです。保育事業の経験のない営利企業でも、施設の基準を満たしていれば参入が可能とされています。保育や子育て支援には、利益追求や市場化は本来なじみません。一部の営利的事業所において、職員の配置が手薄なことや行方不明事件が報じられています。

本市として、施設の実施主体について独自の基準を設けるお考えはありますか。

札幌市では、国基準を基本としながらも、一部を上乗せするとしています。乳児室の面積について、国基準では0歳児、1歳児×1.65平方メートルであるのを、ほふく室の基準と同じく0歳児、1歳児×3.3平方メートルにしています。職員の資格については、国基準では、保育士でなくても必要な研修等を修了すれば可能としています。札幌市では保育士の資格を有する者に限るとしています。

また、食事提供についても国基準では、外部からの提供を認めています。原則自園での調理としています。

このように、札幌市では、一部を上乗せした基準にしておりますが、本市で独自に基準は設けないのですか。

2歳以下の子供たちに、社会的保育の場の必要性が広く認められるようになったことは前進です。子育ては家庭だけで担うのではなく、社会的保育との両輪で進める時代がやってきました。

問題は、保育の市場化によって進めるのか、公共的な保育の発展を原則にするのかにあります。

公共的な保育の発展には、人と人との温かな結びつきが一層発展するように、その土台となる物的基盤を整備する、国・自治体の責任が明確にされなければなりません。その上で、保育を受けることは、全ての子供の権利であることを共通認識にする必要があります。市長の所感はいかがですか。

全ての子供の育ちを応援するには、政府が責任を持って保育士の配置基準を抜本的に改善し、専用の保育室を確保し、親の就労にかかわらず、保育施設に入れる体制をつくるべきです。市長の所感をお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度について御質問がありました。

初めに、子育て支援策の充実に資するとの私の見解につきましては、この制度は、子供の成長の観点から、家庭とは異なる環境や家族以外の人と関わる機会が得られる環境を整備するとともに、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できることで、子育て世代の多様な働き方やライフスタイルに応じた支援を強化することができるものと考えたためであります。

次に、本格実施に当たっての保育に対する責任につきましては、これまでも問題が発生したときは、まず事業者と利用者間で解決を図ってきており、国が定める重大事故については、市への報告義務があるほか、必要に応じて解決の支援を行ってきたところであり、こども誰でも通園制度でも同様に対応していきますので、市の責任が変わるものではないと認識しております。

次に、安全確保に対する認識につきましては、こども誰でも通園制度の実施に当たっては、保育所等と同様に安全計画の策定が必要であるほか、保育士等の必要人数は、既に実施されている一時預かり事業と同様の体制となっており、安全についての配慮がなされているものと考えております。

次に、保育士の負担につきましては、当該制度は、施設が保育士等の状況を踏まえて実施の可否を判断するものであり、一般型では専任の保育士を確保した上で、余裕活用型では通常の保育における空き定員の枠内で子供を受け入れるため、実施に当たって、既存の保育士の負担が増すとは考えておりません。

次に、本市の保育士不足対策などにつきましては、保育所等への就労を希望する保育士や幼稚園教諭の資格を有する方、子育て支援員研修を修了した方を登録する小樽市保育士等人材バンクを実施しているほか、令和5年度から市内の保育人材の確保・定着を図るため、新規就労した方へ1年目は10万円、3年目は20万円、6年目は30万円を支給する保育士等就労定着支援事業を実施しております。

その効果につきましては、人材バンクについては、平成30年2月の事業開始以降7件の就労実績があり、就労定着支援事業も、昨年度末までに46人の方に活用いただき、そのアンケートでは、長く働き続けたいと思うきっかけとなったなど、好意的な意見が寄せられており、保育士確保に一定の効果があると考えております。

次に、こども誰でも通園制度における保育士確保の工夫につきましては、こども誰でも通園制度では、定員に空きがある施設において、定員の範囲内で受け入れる余裕活用型での実施が可能であり、この形態での実施を検討するほか、保育士資格がなくても事業に従事できる子育て支援員を活用することも考えられます。

次に、保育所等と一体的に実施した場合の人手不足につきましては、ただいまお答えした余裕活用型での実施や子育て支援員などの人材を活用することで、現場の保育士の負担が増えることはないと考えております。

次に、休日保育につきましては、祝日の利用者が6名から7名いるとのことであり、休日保育のニーズは一定程度あるものと認識しておりますので、市内の民間保育所等の協力を得ながら、継続して実施できるよう検討を進めてまいります。

次に、余裕活用型の施設での利用者の受入れにつきましては、利用希望があっても定員に空きがなく、受入れができない場合もあるものと考えられます。

次に、利用時間につきましては、現在、補助事業として実施している利用時間の上限は10時間ですが、令和8年度の給付化に向けた制度の構築に伴い、各種通知があるものと考えておりますので、本市としても、国の基準に合わせることを検討いたしております。

次に、対象施設及び認可手続につきましては、こども誰でも通園制度を実施する施設については、施設側の意向を確認しながら進めていくことになると考えており、認可基準及び手続につきましては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例で定めることとなります。

次に、施設の実施主体につきましては、独自基準を設けることは考えておりませんが、実施主体にかかわらず、保育の質が十分保たれるよう職員の配置など、しっかり監督等を行っていく必要があると認識いたしております。

次に、面積基準などの独自の上乗せにつきましては、本市においては独自の基準を設ける予定はなく、国が示す基準を基本にしたいと考えております。

次に、子供の権利の共通認識につきましては、国は、こども基本法の下、全ての子供・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態、いわゆるウェルビーイングで生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現を目指しており、行政はもとより、社会全体で子供施策を進めることとしております。

全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは極めて重要であり、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが求められるという考えの下、保育施設に限ら

ず、教育・保育の質の向上やライフステージを通じた様々な取組を行っており、私といたしましても、こうした国の考えが社会の共通認識になりつつあると考えております。

次に、保育の実施体制につきましては、国において保育士の配置基準については見直しが行われてきているほか、本市の保育環境については、民間事業者の協力の下、適切に提供されていると認識いたしております。

また、現時点では、保護者の就労等がない場合は保育の必要性は認められませんので、保育施設への入所はできないものと認識いたしております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 4番、酒井隆裕議員。

**○4番(酒井隆裕議員)** 再質問を行います。

中央保育所の閉所に関連いたしまして、休日保育については、御答弁では祝日には六、七名がおり、一定のニーズがあると。そこで、民間保育といったところに協力をお願いしたいということがありました。

ここで、民間企業で、うちでやりましょうと言って手を挙げていただければいいのだけれども、そうでないということになれば、私は自治体で行うこともあり得る話だと思うのです。

先ほど、小樽市民間保育協議会という話でしたけれども、改めて休日保育について、先ほど私が述べたようなことも含めて、どのように考えられているのか、お答え願えますでしょうか。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** こども未来部長。

**○こども未来部長(津田義久)** 酒井議員の再質問にお答えいたします。

休日保育なのですが、民間施設でできるところがない場合に、市でもやるべきではないのかという御趣旨かと思えます。小樽市保育所等の在り方に関する方針では、市立保育所は市内全体の需要と供給の調整弁という位置づけをしております。

民間の施設においては、休日保育など、これまでの経験と実績を生かすことができるように、市として連携するとしているので、まずは、民間施設でできるところがないかを検討していきたいと考えてございます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 4番、酒井隆裕議員。

**○4番(酒井隆裕議員)** 再々質問します。

それでは、先ほどの本答弁と全く同じなのです。私が申し上げたのは、民間でやっていただける方が出た場合には、それはそれで結構なことで、よいことだと思うのです。

ただ、それができないという形になってしまったら、休日保育のともしびが消えてしまうことになりかねないから、その場合は、小樽市として行うということも、私は可能性としてはあると思うのです。その辺を確認したかったですけれども、いかがでしょうか。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** こども未来部長。

**○こども未来部長(津田義久)** 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

民間で受入れできるところがあるかないかは今後、調査することになりますので、受入先がなかった

ときに市でどうするのかということについては、現時点ではお答えできないと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第3号、議案第13号及び議案第17号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。小貫元議員、橋本布美絵議員、横尾英司議員、松岩一輝議員、中鉢淳二議員、下兼薫議員、高橋龍議員、中村岩雄議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第4号、議案第5号、議案第12号、議案第16号、議案第19号、議案第21号及び報告第1号につきましては総務常任委員会に、議案第9号ないし議案第11号につきましては経済常任委員会に、議案第6号ないし議案第8号につきましては厚生常任委員会に、議案第14号、議案第15号、議案第18号及び議案第20号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「議案第22号」を議題といたします。

まず、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第22号令和7年度一般会計補正予算につきましては、本年5月27日に閣議決定され、国の予備費で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギーや物価高騰の影響を受けている市民の消費の下支えを図るため、おたるプレミアム付商品券事業費を増額するとともに、地域の生活や防犯等に必要な街路灯を管理する町内会等の団体を支援するため、街路防犯灯維持費支援金給付事業費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金、繰入金を計上いたしました。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 本日、追加提案されました議案第22号については、さきに設置されました予算特別委員会に付託の上、審議することといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から6月29日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時27分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 中 鉢 淳 二

議 員 小 池 二 郎



令和7年  
第2回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

令和7年6月30日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、橋本布美絵議員、佐藤奈緒美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第22号及び報告第1号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、議案第3号及び議案第22号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算、議案第3号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第22号令和7年度小樽市一般会計補正予算は否決を求め、討論を行います。

まず、議案第1号についてです。

一つは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、自己負担額を昨年度から4,500円引き上げることです。これは、国が補助を打ち切ったことによるものです。委員会での保健所の答弁では、新型コロナウイルス感染症を主な死因とする死亡数は、昨年、インフルエンザの約28倍に及び、重症化の予防が必要で、ワクチン接種は重症化を予防する効果があるとのことでした。せめて、昨年度並みを維持すべきです。

また、ワクチンへの不安を持つ方もいます。ワクチンについて情報提供を行い、国民の疑問に答えることが必要であり、その上でワクチンを接種するかしないかを判断してもらうことが必要であり、接種したいと希望する方が経済的な理由で接種をためらうことがないようにしなければなりません。

二つは、議案第3号とも関係する生活保護システム改修等事業費です。議案第3号についてです。

生活保護の利用者が支給を受ける進学・就職準備給付金について、マイナンバーの事務を加えるものです。市は国からの通知があり、条例に加えると言いますが、今まで条例に位置づけられていなくても支障なく事務を行っていました。個人情報保護委員会の報告では、マイナンバー法に基づく監督で、昨年度の「特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督の状況」のうち、特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理が2,052件ありました。条例で定めるかどうかは自治体の判断であり、情報漏えいやプライバシー侵害の危険が増す利用拡大はやめるべきです。

最後に、議案第22号についてです。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付分をプレミアム付商品券の枚数増加をする予算です。

プレミアム付商品券は、市内経済の消費が落ち込んでいる場合には、消費を喚起する政策としては有用です。その点では、既に当初予算で6万冊の予算を確保しており、対策を取ってきました。1人当たり買う冊数が増えるということは、初期投資できる人々への支援となり、1冊1万円を払えない人には支援にはなりません。市長は本会議での答弁で、日本共産党が提案した給食費の無償化について、既に給食食材費の高騰分を補助していることを実施しない理由の一つに挙げていました。しかし、今回提案があった商品券も、既に実施している事業の上乗せです。矛盾しているのではないのでしょうか。

今、求められているのは、消費喚起ではなく、物価高騰に苦しむ市民への物価高騰対策であり、商品券の冊数増加はふさわしくありません。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、議案第3号及び議案第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

**○12番（松岩一輝議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第21号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、議案第12号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第12号工事請負変更契約については否決、議案第21号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を求め、討論を行います。

議案第12号についてです。後志共同消防指令センター整備工事契約に関するものです。

消防署オタモイ支署蘭島支所廃止の凍結については評価しますが、日本共産党は、住民に密着した安全防災機能が遠く懸念がある消防の広域化につながるものであるとして、後志共同消防指令センター事業には反対です。

議案第21号についてです。核兵器をなくさなければならないというのは、国際社会で一致しているにもかかわらず、核保有国や核依存国は、核抑止論にしがみついています。米国のトランプ大統領が、米軍によるイランの核施設攻撃は、イスラエルとイランの戦争を終結させたと国連憲章をじゅうりんする無法な攻撃を広島県、長崎県への原爆投下になぞらえて正当化した発言は許されないものです。

広島市議会が原爆使用を正当化する発言を容認できないと非難する決議案を全会一致で可決しました。しかし、日本の政府は、類似の機会に米国側に伝達していると述べるにとどまっています。

核抑止論の下で平和は成立しません。間もなく広島、長崎への原爆投下から80年の節目の日を迎えます。

今、日本の政府に求められているのは、被爆国にふさわしい自主的平和外交です。それを後押ししていくためにも地方自治体と市民が核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

陳情第1号についてです。塩谷地区は、小樽市立病院や済生会小樽病院などへ通院するためには、乗り継ぎをしなければ行けません。公共交通の便数が減らされる中、さらに保健所などの公共施設がウイングベイ小樽に移転されたことで、一層不便な状況になっています。市の側にも、住民が安心して施設まで行ける環境を整える責任があると考えます。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域のコミュニティの核として重要な存在である塩谷小学校の存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。物価高騰の加速で子育てをする世帯の生活は、困窮さが増えています。小樽市PTA連合会からも、給食費を含む教育費保護者負担軽減への要望が寄せられています。その要望に応えるべきです。学校給食は、無償を基本とする教育の一環であり、本来なら国の予算で無償化を進める必要がありますが、国に必要性を訴え、無償化を進める上でも、まずは自治体として、先行して子育て世帯を支援するべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第21号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第12号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 10番、横尾英司議員。

(10番 横尾英司議員登壇) (拍手)

○10番(横尾英司議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第9号ないし議案第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、小貫元議員。

(6番 小貫元議員登壇) (拍手)

○6番(小貫元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第9号工事請負契約について、議案第10号及び議案第11号の工事請負変更契約については否決を求め、討論いたします。

第3号ふ頭周辺再開発の事業は、事業費ベースでこれまで101億円、起債は35億円に上ります。港湾物流への整備を遅らせ、みなとまち小樽の風情を損なわせてきました。議案は、この第3号ふ頭周辺再開発に伴う契約であり、反対です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第9号ないし議案第11号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

(18番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○18番(高橋 龍議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第6号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査と裁決いたしました。

次に、議案第6号及び議案第7号並びに陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について否決を求めて、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について採択を求めて討論いたします。

議案第6号、議案第7号は、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものです。

ゼロ歳から2歳までが対象の小規模保育事業所や家庭的保育事業所において、3歳以降の連携施設を確保しなければならないとする規定に対し、経過措置期間をさらに5年延ばす内容で、これで2回目の延長です。さらに、条件を満たせば、そもそも卒園後の連携施設も保育士欠員などの場合の代替保育の連携も不要とする規制緩和です。

2015年に、子ども・子育て支援新制度が創設された際、導入された19人以下の小規模保育事業所、5人以下の家庭的保育事業所ですが、3歳の卒園時にまた待機児童になるという指摘を受けて、卒園以降の受入先として、連携施設が原則必須とされましたが、導入10年目にして、なし崩しとなりました。

委員会質疑で、本市には該当する施設はないとのことですが、規制緩和中心の安上りの保育ではなく、保育所等の拡充こそが必要であり、本議案には賛成できません。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学

校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号及び議案第7号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**○21番（前田清貴議員）** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号及び陳情第10号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案は全て賛成し可決、陳情第4号、陳情第10号についても、これまで述べてきたとおり、採択を求め、討論を行います。

まず、議案第20号市道路線の認定についてです。今回、新幹線に関わる事業が含まれたということで、市道認定となりました。日本共産党は、新幹線については反対の立場ですが、今回の議案については、住民の暮らしが向上につながるものとして反対はしませんが、新幹線に関わることで、住民要望で上がっている道路よりも優先されて事業が進まれていくことはあってはなりません。

次に、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方についてです。これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止のためにも、安全対策を考える必要があります。

陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方についても、これまで述べてきたとおり、より貸出ダンプ制度が利用されやすい工夫などが必要です。

以上、各会派の賛同をお願いしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第23号及び議案第24号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第23号職員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、多木誠一郎氏、菰田尚正氏、高橋龍氏、渡部一博氏及び安部俊克氏の任期が令和7年8月31日をもって満了となりますので、引き続き多木誠一郎氏、菰田尚正氏及び高橋龍氏を、新たに池田克也氏及び津田義久氏を選任するものであります。

議案第24号固定資産評価員の選任につきましては、柴田健治氏の後任に、笹田泰生氏を選任するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） まず、議案第23号について、採決いたします。

本件につきましては、職員懲戒審査委員会委員5名の選任について同意を求める案件であります。高橋龍議員とそれ以外の方々を分離して採決いたします。

最初に、高橋龍議員について、採決いたします。

この採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、高橋龍議員は除斥となりますので、退

席を求めます。

(18番 高橋 龍議員退席)

○議長(鈴木喜明) お諮りいたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

(18番 高橋 龍議員着席)

○議長(鈴木喜明) 次に、ただいま決定いたしました以外の方々について、一括採決いたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第24号について、採決いたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第9号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇) (拍手)

○3番(松井真美子議員) 提出者を代表して、意見書案第1号適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止等を求める意見書(案)、意見書案第2号米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書(案)、意見書案第3号戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書(案)の提案理由の説明を行います。

意見書案第1号です。2023年10月、複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が導入されました。この制度は、インボイスを発行できない小規模事業者や個人事業者である免税事業者に対しては、取引先から不当な値下げや取引の打切りを求められることが懸念され、インボイス発行業者になると、税負担と事務負担の過大な負担を負うこととなります。本意見書案は、政府に対し、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを求めるものです。

意見書案第2号です。昨年から続く米価の高騰は、昨年同時期と比べ約2倍という高値となり、備蓄米が放出された後も高値が続いています。米価高騰を引き起こした米不足の根本には、政府が米の生産削減を農家に押しつけ米価の価格を市場任せにしてきたことで、米農家が離農し、生産体制が弱体化してきたことがあります。農家が安心して増産に励めるよう、緊急対策を求めるものです。

意見書案第3号です。政府は、戦後50年、60年、70年の節目に閣議決定した首相談話を発表してきました。今、世界で軍事的な緊張の高まりがある中で、今年、戦後80周年の節目を迎えます。国及び政府においては、戦争の歴史の教訓に向き合い、再び戦争の惨禍が起こることのないように包摂と対話による世界平和に貢献する意思を表明する首相談話を発することを求めるものです。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長(鈴木喜明) 次に、意見書案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）（拍手）

○1番（新井田邦宏議員） 提出者を代表して、意見書案第4号米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）について、提案趣旨説明を行います。

意見書案第4号米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）について、昨年来、スーパーなどでの米の販売価格は、昨年の2倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は、異常な値動きを見せており、家計を圧迫しています。この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて、訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し需要が増加したこと、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど、複合的な要素が影響したと言われていています。

そのような状況の中、政府は本年2月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため、備蓄米の活用を決定し、2025年産が出回る前の7月まで備蓄米を毎月放出すると発表しています。しかしながら、米の価格上昇は続き、農林水産省が5月12日に発表した米の平均店頭価格でようやく18週ぶりに下落したものの、いまだ高値圏で推移しています。

このようなことから、政府においては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望するものです。

以上、議員各位の賛同を求め、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第5号ないし意見書案第9号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 公明党を代表し、意見書案第4号米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）について、可決の態度を表明し、討論を行います。

昨年来、店頭などでの米の販売価格は、昨年の2倍以上に達し、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、そのような状況から、家計を圧迫しています。この米の価格上昇の主な原因は、2023年の猛暑、米の収穫量が減少し、供給量が減ったといったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要の回復、さらに訪日外国人観光客の増加といった要因により、この米の需要が急増したこと、さらには米の供給量が減少し、需要が増加したことで集荷業者間の買い付け競争が激化、そのような複合的な要素が影響したと言われていています。

そのような状況の中、本年2月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため、備蓄米の活用を決定し、2025年産が出回る前の7月まで備蓄米を毎月放出すると発表しておりました。

米の価格上昇は続き、農林水産省が5月12日に発表した米の平均店頭価格でようやく18週ぶりに下落してから4週連続で下がり、全国平均で5キログラム3,920円となり、約3か月半ぶりに3,000円台になったものの、いまだ高値を推移しています。

よって、政府においては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格に落ち着くよう努める

とともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望するものです。

以上の理由により、意見書案第4号米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）については、可決の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

**○4番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表して、意見書案第1号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書（案）、意見書案第2号米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書（案）、意見書案第3号戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書（案）は可決を求めて、意見書案第4号米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）は否決を求めて討論を行います。

意見書案第1号です。インボイス廃止の意見書の提出を求めるものです。5月の消費者物価指数が前年同月比で3.7%上昇し、5か月連続で3%台の上昇となっており、他方、現金給与総額、名目賃金が前年同月比で2.3%増加しているにもかかわらず、物価の上昇率がそれを上回り、実質賃金は3年連続でマイナスとなり、物価上昇に賃上げが追いつかない状況が常態化しています。

6月に一般社団法人共同通信社が行った世論調査では、消費税の減税廃止を望む回答が73%となっており、物価高騰対策として、消費税減税が国民から求められていることを示しています。物価高騰への緊急対策として消費税率を5%に引き下げる減税は急務であり、消費税が5%になれば、複数税率に対応すると言って導入されたインボイス制度の口実もなくなります。

問題は、減税の財源をどこに求めるかということです。国債発行などに頼るのではなく、中小企業を除く法人税率を引き下げ、以前の水準に戻すことや、所得1億円を超えると税負担率が減っていく、いわゆる1億円の壁を見直すなど、大企業や富裕層を優遇する税制を正して、応分の負担を求める税制改革によって、恒久的財源を確保することは十分に可能です。

本来、税制及び財政は、所得の再配分によって暮らしを守り、格差を是正するためにあります。低所得者からも、税を取り立てる現行の消費税の仕組みは、生計費非課税の原則や応能負担原則にも反するものになっているのが現状であり、インボイス廃止を求めるものです。

意見書案第2号、意見書案第4号です。どちらも米の安定供給を求めるものですが、第4号には、政府が減反政策で生産量を削減し、米価の価格を市場任せにしたことの指摘、価格保障と所得補償で農家支援を行うべきことが欠けています。

米価の高騰は、離農が進み、米を作る農家がいなくなっていることが最大の問題です。今後、生産者の米の価格が少し上がったとしても、資材の高騰や今までの赤字の埋め合わせに使われます。農家にとって、再生産可能な価格に、消費者にとっても困らないようにしっかり調整しなければなりません。

米の安定供給、そして価格の安定は、国が責任を持ってやるべきです。政府が米の価格や流通を市場に委ね、価格に関与しないと言いつつ、生産者が減ることには関与してきました。生産調整は自己責任、大手スーパーによる買いたたきや安売り競争も放置、非効率的な農家を撤退させる政策、これらの政府の政策転換が必要です。

米の輸入拡大について、日本は米を輸入するような状況ではありません。新潟県の実産量約59万トンを超える約77万トンがミニマムアクセス米として、毎年、輸入されています。歯止めのない輸入自由化路線が農業を疲弊させ、離農する人々を増やしてきました。輸入ではなく国産で、国内で賄えるようにすべきです。

農家を支える政策について、政府が需要に応じた生産をと言いい、収穫を増やさないぎりぎりで米を作らせ、備蓄もぎりぎりでやってきたことが破綻した原因です。政府は、ゆとりある生産を促していくべきであり、備蓄米もゆとりのある備蓄をするべきです。

米生産に関わる資材の高騰などを受け、農家への価格保証と所得補償が必要です。農業の所得に占める補助金の割合で言うと、欧米並みに拡充すべきだという声も上がっています。その声を受け止めるべきです。米の安定供給に必要な政策について、政策を実行する予算が必要です。食料、農業、命を支える農林水産予算の増額こそ必要です。

意見書案第3号です。今年は戦後80年、日本が過去の侵略戦争と植民地支配にどう向き合うかが問われてきます。しかし、石破茂首相は、戦後80年の節目に合わせ、戦争に至った経緯を検証、私的諮問機関を設置し、有識者から意見を聴取、8月に検証結果を示すことを目指し、閣議決定を伴う首相談話を出すのは見送る方向です。

日本政府は、1990年代に、歴史問題について三つの重要文書を明らかにしています。植民地支配と侵略への反省を表明した95年の村山談話、日本軍慰安婦問題について、軍の関与と強制性を認め、反省を表明した93年の河野談話、韓国に対する植民地支配への反省を表明した98年の日韓共同宣言です。これらは、歴史問題に対する到達点として、国内外から評価されてきました。

それを逆行させたのが、戦後70年に出された安倍談話でした。歴史問題はもう解決済み、これからは謝罪だの反省だの言わないようにしましょう、三つの重要文書を事実上お蔵入りにしてしまおう、これが安倍談話でした。この10年間は安倍談話の線で事が進められ、それが日本軍慰安婦問題でも、徴用工問題でも解決の重大な障害になってきました。これからは反省を言わないというのは、加害国の言うことではありません。反省を未来の世代まできちんと受け継いでこそ、本当の友好をつくることができます。

過去3回の節目と同様、閣議決定した首相談話の形で、内外に日本の姿勢を明確に示すべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、一括採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第4号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時55分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 橋 本 布 美 絵

議 員 佐 藤 奈 緒 美

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和7年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表



○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和7年2月分、3月分、4月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以 上



○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

デジタルサイネージ整備事業は、各種がん検診等の受診勧奨や各施設の利用・活動状況等の情報発信を目的に、ウイングベイ小樽の行政機能エリア中央通路に1台約18万円のモニター7台などを整備するものであるが、行政情報を伝えるだけであれば、もっと安価な製品でも足りるのではないか。

また、設置場所は、行政機能エリアの狭い空間に7台全てを設置することとしているが、ウイングベイ小樽は非常に広いことから、駅直結の通路やスーパー付近など、人の流れが多い場所に分散設置するほうが、より効果的に情報発信をすることができると思うがどうか。

・議案第3号について

議案第3号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案は、進学・就職準備給付金の情報について、個人番号を使用し、他部署や全国の自治体と情報連携を行うための改正であるという。

市は、令和7年3月に国から情報連携についての通知があったことやマイナンバーカードの普及により、他部署との連携が生じる可能性があるため、条例改正は必要であるというが、個人番号の使用を条例で規定するかどうかは自治体の判断であり、利用拡大が広がると情報漏えいやプライバシーの侵害につながるおそれがあることから、個人番号を使用する事務を拡大すべきではないと思うがどうか。

・議案第17号について

議案第17号は、市が、原告から雨水排水管が地中を横断している民有地及びその土地に存する建物を買受けるとともに、損害賠償金を支払い和解するものであるが、賠償だけでなく、土地を買受けることになったのは、どのような理由からなのか。

また、ほかにも雨水排水管が埋設された民有地が存在し、今後似たような賠償問題が発生することはあり得るのか。

・議案第22号について

議案第22号は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用に係る提案であるが、これは、すでに当初予算で1億7,260万円が計上されている「おたるプレミアム付商品券」について、さらに予算を上乗せする内容となっている。

商品券を購入できるのは、まとまったお金を持っている方であり、物価高騰の影響が特に大きい低所得者は、購入したくても購入できないことから、水道料金の値下げなど、広く市民に支援が行き渡る施策を行うべきと思うがどうか。

・その他の質問

ナチュラルビズスタイルについて、本市でも本年10月より試行予定であるため、それに向け、公務員としてふさわしい服装の基準を整理することとしているが、そもそもナチュラルビズスタイルとは、職員一人一人が気温とTPOを考え、主体的に服装を判断するものであり、市が基準をつくることは、本来の趣旨に反するものである。職場での混乱を踏まえると、一定の基準を設けること自体には賛成するが、避けるべき服装を定めるなどのネガティブルール程度にとどめるべきと思うがどうか。

また、小樽市職員の職員き章等に関する規則では、職員は職員の身分を明らかにするため、記章を常に身に付けることになっているが、夏季軽装等、ジャケットを着用しないときには、記章を付けていない実情を踏まえ、ナチュラルビズスタイルの導入に併せて、記章についても現状に即した規則に変えていくべきと思うがどうか。

政府は、先に閣議決定した「地方創生2.0基本構想」の中で、居住地以外の地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大に向け、関係人口の数値目標を掲げるとともに、その数値を可視化する仕組みとして、ふるさと住民登録制度の創設を挙げている。

この制度に近い取組としては、岐阜県飛騨市が2017年から「飛騨市ファンクラブ」として、会員間の交流を活発に行い、既に1万7,000人以上の会員がいる状況であるが、本市においても、このような取組を検討する考えはあるのか。

また、関係人口が増えることは、本市経済の活性化や地域の担い手確保にもつながるが、関係人口の創出や維持、拡大の仕組みづくりや、物理的距離の壁といった課題もあるとのことだが、市は、その課題に対し、どのように取り組んでいくのか。

オタモイ地区再開発の検討は、2021年に株式会社ニトリホールディングスの似鳥会長が小樽商工会議所へ再開発調査費5千万円を寄附したことに端を発したが、過日開催された、オタモイ再開発協議会の総会において、計画を事実上凍結する方針が固められたと聞く。

これは、事業主体になる方向で検討していた市が、天狗山や祝津の再開発を優先したい考えであることなどが判断の理由であるというが、オタモイ地区は魅力的な観光資源であることに加え、似鳥会長の気持ちに伝えるためにも、再開発の実現を切に願うが、市は、今後の方針をどのように考えているのか。

本市では、地域活性化企業人をデジタル分野で活用したことにより、自治体DXの認識共有や機運醸成が大きく推進されたというが、令和6年度に派遣期間満了となった企業人の後任の目途はついていないという。

自治体DXの取組には欠かせない人材であるため、継続的な派遣に努めてもらうとともに、それと並行して、観光や地域課題解決など幅広い分野での活用を検討してもらいたいと思うがどうか。

また、新たに企業に所属する社員個人との協定に基づく副業型と企業退職後の人材を活用するシニア型も始まり、今後はさらに本市の課題を解決して前進するようきっかけとして活用できることや、市内の中小企業や団体のデジタル化の推進にも有効であることから、市には、引き続き企業人の派遣を進めてほしいと思うがどうか。

生成A Iは、適切に活用することで、慢性的な人手不足を補い、質の高い行政サービスを可能とする有効な手段であり、本市では、今秋から業務に導入されるとのことで、大いに期待している。

利用に当たっては、ガイドラインの策定はもちろんのこと、職員に対する利用ルールの周知徹底や、技術的な研修の継続的实施によって、中長期的な人材育成を図る一方、技術的な側面以外にも、生成A Iがもたらす倫理的な課題や、社会への影響についての庁内議論が必要と考えるがどうか。

また、すでに生成A Iを大規模に活用している自治体もあるため、本市においても他の自治体に後れを取ることなく、明確なビジョンと戦略を持って推進してもらいたいと思うがどうか。

本市で行われる入札等では、「小樽市地元企業優先発注に関する基本的な考え」に基づき、地元企業に配慮した業者選定を行っているというが、市内業者だけでは競争性が確保できない場合には、市外業者が落札することもあるという。

公共事業として公平性・公正性を保つことは必要であるが、人口減少が進む本市においては、市内事業者の活力が減退しているため、市内経済や市民生活を守るためにも、発注方法を工夫し、市内業者が優先して受注できるよう進めてほしいと思うがどうか。

第3号ふ頭の基部緑地で導入する、みなと緑地PPP制度は、民間資金の活用による緑地の管理に係る財政負担の低減、民間事業者の創意工夫による緑地のサービスレベルの向上が期待できるというメリットがあるが、以前公表された本制度のスケジュールでは、令和6年度に事業者選定、7年度には事業実施と示されており、公募条件を整理している現状は遅れている状態である。

市は初めて導入する制度であり、先行事例も少ないことから、課題整理等に時間を要したためとしているが、本年8月に観光船ターミナルのオープンが控えていることに鑑みると、さらなるにぎわい創出のためにも、緑地の供用開始とともに本事業も実施してほしいと思うがどうか。

また、新総合体育館のように、仮に応募がなかった場合、公募条件の見直しなど再度の公募までに時間がかかると考えられるが、市は、入札不調になった場合の手続きに要する期間等は把握しているのか。

本市では、国内外の船会社にはポートセールスを行っているが、船具、船舶機器をはじめ、食料品、日用品等、船舶に必要な物品の調達を行い、船会社に提供するシップチャンドラーには営業活動を行っていないという。

令和6年度に物資の積込みが行われたクルーズ船は2割程度だったとのことだが、物資の納入は本市にとって大きな経済効果をもたらすことから、シップチャンドラーへの営業活動も行うべきと思うがどうか。

特に、次の寄港地までの期間が長く、富裕層が乗船している海外のクルーズ船については、日本のガストロノミーを楽しみたいと思っている方が多いと考えられることから、市としては、季節ごとに対応可能な食材や、小樽産品のリストなどを持参の上、セールスを行ってほしいがどうか。

オーバーツーリズム対策として配置される警備員について、これまでも配置していた船見坂や三本木急坂であれば、警備を要する範囲はある程度限られていた一方、新たに配置を予定しているJR朝里駅と銭函駅周辺では、範囲がかなり広くなると想定されるが、観光客が集中する時期には、それぞれ何名の警備員を配置する予定なのか。

オーバーツーリズムは、今後も続くと思うが、昨年度のような痛ましい事故が二度と起きることのないようしっかりと警備をしてほしいと思うがどうか。

おたる自然の村の経営状況は、以前から採算が取れておらず、それを補填するかのようによりから多額の委託料が出されている。市は、少子高齢化の影響を受けて、利用者が減っているというが、この施設の利用者の多くは子供や高齢者であり、今後、さらに経営が厳しくなることは明らかであることから、施設の廃止や民間活力の導入など、これまでの運営方法とは大きく異なる在り方について検討したことはあるのか。

また、市民からは、利用方法がわかりにくい、料金は安いもののサービスが不十分などという意見が寄せられているが、利用をためらっている市民の声を施設の充実や運営に反映させる取組はできないのか。

市民会館の利用に関して、市内中学校の吹奏楽部関係者からは、減免の制度はあるものの、市民会館やマリンホールの利用料が高いため、なかなか利用することができず、大きなホールで演奏する機会がないという声を聞く。

会場利用料のほか、楽器の運搬に費用がかかることも気軽にホールを利用できない理由の一つになっていると思うが、吹奏楽部は性質上、大きなホールで大勢の人の前で演奏することにより達成感や成功体験を得られることから、市民会館の利用が見込まれない週末などにホールを開放し、市内の吹奏楽部が演奏できるようなイベントを開催してはどうか。

女性への支援について、本市におけるジェンダーギャップ意識の解消は、徐々に進んでいるものの、いまだ解消には至っていないとのことである。家庭・家族の在り方や、性別分業意識などについては、男女ともに意識を変えることが必要と思うが、今後、取り分け、男性に対してはどのように働きかけていくのか。

また、就労や健康面についても課題は多く、就労に関しては、DXの推進といった時代背景から様々な場面でデジタルスキルを求められるようになっており、健康面では、若者のヘルスリテラシーの低さにより、SNSなどから入手した誤った情報に振り回され、健康状態を悪化させている人がいるとも聞く。

市としては、キャリアアップ、再就職に向けたリスキリングの支援や、将来の妊娠に向け、正しい知識を身に着けるプレコンセプションケアの支援など、広く女性を支援するための施策に力を入れて取り組んでほしいと思うがどうか。

小樽市内における不法投棄について、石狩湾新港の小樽市域では、平成20年頃と比べると改善されているものの、市内全域では依然として不法投棄が続いている実態がある。

対策として、市は、職員のパトロールに加え、看板の設置やホームページでの周知等を行っており、不法投棄対策経費として、毎年約500万円をかけているとのことだが、それでも不法投棄がなくなる現状について、どのような原因があると考えているのか。

不法投棄をなくすためには、モラルの向上、法令順守の徹底について、広報おたるへ継続的に掲載するなど、さらなる市民周知が必要と思うが、市は、今後どのような対策が必要と考えているのか。

札幌婚活支援センターは、さっぽろ連携中枢都市圏の事業として本市の市民も利用でき、婚姻数と出生数の相関からも少子化対策として意義のある取組と感じている一方、生産年齢人口の女性は都市部へ流出する傾向にあることから結婚後に札幌へ転居するケースも想定され、本市の人口減対策として考えた時、社会減につながる懸念もあるが、この事業により成婚した夫婦の居住地や出生の状況など、その後の情報はどこまで共有されるのか。

また、本市の合計特殊出生率は札幌市より高い状況にあり、少子化対策の視点では、結婚後に本市に住んでもらえるよう誘導することが本市にとって事業効果の最大化につながることから、札幌市に対し、さっぽろ連携中枢都市圏全体の人口減対策として成婚した夫婦に、本市への移住を促すよう意見を伝えてほしいと思うがどうか。

妊婦相談について、公共施設や民間施設の女性トイレに、予期せぬ妊娠をした女性に向けた相談カードの設置以降、相談件数は増加しているが、相談が寄せられるのは30歳代、40歳代の女性が多く、内容も育児に関する不安や、出産時の子供の預け先の相談が多いとのことだが、このことは、相談窓口の情報が若年層に届いていないためと考えられる。

特に、行政や医療機関の支援が必要とされる妊婦、いわゆる特定妊婦は、未受診妊婦が多く、石狩市の乳児遺棄事件のように、どこにも繋がりを持たないことで問題が深刻化するケースも多くあるため、NPO法人などとの連携によるアウトリーチを行うなどの取組も必要と思うが、市は、今後の周知や窓口の拡充などに関する取組について、どのように考えているのか。

HPVワクチンについて、本市でも定期接種対象者への個別通知に加えて、接種機会を逃した方には、キャッチアップ接種の勧奨通知を送付することで、接種率向上に一定の効果が現れているものの、子宮頸がんリスクやワクチンの正しい情報が対象者へ届いておらず、いまだ根強い不安感を完全に払拭できていない。接種率向上に向け、正しい情報を得ることや重要性を学ぶといったヘルスリテラシーを高めることは重要であることから、正しい情報と誤った情報をしっかりと比較できるようにして示すことはできないのか。

また、不安を解消するには専門家からの話も有益であるため、本市のこれまでの取組に加えて、産婦人科や小児科の医師による話を親子で聞けるような機会を設けてほしいがどうか。

4月からの新たな小樽市立病院について、これまでの局長と院長の二役体制に加え、副局長を新設し、三役が共同して病院の充実及び発展を強力的に牽引していくというが、病院の充実とは、市民に分かりやすい言葉で表現するとどのようなことなのか。

また、特定の臓器や疾患に限定せず、患者の身体を総合的に診る診療科として新設された総合診療科は、専門医との間に入るコーディネーター役や、地域の医療機関につなぐ役割を担うものであるというが、総合診療科が開設されたことにより、今後どのような影響が考えられるのか。

投雪により公園の遊具が破損することについて、本市の都市公園への投雪は原則禁止されているものの、市の除雪業務の受託業者や市民が、雪の捨て場がなく公園に雪を寄せざるを得ない現状の中、遊具などの施設破損をどう防ぐかが今後の課題である。

市は、公園を地域の雪置き場として活用することについて、今後前向きに検討していく姿勢を見せているが、冬期に発生する施設破損の件数はかなり多く、なかなか修理されず使用できない状況が続いているため、他市の事例を参考として、公園への投雪にルールを設けるなど、施設破損が少しでも減少するよう、なるべく早急に取り組んでもらいたいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第5号について

議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案の個人市民税の部分は、地方自治法の一部改正に伴い、大学生世代の子供を持つ親等の税負担を軽減すること等を目的に、個人の市民税に係る特定親族特別控除を創設するための改正であるが、103万円の壁というのは税制のゆがみの一部に過ぎず、今回の改正による負担軽減は、限定的で物価の上昇に対応しきれていない。

控除額の引上げ自体に反対はしないが、本来は大学生等がアルバイトをしなくても、学費や生活費の心配をしないで勉強に専念できる環境づくりこそ必要であると考えているがどうか。

・その他の質問

6月3日に北海道が公表した日本海沿岸の地震・津波被害想定について、津波による被害が加わったことで、本市の想定避難者数が倍の1万1,000人、建物の全壊棟数が約6倍の920棟になるなど、大きな見直しがされている。この想定に基づき、本市の地域防災計画や業務継続計画、強靱化計画など関連する各計画の見直しをするとのことだが、どのようなスケジュールで進めていくのか。

また、甚大な災害では、自助・共助の意識が大事であることに加え、災害ボランティアが復旧・復興の大きな原動力の一つとなっており、被災した地域が、外部からの支援をきちんと受け入れ、生かすことができる「受援力」が必要と言われているが、市は、この受援力を高めるため、災害ボランティアの受入れ体制を今後どのように築いていくのか。

市政アンケートモニター制度は、市民の声を聞く新しい試みとして良い事業であると思うが、正しく運用しなければ正確な市民ニーズが把握できず、議論が偏った方向に誘導され、その結果、市政に悪影響を及ぼすことを懸念している。

市は、設置要綱の中でモニターの選定方法を定めていないが、モニターとして登録する方々の性別、年齢、居住地等の偏りについて、どのように考えているのか。

また、本市の施策等でアンケートを取る機会というのは多々あると思うが、モニター制度の活用について他部署とはどのように連携しているのか。

このたび市教委が作成した「小樽市不登校マニュアル」は、本市でも増え続ける不登校児童に対応するため、市教委が危機感を持って作成したということがよく伝わる内容であるが、最前線で対応する学級担任が疲弊しているのはマニュアルの内容が実現できないことが懸念されるため、まずは学校の業務量を減らし、教職員にゆとりを持たせることが必要であると思うがどうか。

また、不登校問題の解決に向け、学校や教職員の裁量をある程度認めるとともに、子供の自主的な意思を反映できる自由な雰囲気のある学校を目指してもらいたいと思うがどうか。

おたる地域子ども教室は、地域の方々による見守りボランティアの御協力のもと、市内小学校にて、子供たちが安心・安全に過ごせる居場所づくりを目的とした事業であるが、見守りボランティアの不足が大きな課題となっている。これはボランティア登録の申請の流れや活動内容のわかりづらさが要因として考えられるため、市のホームページに申請から活動までの流れや、よくある質問などを掲載したり、公式SNSで子供たちが実際に遊ぶ様子を投稿したりするなど、周知が必要と思うがどうか。

この事業は、子供の運動習慣の改善や、様々な活動を通じて、新たな体験ができるなど魅力ある取組と思うが、コロナ禍前に比べ、実施している学校が減っている状況にあるため、市は、見守りボランティアが増えるよう取り組んでほしいがどうか。

○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第10号及び議案第11号について

議案第10号及び議案第11号の工事請負変更契約は、どちらも車両の乗り入れに対応できるよう外構工事の変更を行う内容を含む議案であり、市は、事業を再検討した結果、契約変更に至ったという。

本来このような想定は、契約を締結する当初設計の段階で行われるべきであると思うが、今回当初に、そのような検討がされなかったのはなぜか。

・その他の質問

企業誘致サポート事業について、本市は2年に1回、全国の企業誘致に取り組む自治体等と一般財団法人日本立地センターが共同で実施する、民間企業の設備投資の動向を確認する合同アンケート調査に参画している。

これは、全国の調査対象企業に対し、幅広く本市の産業用地をPRできるほか、専門知識を有した日本立地センターの職員が、調査で有意回答を得た企業に対し、訪問や電話などで詳細な事業と設備投資計画などをヒアリングした上で、本市に報告してもらえるものであるという。

この調査は、少なからず本市に興味を持ってきている企業をターゲットとして絞ることができることに最も意義があり、その相手にしっかりとアプローチすることが重要であることから、本事業で得た情報をしっかりと活用し、企業誘致を進めてもらいたいと思うがどうか。

クルーズ船ターミナル駐車場について、有料化した収益を、除排雪を含む管理経費の財源とし、通年で開放してはどうかという提案に対し、市は、令和8年4月の基部緑地の供用開始に伴って見込まれる来訪者の増加の状況や公共施設の有効活用の観点から、観光バス駐車場として有料で通年利用することについての課題等があり、料金設定や運用方法、事業スキーム等の整理・検討に時間を要するという。

現状は、駐車場の除排雪費を一般財源で支払っており、市民の納得は得られないと考えるが、駐車場を活用した場合の収益は年間約666万円と試算され、さらに北運河方面への回遊性向上にもつながることから、スピード感を持って早急に制度設計を行い、年度内早い時期に実施をしてほしいと思うがどうか。

観光客に対して路上で声を掛け、特定の飲食店を紹介し、マージンを受け取る客引き行為は、その問題性についてたびたび議会でも議論されてきたが、近年は新たに、SNSやインターネットなどのデジタル手段を使った客引き行為が問題となっている。

本市でも、飲食店などから依頼を受けた者が広告であることを隠して感想などを投稿するステルスマーケティングというデジタル客引きの事例が発生しているが、市は、観光事業者に対し、どのような対策を取ることができるのか。

また、本市を訪れる観光客が正しい情報に基づいて観光体験を選択できるよう、ステルスマーケティングの防止と適切な情報発信をお願いしたいと思うがどうか。

ナイトタイムエコノミーを推進し、通過型観光から滞在型観光への移行を目指す本市は、スナックをはじめとする飲食店は比較的充実している一方、夜のエンターテインメントの側面では、天狗山や運河クルーズなどのコンテンツはあるものの、不十分であることから、ナイトクラブやライブハウス、ショーパブといった特定遊興飲食店増加のための取組を行ってほしいがどうか。

また、現在、市が行っている創業支援補助金は、特定遊興飲食店のような業種は対象外であることや、市内の金融機関から新規創業者向けの融資を受ける必要があるなど、支援を受けるハードルが高く、ナイトタイムエコノミーを推進しているとは言えない状態であることから、支援対象外となっている業種の追加や要件の見直し、もしくはナイトタイムエコノミー推進に資する企業への新たな創業支援の創設を検討してほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第6号及び議案第7号について

議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令を適用するため改正を行うものであるというが、そもそも今回の改正は経過措置であり、当初の5年延長から始まり、現在では15年延長と、なし崩しの状態になっている。

現在、本市に該当する施設はないものの、家庭的保育事業等や特定地域型保育事業の規制緩和は、保育の質の低下につながるものであり、認可保育所等の拡充こそが必要であると考えがどうか。

・陳情第12号について

陳情第12号あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方については、法令やガイドラインに違反する広告に対し、通報対応だけではなく、一斉点検や文書配布等の適切な施策による改善・指導を強く希望するものである。

過去に本市で法令に違反するような広告を掲げて営業していた、あんま、マッサージ指圧、鍼灸及び柔道整復の店舗はあったのか。

また、法令に違反する店舗に対し、市はどのような対応をとっており、現在も対応中の案件はあるのか。

・その他の質問

ユニバーサルシートは、主に多目的トイレに設置され、障害のある方や高齢者のおむつ交換のほか、子供の着替えなど、様々な方が多目的に利用でき、大人も横になれるような大型のシートである。その名のとおり誰かのためだけということではなく、小さな子供、高齢者、障害者、あるいは将来の自分など、誰もが使う可能性のある設備であり、今後は高齢者や障害者の外出支援の観点からも、こうした設備の必要性は高まると考えているが、市は、ユニバーサルシートの設置推進について、どのように考えているのか。

がん検診について、本市の受診率は、小樽市健康増進・自殺対策計画で設定している目標値と開きがあると聞いているが、保健所がウイングベイ小樽に移転したことを機に、受診率向上のための新たな取組を行う予定はあるのか。

また、受診率を上げるためには、保健所主導の上、市立病院や市内の医療機関、医師会などとして連携をとり、がん検診に対する市民理解が深まるような事業を展開してほしいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第18号について

議案第18号損害賠償額の決定について、照明柱に使用しているポールには耐用年数があり、設置場所、気象状況、使用環境などによっても腐食の進行が違ってくるため、定期的な点検や補修が必要であるが、市は、令和2年度に行った点検以降、定期点検はしてこなかったという。

照明柱が倒壊し、人身事故等の大きな事故が発生する可能性もあるため、今後は安全対策に取り組んでもらいたいと思うがどうか。

議案第18号は、市が管理する照明柱の倒壊が発生し、民家の外壁に損害を与えたものであるが、これまでは、街路灯や園路灯の維持管理としての点検を誰が、どのように、どれほどの頻度で行ってきたのか。

また、他の自治体では、リース方式により街路灯や園路灯をLED灯へ更新し、コストの縮減や市民サービスの向上、職員の業務量の大幅な削減を実現した事例が増えており、観光都市として夜景が損なわれないよう照明の色の指定もできるといったメリットもあることから、リース方式による更新について調査・検討を進めてほしいと思うがどうか。

・議案第20号について

議案第20号市道路線の認定について、新幹線駅前通線の道路の幅員は、場所により5.92メートルから21.60メートルであり、市道としては5.92メートルでも十分な幅員であると考えているが、市は、21.60メートルは必要な幅員と考えているのか。

また、幅員を狭くして隣接の土地所有者に売却する方法もあったと思うが、どのような経緯で認定することになったのか。

・その他の質問

道路の補修について、昨年度冬季に建設部内で試行された、LOGOフォームによる路面情報収集は、損傷箇所の画像を送信できることから、損傷程度の把握、現場での対応判断や優先順位づけにおいて非常に役立つことに加え、提供された情報を地区ごとに集約することで、現地確認の効率化を図ることができ、試行段階で短所は確認できなかったという。

このことを踏まえ、今後は、実施予定の春から秋にかけての道路パトロールに加え、本市職員の通勤時における道路情報収集についても、LOGOフォームを活用してほしいと思うがどうか。

また、市民から通報を受けた際、その後の対応状況について、ホームページ等から閲覧できる仕組みを新たに構築することは、市民にとって親切であると考えられることから、検討してほしいと思うがどうか。

歴史的風致維持向上計画について、本計画に掲げられた事業を着実に推進し、本市の歴史的風致を確実に維持向上させるためには、事業の推進体制、進捗状況の管理、効果を適切に評価する仕組みが不可欠だと思うが、具体的な指標や方法はどうなっているのか。

また、本計画を市民に知ってもらうことがまずは重要であるが、本計画は300ページ以上あり、興味のある人以外にとっては読みづらいと思うことから、例えば、文化財を地域ごとにまとめて概要版を作成したり、構成文化財のカードを作成して市民や観光客に配ることでPRするなど、力を合わせて文化資源の保存活用を進めてほしいと思うがどうか。



適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松 井 真美子  
同 小 貫 元  
同 下 兼 薫

一昨年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができません。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打ち切りを求められることが懸念されていました。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなりました。

制度導入に当たっては、インボイス発行事業者になった場合に3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきました。

制度導入から2年が経過しましたが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出しています。さらに、負担軽減策も不十分であり、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではありません。

また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者に求めることができる状況ではありません。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営を取り巻く環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者の経営の持続化や道内の経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ません。

また、電子帳簿保存法によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっています。

よって、国及び政府においては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 30 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 7 年 6 月 30 日	議決結果	否	決
-------	-----------------	------	---	---

米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松 井 真美子  
同 高 野 さくら  
同 下 兼 薫

昨年から続く米価の高騰は、備蓄米が放出された後も続いています。農林水産省が公表しているスーパーでの販売価格（4月時点）は、5kgで4,000円を超え、前年同時期で約2倍という高値が続いています。このような事態に多くの国民が悲鳴をあげています。

また、米価高騰の長期化により、寄附で集めた食料品を生活困窮者に無償で配布するフードバンクやこども食堂などを運営するボランティア団体やNPO法人が危機的状況に陥っているほか、医療機関や福祉施設の経営も圧迫しており、社会に与える影響は深刻さを増しています。

米価高騰の一因には民間在庫量の落ち込みがあげられますが、今年6月末の民間在庫量は昨年よりさらに少ない見通しとなっており、今秋の端境期も逼迫が懸念されています。米不足の根本には、需要が毎年減ることを前提にして生産削減を農家に押し付けるとともに、米価の下落を市場任せにしてきたことで、米農家の離農によって生産体制が弱体化してきたためです。

よって、国及び政府においては、備蓄米の活用を含めて米の供給と価格の安定に政府が責任を持つことを明確にするとともに、農家が安心して増産に励める条件整備を行うために、以下の緊急対応を求めるものです。

記

- 1 備蓄米の販売方法を見直し、小売店やスーパーなどへの流通を促進すること。
- 2 学校給食及びフードバンク・こども食堂への備蓄米の交付数量の上限を拡大するとともに、医療・福祉施設へ直接供給すること。
- 3 気候や経済変動などによる米不足に対応できるよう、ゆとりある需給計画により国内生産と備蓄を拡大すること。
- 4 価格保障や所得補償により、米農家を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 30 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和7年6月30日	議決結果	否	決
-------	-----------	------	---	---

令和 7 年

第 2 回定例会

意見書案第 3 号

小樽市議会

戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

白川 貴城

同

松井 真美子

同

佐々木 秩

政府は戦後50年、60年、70年の節目に閣議決定を経た首脳談話を発表してきました。50年の村山談話では、「植民地支配と侵略」について「痛切な反省」と「心からのおわび」を表明し、60年の小泉談話でも基本的にその姿勢が踏襲されました。70年の安倍談話では、「反省とおわび」などの言葉を使いながらも、「未来志向」を強調する内容となりました。

戦後80周年を前に、昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者のみなさんが被爆の実相と核兵器の非人道性を語り広げてきたことが、核兵器の使用をタブーとする世論を築いてきたことによるものです。

今、世界では軍事的な緊張の高まりがある一方で、ASEAN（東南アジア諸国連合）にみられるように軍事的対立ではなく、包摂的な平和構想によって緊張を緩和する平和の潮流も生まれています。

戦後80周年の節目となる今年、国及び政府においては、戦争の歴史の教訓に真摯に向きあい、再び戦争の惨禍が起ることのないように、包摂と対話による平和な世界へ貢献する意思を表明することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 7 月 1 日

小樽市議会

議決年月日	令和7年7月1日	議決結果	可決	賛成多数
-------	----------	------	----	------

米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新井田 邦 宏
	同	中 鉢 淳 二
	同	下 兼 薫
	同	前 田 清 貴

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の 2 倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫しています。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したといわれています。

そのような状況の中、政府は、本年 2 月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定し、2025年産が出回る前の 7 月まで、備蓄米を毎月放出すると発表しています。

しかしながら、米の価格上昇は続き、農水省が 5 月 12 日に発表した米の平均店頭価格でようやく 18 週ぶりに下落したものの、いまだ高値圏で推移しています。

よって、政府においては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が表れるまでの間、活用を継続すること。
- 2 今後の米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 30 日  
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 6 月 30 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-----------------	------	-----	---------

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書  
(案)

提出者	小樽市議会議員	新井田 邦 宏
	同	小 貫 元
	同	中 村 吉 宏
	同	下 兼 薫
	同	中 村 岩 雄

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

北海道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林作りを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林作りや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国及び政府においては、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

## 記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林作りを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 30 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 7 年 6 月 30 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------------	------	-----	-----	-----

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	小貫元
	同	平戸理史
	同	松岩一輝
	同	佐々木 秩

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要や不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

よって、国及び政府においては、2026年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準を確保することから、より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 政府として減税政策を検討すること。その際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなど、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、その対応を図ること。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定をする際は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に十分配慮すること。
- 6 会計年度任用職員においては今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置についても検討すること。

- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、必要な財源を確保すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 10 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年6月30日  
小樽市議会

議決年月日	令和7年6月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	高野さくら
	同	白濱聡
	同	中村吉宏
	同	面野大輔

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきています。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受けます。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むこととなりますが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければなりません。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められます。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取組です。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する大規模災害復興法に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとなっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしています。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点を当てた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定しました。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和 5 年 7 月末時点で着手率が約 67% となり、取組は一定程度定着してきていると考えられますが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状です。

災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要です。

よって、政府においては、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 30 日  
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 6 月 30 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------------	------	-----	-----	-----

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	高 橋 龍
	同	前 田 清 貴

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和 7 年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念されます。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O-N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、政府においては、次の措置を行うよう強く要望します。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 30 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 7 年 6 月 30 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新井田 邦 宏
	同	高 野 さくら
	同	中 鉢 淳 二
	同	小 池 二 郎
	同	佐々木 秩

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられています。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められています。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠です。

よって、政府においては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の 9 割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望します。

記

- 1 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続きの周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて、米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえて、セーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。
- 3 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 30 日  
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 6 月 30 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------------	------	-----	-----	-----

# 令和7年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 令和7年6月10日～令和7年6月30日（21日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和7年度小樽市一般会計補正予算	R7.6.10	市長	R7.6.18	予算	R7.6.23	可決	R7.6.30	可決
2	令和7年度小樽市病院事業会計補正予算	R7.6.10	市長	R7.6.18	予算	R7.6.23	可決	R7.6.30	可決
3	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案	R7.6.10	市長	R7.6.18	予算	R7.6.23	可決	R7.6.30	可決
4	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	R7.6.10	市長	R7.6.18	総務	R7.6.24	可決	R7.6.30	可決
5	小樽市税条例の一部を改正する条例案	R7.6.10	市長	R7.6.18	総務	R7.6.24	可決	R7.6.30	可決
6	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R7.6.10	市長	R7.6.18	厚生	R7.6.25	可決	R7.6.30	可決
7	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R7.6.10	市長	R7.6.18	厚生	R7.6.25	可決	R7.6.30	可決
8	小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案	R7.6.10	市長	R7.6.18	厚生	R7.6.25	可決	R7.6.30	可決
9	工事請負契約について〔第3号ふ頭基部緑地整備その2工事〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	経済	R7.6.24	可決	R7.6.30	可決
10	工事請負変更契約について〔観光船ターミナル新築工事〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	経済	R7.6.24	可決	R7.6.30	可決
11	工事請負変更契約について〔港湾管理事務所新築工事〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	経済	R7.6.24	可決	R7.6.30	可決
12	工事請負変更契約について〔後志共同消防指令センター整備工事〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	総務	R7.6.24	可決	R7.6.30	可決
13	動産の取得について〔教育用端末〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	予算	R7.6.23	可決	R7.6.30	可決
14	動産の取得について〔ロータリ除雪車（1.5m/900t級）〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	建設	R7.6.25	可決	R7.6.30	可決
15	動産の取得について〔ロータリ除雪車（2.2m/2,300t級）〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	建設	R7.6.25	可決	R7.6.30	可決
16	動産の取得について〔救助工作車Ⅱ型〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	総務	R7.6.24	可決	R7.6.30	可決
17	損害賠償額の決定及び和解について	R7.6.10	市長	R7.6.18	予算	R7.6.23	可決	R7.6.30	可決
18	損害賠償額の決定について〔照明の倒壊による建物の外壁損傷に係る損害賠償〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	建設	R7.6.25	可決	R7.6.30	可決
19	損害賠償額の決定について〔救助工作車による防護柵及び標識の損傷事故に係る損害賠償〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	総務	R7.6.24	可決	R7.6.30	可決
20	市道路線の認定について〔新幹線駅前通線〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	建設	R7.6.25	可決	R7.6.30	可決
21	小樽市非核港湾条例案	R7.6.10	議員	R7.6.18	総務	R7.6.24	否決	R7.6.30	否決
22	令和7年度小樽市一般会計補正予算	R7.6.18	市長	R7.6.18	予算	R7.6.23	可決	R7.6.30	可決
23	小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について	R7.6.30	市長	—	—	—	—	R7.6.30	同意
24	小樽市固定資産評価員の選任について	R7.6.30	市長	—	—	—	—	R7.6.30	同意
報告1	専決処分報告〔小樽市税条例の一部を改正する条例〕	R7.6.10	市長	R7.6.18	総務	R7.6.24	承認	R7.6.30	承認
意見書案第1号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書（案）	R7.6.30	議員	—	—	—	—	R7.6.30	否決
意見書案第2号	米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書（案）	R7.6.30	議員	—	—	—	—	R7.6.30	否決
意見書案第3号	戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書（案）	R7.6.30	議員	—	—	—	—	R7.6.30	可決
意見書案第4号	米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）	R7.6.30	議員	—	—	—	—	R7.6.30	可決
意見書案第5号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）	R7.6.30	議員	—	—	—	—	R7.6.30	可決
意見書案第6号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）	R7.6.30	議員	—	—	—	—	R7.6.30	可決
意見書案第7号	事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書（案）	R7.6.30	議員	—	—	—	—	R7.6.30	可決

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委員会				本会議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
意見書案 第8号	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)	R7.6.30	議員	—	—	—	—	R7.6.30	可決
意見書案 第9号	米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書(案)	R7.6.30	議員	—	—	—	—	R7.6.30	可決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	R7.6.24	継続 審査	R7.6.30	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	R7.6.24	継続 審査	R7.6.30	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	R7.6.25	継続 審査	R7.6.30	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	R7.6.25	継続 審査	R7.6.30	継続 審査

# 請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R7.6.24	継続審査	R7.6.30	継続審査
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R7.6.24	継続審査	R7.6.30	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5.12.12	R7.6.24	継続審査	R7.6.30	継続審査
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について	R6.2.20	R7.6.24	継続審査	R7.6.30	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	R7.6.25	継続審査	R7.6.30	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5.12.12	R7.6.25	継続審査	R7.6.30	継続審査
12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について	R7.5.30	R7.6.25	継続審査	R7.6.30	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	R7.6.25	継続審査	R7.6.30	継続審査
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について	R6.11.27	R7.6.25	継続審査	R7.6.30	継続審査



# 小樽市議会会議録

令和7年 第2回定例会

令和7年9月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1  
電話 (代) (0134)32-4111